

越前国府 1300 年の歴史と文化が香る

安らぎのまち、武生

越 前 市

中心市街地活性化基本計画

平成 19 年 1 1 月

(平成 19 年 1 1 月 30 日 認定)

(平成 20 年 7 月 9 日 変更)

(平成 22 年 3 月 23 日 変更)

(平成 23 年 3 月 31 日 変更)

(平成 24 年 3 月 29 日 変更)

目 次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
〔1〕市の概要	
〔2〕市のまちづくりの方向性	
〔3〕中心市街地の現状分析	
〔4〕これまでの取組みの成果と反省	
〔5〕住民のニーズ調査	
〔6〕中心市街地の活性化に向けた課題	
〔7〕中心市街地活性化の基本方針	
2. 中心市街地の位置及び区域	3 3
〔1〕位置	
〔2〕区域	
〔3〕中心市街地要件に適合していることの説明	
3. 中心市街地の活性化の目標	4 1
〔1〕中心市街地活性化の目標	
〔2〕計画期間の考え方	
〔3〕目標指標の考え方	
〔4〕数値目標の設定	
〔5〕目標のフォローアップ	
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に 供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	6 4
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	6 8
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供 給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業 等に関する事項	7 0
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化の ための事業及び措置に関する事項	7 4
8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	8 4
4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所	8 9
9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	9 0
〔1〕市町村の推進体制の整備等	
〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項	
〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	1 0 7
〔1〕都市機能の集積の促進の考え方	
〔2〕都市計画手法の活用	
〔3〕都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	
〔4〕都市機能の集積のための事業等	
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	1 1 5
〔1〕基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	
〔2〕都市計画との調和等	
12. 認定基準に適合していることの説明	1 1 9

様式第 4 [基本計画標準様式]

基本計画の名称：越前市中心市街地活性化基本計画

作成主体：福井県越前市

計画期間：平成 1 9 年 1 1 月から平成 2 5 年 3 月 (5 年 5 ヶ月)

1 . 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 越前市の概要

本市は、福井県のほぼ中央に位置し、面積は 230.75 km²で県面積の約 5.5%を、人口は 87,742 人 (平成 1 7 年国勢調査) で県人口の約 10.7%を占める。

市域東部に越前中央山地、西部に丹生山地、さらに南部に「越前富士」日野山がそびえるなど 400 ~ 700m 級の山々に囲まれている。

それら緑深い山々からは、県内三大河川の一つである日野川をはじめ吉野瀬川、鞍谷川などが流れ出し、市域中央部に広がる武生盆地に潤いを与えながら、やがて九頭竜川と合流して日本海に注いでいる。

市中央部を南北に縦断する J R 北陸本線、北陸自動車道、国道 8 号は、県外の大都市や県内主要都市との交通の動脈であり、本市は北陸の玄関口となっている。



本市の歴史は古く、継体大王 (507 年第 26 代天皇に即位) 伝承に見られるように、越の国と呼ばれた頃から拓けた地域で、旧武生市には越前国府が置かれ政治・経済・文化の中心地として栄えた。平安時代には、「源氏物語」の作者、紫式部が越前国司として赴任した父とともに多感な青春時代の一年余りを暮らした地である。また、旧今立町は、和歌集や写経の用紙に用いられた越前和紙の里として知られ、明治の初期の頃まで奉書紙や奉書紬の産地として和紙や繊維を扱う商店が集まり大変栄えたまちである。現在も、旧両市町のまちなかの辻や地名、行事などにその歴史と伝統の重みを感じることができる。

1,500年の伝統を誇る越前和紙、刃物業界で初めて国の伝統工芸の指定を受けた越前打刃物に代表されるように、本市は古くからモノづくりが盛んな地域であり、固有の地域文化が培われている。

近年は電子部品や輸送機械等のハイテク企業が立地し、地域産業に広がりが増し、県下第一位の製造品出荷額（県内シェア22%）を誇る産業都市として発展を続けている。

また、商業・サービス業も丹南地域の中心として古くから栄え、こうした活発な産業を背景として、人口は長年にわたり緩やかに増加してきた。

市域は、明治22年に市町村制が施行された当時は1町16村で構成されていたが、昭和23～34年の市町村合併により武生市と今立町となり、平成17年10月1日には両市町が合併し「越前市」が誕生した。



[2]越前市のまちづくりの方向性

(1) 基本理念と重点目標（総合計画より抜粋）

基本理念

“自立”と“協働”の基本理念のもと新たな時代に対応したまちづくりに取り組み、本市の魅力を経営的に高める。

地方分権が進むなか、本市の特性を活かした独自の政策展開により都市間競争に打ち勝っていくためには、「自己決定・自己責任」の原則に基づく“自立”した行政運営と、自主財源の確保による“自立”した財政運営の実現が不可欠である。効率的な行政運営に努めながら、市外からの投資を呼び込むなど本市自らの責任と判断で都市を経営していく視点でまちづくりに取り組む。

また、複雑かつ多様化していく市民ニーズにこたえるためには、市民と行政が相互の信頼関係のもとにそれぞれの特性を尊重し、適切に役割分担しながら協力していくことが必要である。市民と行政の“協働”の仕組みを確立することにより、ともに知恵と力を出し合いながら、市民の自覚と行動に基づく市民主体のまちづくりを促進する。

基本目標

“自立”した、誰にとっても暮らしやすいまちづくりに市民と行政が“協働”して取り組むことにより、“定住化を促進”していくことを重点目標とする。

人口減少社会のなかであって、地域産業の活性化やまちなかの賑わいの創出、市の活力の維持発展のためには、市内に居住する定住人口の増加が重要である。ゆとりある生活への志向、地元での就業希望、退職期を迎える団塊の世代などの社会情勢に的確に対応しながら、市民や本市を訪れた人が「越前市に住みたい」「越前市に住み続けたい」と感じる、暮らしやすさを実感できるまちづくりを進める。

(2) 都市構造の形成 (総合計画より抜粋)

本格的な少子高齢社会にあって、暮らしやすさと豊かさが実感できる活力ある地域社会を形成するため、市街地、田園と森林それぞれの特性を有効に活用してメリハリのある環境を形成し、相互に連携することにより、市域全体の表情を豊にし、力強い発展を実現する。

市全域を「中心市街地」、「一般市街地」、「田園森林地域」の3地域に大きく区分し、それぞれの地域特性を活かした都市構造を形成することにより、市全体の均衡ある発展を図る。

中心市街地

公共サービスや商業、各種業務、宿泊コンベンション機能など、丹南地域における中心都市にふさわしい広域的な機能の集積を図る。

多様で質の高い住宅、宅地の供給により、まちなか居住の受け皿を確保するとともに、福祉、交流などまちなか居住を支援する機能の整備、充実を図り、暮らしやすく訪れて楽しい中心市街地を形成する。

一般市街地

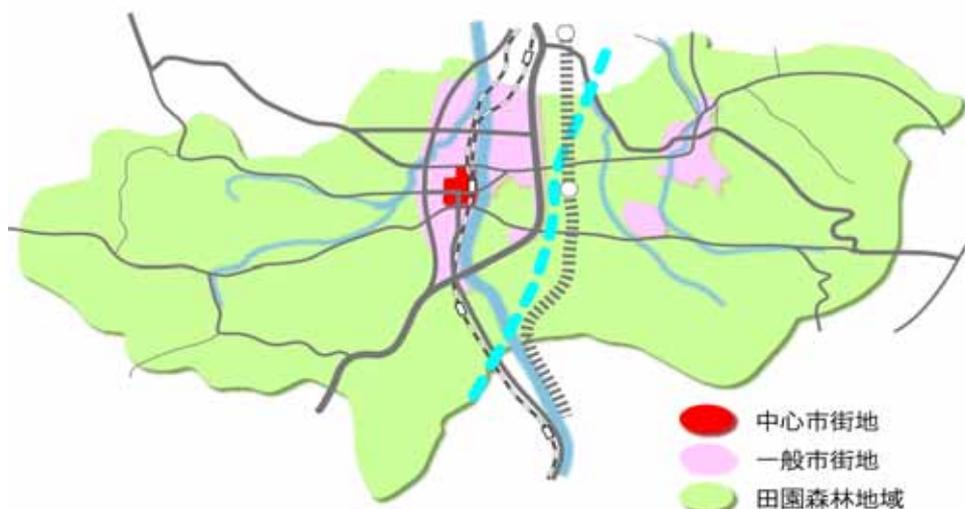
自動車に過度に依存しないライフスタイルへの転換を促進するため、商業サービスや通勤、通学、娯楽などを含む、コンパクトな日常生活圏の形成を促進する。

居住基盤が整備された地域を中心に、ゆとりと潤いのある居住環境の形成を図る。周辺環境との調和に配慮しながら、本市を支える基幹産業である製造業をはじめ多様な産業用地としての活用を図る。

田園森林地域

田園地域では、安全で良質な農作物を安定的・効率的に生産することはもちろん、あわせて豊かな田園風景の保全・創出やグリーンツーリズムの取組みなどを通じて、美しいふるさとの環境を守る。

森林地域では、本市を包む緑豊かな森林がもつ多面的な機能を適切に保全・管理するとともに、体験学習やレクリエーション活動の場などとして積極的に活用する。



(3) コンパクトなまちづくり(総合計画より抜粋)

次の5つのまちづくりの柱に沿って市民と行政が協働して施策を展開していく。

元気な産業づくり

元気な人づくり

快適で住みよいまちづくり

安全で安心なまちづくり

市民が主役のまちづくり

快適で住みよいまちづくりについては、計画的な土地利用を推進し、歴史的な風格を活かした中心市街地の活性化や美しい景観の創出、都市基盤の整備を進め、コンパクトで住みよいまちを目指す。

1 秩序ある土地利用の推進

限りある土地を効率よく利用するため、各種のまちづくりの施策の指針となる都市全体のゾーニング、まちづくりの基本方針を明らかにする。さらに、秩序ある土地利用を実現する規制・誘導の制度、住民の主体的なまちづくり活動を支援する制度を整える。

2 コンパクトで機能的な都市構造の形成

既存市街地は、商業、文化、交流などこれまでに蓄積された都市機能を活かして、高齢社会に対応した、歩いて暮らせる生活空間づくりを進めるとともに、中心市街地は賑わいのある魅力的なまちづくりを進める。

(4) コンパクトなまちづくりの一環として取り組む中心市街地活性化

(中心市街地活性化プランより抜粋)

これまで本市の市街地は、自動車社会の進展、核家族化や住宅ニーズの変化、人口の増加に伴い、地価の安い郊外へと拡大・拡散してきた。その結果、中心市街地の空洞化や公共交通の衰退を招き、自動車依存を前提にした都市構造が形成されてきた。

このまま市街地の拡大・拡散が進めば、優良農地や自然、景観が失われるだけでなく、行政コストの増加やコミュニティの希薄化を招くとともに、高齢者や子どもが住みにくく、若者にとっても魅力のない都市になってしまうおそれがある。

人口減少・少子高齢社会のなかで、財政的な自立、持続可能な社会の構築、豊かなコミュニティの形成を図るため、計画的な土地利用により市街地の無秩序な拡散に歯止めをかけ、これまで整備を進めてきた都市施設を有効に活用しながら、地域特性を踏まえたコンパクトで暮らしやすい都市づくりを推進する。

中心市街地の役割

中心市街地は、商業、業務、居住等の多様な都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統をはぐくみ、各種機能を培ってきた「まちの顔」とも言うべき地域である。コンパクトな都市における中心市街地は、市民の生活基盤の核として次のような役割を果たすことが期待される。

商業やサービス等の多様な都市機能が身近にあることにより、高齢者等にも暮らしやすい生活環境を提供する。

郊外に住む人も電車やバスを利用して多様な都市サービスを受けられる、楽しく歩けるまちを提供する。

公共交通の結節点であることや、歴史的・文化的背景と相まって、地域の文化や市民活動の核として、また、市外から訪れる人や観光の玄関口、交流の拠点として機能する。

商店等の事業者と消費者、文化的催し等の市民の多様な活動、市外からの来訪者等の相互の交流により、新たな文化や産業の創造、情報発信の拠点として機能する。

商業やサービス等の多様な都市機能...最寄り品（食料品・日用品）や買い回り品（衣料品・電気製品等）を扱う商店、飲食店、病院、福祉施設、銀行、教育・文化施設、公共交通、宿泊施設、公共サービスなどの機能。

中心市街地の活性化の意義

中心市街地の活性化は、本市が市内全域で取り組むコンパクトなまちづくりの一環として、前述の役割を担える中心市街地の形成を図るほか、次のような意義がある。

既に整備されている都市施設の有効活用

空き家、空き店舗、空き地等の低・未利用地の有効利用を含め、既に整備されている都市施設を活用することにより、投資の効率性を確保できる。

持続可能な都市の形成

公共交通が利用でき、歩いて多様なサービスが受けられる“歩いて暮らせるまち”の形成は、自動車に過度に依存しない、環境負荷の小さい持続可能な都市の形成につながる。

市民の暮らしを豊かにする

魅力ある“まちなか居住”や、郊外の大規模集客施設にはない楽しみ方ができる“歩いて楽しいまち”が提供されることにより、多様なライフスタイルが可能となり、市内全域の人々の暮らしを豊かにし、定住促進、産業活性化につながる。

市を象徴する歴史文化の継承

コミュニティを守り、市を象徴する歴史遺産や伝統・文化の継承・発信、景観形成につながる。

財政の自立

既存の都市ストックを活用し、多様な都市機能がコンパクトに集積したまちづくりは、財政の自立につながる。

しかし、中心市街地の現状は著しい空洞化が進み、期待に応えられる状態になっていない。

このため、既存の都市ストックを活用しつつ、地域住民、事業者、行政が相互に密接な連携を図りながら、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進する。

[3] 中心市街地の現状分析

(1) 人口、世帯

- ・ 平成 19 年の中心市街地の人口は 6,320 人で、過去 15 年間で 29.0% 減少している。
(1 年間に約 2% の減少)
- ・ 世帯数をみると、核家族化や一人世帯の増加により旧武生市全体では過去 15 年間で 19.1% 増加しているが、中心市街地は 15.8% 減少している。
- ・ 旧武生市全体の人口に対する中心市街地のシェアは、平成 4 年には 12.8% であったが、平成 19 年には 8.9% に低下している。
- ・ 旧武生市全体の人口・世帯数がこれまで増加していることから、中心市街地の人口減少の理由は、居住の郊外化によるものと推察される。
- ・ こうした居住の郊外移転に伴い、空き家、空地、駐車場が増加している。

	区域	平成 4 年	平成 19 年	増減
人口 (旧武生市全体に対するシェア)	旧武生市	69,575	70,680	1.6%
	中心市街地	8,896 (12.8%)	6,320 (8.9%)	29.0%
世帯数 (旧武生市全体に対するシェア)	旧武生市	19,124	22,768	19.1%
	中心市街地	2,818 (14.7%)	2,373 (10.4%)	15.8%

資料：各年 4 月 1 日住民基本台帳人口 (日本人)

中心市街地は 23 町内 (高瀬 2 丁目を含まない) の合計

過去の推移から中心市街地の特性をより明確にするため、上記の表は旧行政区域の数値と比較している。

平成 19 年の越前市の人口 (中心市街地のシェア) 84,161 人 (7.5%)

世帯数 (中心市街地のシェア) 26,397 人 (9.0%)

(2) 人口の世代構成

- ・ 中心市街地の高齢化率は 34.1% で、越前市の 23.0% に比べて極めて高く、市内 17 地区のトップクラスである。
- ・ 15 歳未満の人口は、15 年前と比較して 48.6% 減であり、子供の減少が深刻な状況である。
- ・ 子供の減少率が大きい理由は、核家族化や住宅ニーズの変化に伴い、子育て世代の居住が郊外に流出したことによるものと推察される。

	区域	平成 4 年	平成 19 年	増減
15 歳未満人口 (総人口に対する構成比)	越前市		12,543 (14.9%)	
	旧武生市	13,030 (18.7%)		
	中心市街地	1,238 (13.9%)	636 (10.1%)	48.6%
65 歳以上人口 (総人口に対する構成比)	越前市		19,397 (23.0%)	
	旧武生市	10,646 (15.3%)		
	中心市街地	1,968 (22.1%)	2,155 (34.1%)	9.5%

資料：各年 4 月 1 日住民基本台帳人口 (日本人) 中心市街地の数値は 23 町内の合計

(3) 商業

- 平成16年の中心市街地の小売業の店舗数は329件で、旧武生市全体に占める中心市街地のシェアは32.2%、従業者数は1,151人で23.3%、年間販売額は9,814百万円で11.9%である。
- 平成9年と16年の小売業の店舗数、従業者数、年間販売額を比較すると、旧武生市全体に比べて中心市街地は減少率が大きく、旧武生市全体に占める中心市街地のシェアも低下している。
- 中心市街地の商業の減少は、専門店や大規模集客施設の郊外立地、居住人口の減少によるものと推察される。

小売店	区域	平成9年	平成16年	増減
店舗数(旧武生市全体に対するシェア)	旧武生市	1,168	1,022	12.7%
	中心市街地	401(34.3%)	329(32.2%)	18.0%
従業者数(旧武生市全体に対するシェア)	旧武生市	4,748	4,944	4.1%
	中心市街地	1,158(24.4%)	1,151(23.3%)	0.6%
年間販売額 百万円 (旧武生市全体に対するシェア)	旧武生市	95,869	82,221	14.2%
	中心市街地	13,759(14.4%)	9,814(11.9%)	28.7%

資料：商業統計、中心市街地の数値は旧計画の区域21町内の合計

過去の推移から中心市街地の特性をより明確にするため、上記の表は旧行政区域の数値と比較している。

(4) 事業所

- 事業所数、事業所の従業者数とも、商業の動向と同様な傾向である。
- 事業所数の減少は、駐車場問題、拡張が困難等の理由からの郊外移転や、営業拠点の整理統合によるものと推察される。
- 商業や業務施設の郊外移転により、空き店舗、空き事務所が増加している。

民営の事業所	区域	平成3年	平成13年	増減
事業所数(旧武生市市全体に対するシェア)	旧武生市	5,167	4,792	7.3%
	中心市街地	1,379(26.7%)	1,054(22.0%)	23.6%
従業者数(旧武生市全体に対するシェア)	旧武生市	41,295	40,855	1.1%
	中心市街地	6,103(14.8%)	5,058(12.4%)	17.1%

資料：事業所統計、中心市街地の数値は旧計画の区域21町内の合計

過去の推移から中心市街地の特性をより明確にするため、上記の表は旧行政区域の数値と比較している。

(5) 歩行者数

- ・ 市役所前の歩行者数の平成6年と11年を比較すると、平日で50.1%の減、休日で36.7%の減となっている。善光寺通りにおいても、平成11年と17年の平日の比較で20.7%の減となっている。
- ・ 歩行者数が減少する理由は、商店や業務施設の郊外移転、居住者の減少、近距離でも自動車を利用するライフスタイルの変化によるものと推察される。
- ・ 平日よりも休日の歩行者数が少ない。この理由は、歩行の目的が商店での買い物よりも官公庁や病院、事業所への通勤、通学が多いことによるものと推察される。

歩行者数	調査日時	H6年10月	H11年10月	増減
市役所前 武生停車場線	平日 7時～19時	1,737人	866人	50.1%
	休日 7時～19時	1,028人	651人	36.7%
歩行者数	調査日時	H11年10月	H17年10月	増減
善光寺通り	平日 7時～19時	521人	413人	20.7%
	休日 7時～19時	429人		

資料：道路交通センサス

(6) 空き家、空き店舗、駐車場等の状況

- ・ 空き家・空き店舗等が221件、また、駐車場が429件ある。
- ・ 過去のデータはないが、過去30年間の現状をみると、空き家・空き店舗の増加、空き地及び駐車場が拡大していることは明らかである。
- ・ 空き家、空き店舗が増える理由は、活用ニーズがない、所有者が賃貸に対して消極的、土地と建物の権利者が違う、駐車場を確保しにくい等の理由によるものと推察される。
- ・ 空き地や駐車場が拡大する理由は、敷地が細長いためニーズに合わない、狭隘道路、駐車場以外の有効活用策がないこと等によるものと推察される。
- ・ 寺社は77件集積している。
- ・ 空きビルや空き店舗を含めず、事業に供されている施設数は1,005件の集積がある。

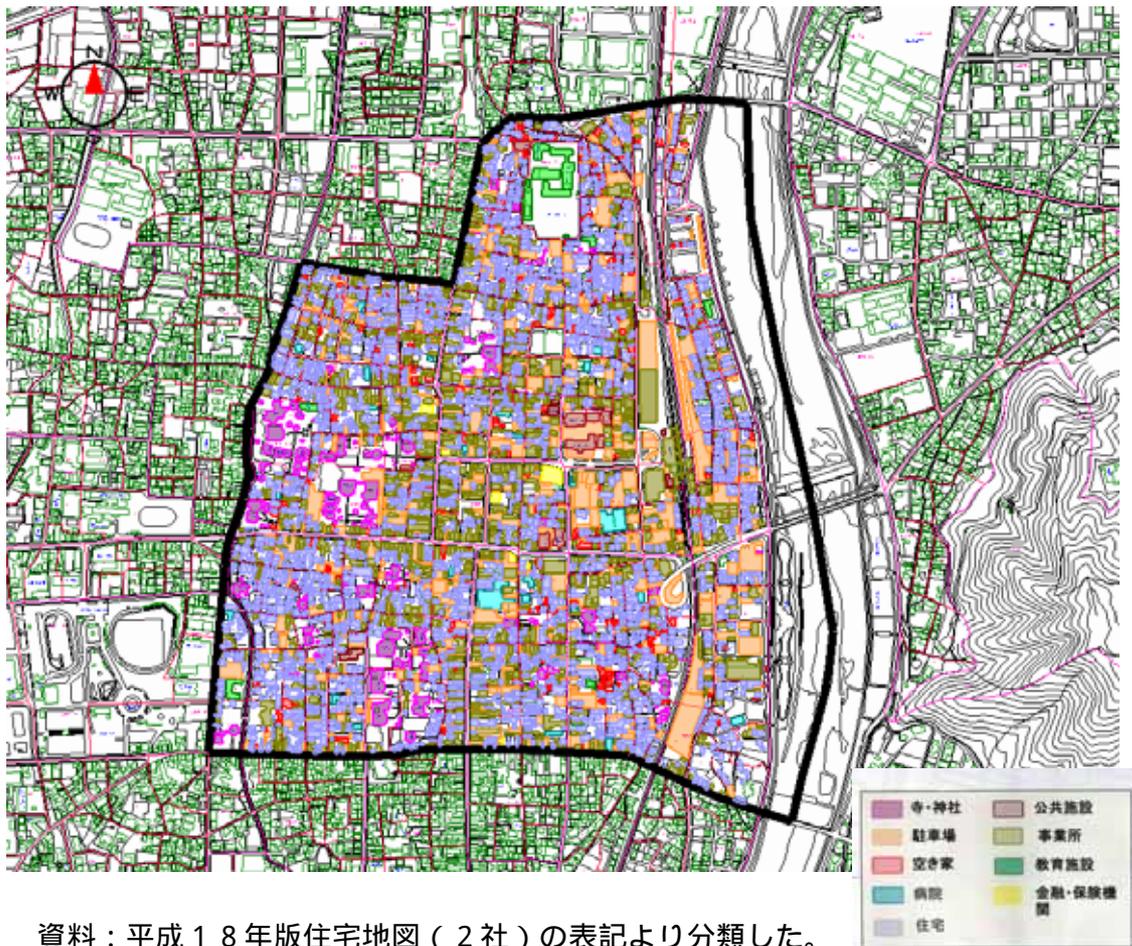
区分	空き家	駐車場	社寺	事業用の施設
箇所数	221件	429件	77件	1,005件

資料：都市計画課調べ 平成18年版住宅地図上で、表示されている箇所数を集計した。

事業用の施設数、空き家数は、建物1階の記載内容により区分した。

専用店舗が空き店舗の場合は「空き家」としてカウントされるが、店舗兼住宅の空き店舗で住人がいる場合は「空き家」とされない。

土地利用の状況

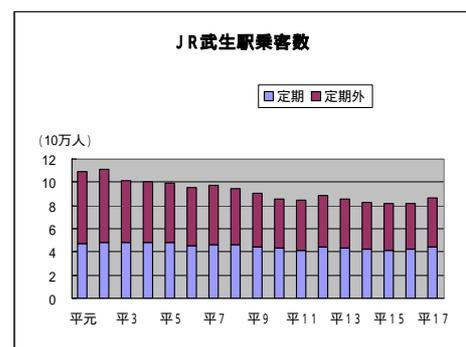


資料：平成18年版住宅地図（2社）の表記より分類した。

(7) 公共交通機関の利用者数の推移

JR武生駅の乗客数

- ・ 利用者数は自動車社会の進展とともに減少傾向であったが、ここ数年は横ばいである。
- ・ 通勤・通学者等の定期利用者数は、平成元年からほぼ横ばいである。

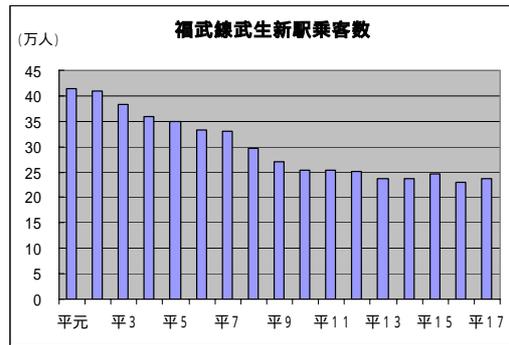


乗客数（人）

	平成元年	平成4年	平成7年	平成10年	平成13年	平成17年
定期	476,882	486,537	466,928	431,102	431,692	446,673
定期外	612,280	512,963	503,983	429,400	426,156	414,103
合計	1,089,162	999,500	970,911	860,502	857,848	860,776

福井鉄道福武線武生新駅の乗客数

- ・ 利用者数は自動車社会の進展とともに減少傾向であったが、ここ数年は横ばいである。

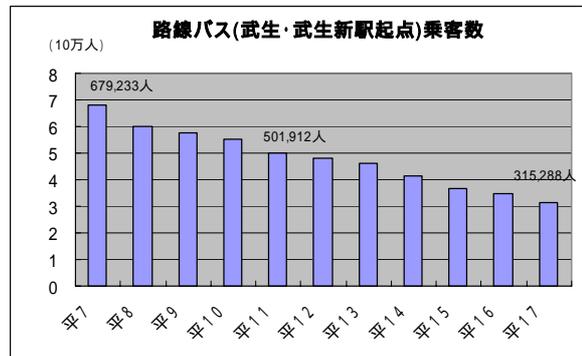


乗客数 (人)

	平成元年	平成4年	平成7年	平成10年	平成13年	平成17年
合計	413,481	358,101	330,829	253,158	237,865	237,696

路線バスの利用者数

- ・ JR武生駅及び福井鉄道武生新駅を起点とする路線バスの利用者数は減少傾向が続いている。



利用者数 (人)

	平成7年	平成9年	平成11年	平成13年	平成15年	平成17年
合計	679,233	577,780	501,912	460,419	365,496	315,288

市民バスの利用者数

- ・ 市民バスは、市街地循環ルート、郊外と中心市街地を結ぶルートがあり、平成15年度から本格運行を開始した。
- ・ 便数やルートの改善により利用者数は増加している。

利用者数 (人)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
合計	37,106	37,630	38,430	41,586

[4]これまでの取組みの成果と反省

(1) 旧計画「武生市中心市街地活性化基本計画」の実施状況

旧武生市は、平成12年3月に旧法に基づく「中心市街地活性化基本計画」を作成し、各種の事業を実施してきた。その成果と反省を整理し、基本計画に反映する。

市街地の整備改善のための事業

事業名	事業の目的・概要	実施(予定)者	実施年度
武生駅北土地区画整理事業	地区面積：2.05ha 武生駅前線L=339m 武生駅前交通広場A=4,300m ² 武生新駅前交通広場A=1,000m ²	市	平成4～13年度
	(成果)丹南地域の玄関口にふさわしい駅前広場、街路、大規模商業施設、共同駐車場が整備され、イメージアップ、集客につながった。		
	(反省)特になし		
蓬萊町地区街なみ環境整備事業	地区面積：1.6ha 景観の地区計画の決定、街なみ・蔵の再生、安全快適な歩行者空間整備	市 民間	平成7～14年度
	(成果)旧北陸道の商業集積地であったことから伝統的町屋・蔵を活かして景観を整備、その一画を“蔵の辻”と名付けた。国土交通省の都市景観大賞を受賞し、中心市街地の核としてイベントも多数開催されている。		
	(反省)新しい商店が入る一方で、空き店舗も増えている。視察やイベントを除き日常的な集客は少ない。集客のためのソフト施策が課題。		
まちづくり総合支援事業	都市計画道路の整備を基幹事業として、歴史資源を活かした各種の施設整備や面整備を総合的に実施する。	市 民間	未実施
	(成果)なし		
	(反省)市の財政計画との整合がとれていなかった。財政、庁内合意を得た事業計画が必要。		
沿道区画整理型街路事業	の武生駅北土地区画整理事業区域内において、武生駅前線の街路整備、武生駅前交通広場、武生新駅前交通広場の整備、電線地中化	県	平成4～13年度
	(成果)安全な歩行空間、円滑な自動車交通、電車・バスの乗り継ぎの利便性が向上し、丹南地域の玄関口にふさわしい空間ができた。		
	(反省)特になし		
街路事業(武生中央線)	武生中央線の歩道整備、電線地中化、無散水融雪、L=300m	県	平成13～16年度
	(成果)武生駅から“蔵の辻”までの動線であり、安全で景観に優れた歩行空間ができた。		
	(反省)歩道は良くなったが、歩行者数の減少傾向が続いている。来街者を増やすための戦略的な総合的施策が課題。		

事業名	事業の目的・概要	実施 (予定)者	実施 年度
街路事業(武生 武生駅前線)	武生駅前線の道路の拡幅整備、歩道整備、電線 地中化、L = 170m	市	平成 12 ~ 19 年度
	(成果)未買収部分があり一部が未完成であるが、二車線化により武生駅 への自動車アクセスの利便性が向上し、安全な歩行空間ができた。		
	(反省)特になし		
街路事業(元町 小野谷線)	都市計画道路の整備 L = 450m	市	未実施
	(成果)なし		
	(反省)市の財政計画との整合がとれていなかった。財政、庁内合意を得 た事業計画が必要。		
街路事業(大正 線)	都市計画道路の整備 L = 800m	市	未実施
	(成果)なし		
	(反省)市の財政計画との整合がとれていなかった。財政、庁内合意を得 た事業計画が必要。		
雪寒地域道路整 備事業	自動車や歩行者の交通を確保するため、融雪施 設の整備	市	平成 11 ~ 16 年度
	(成果)積雪時の歩行、自動車交通が円滑になり、居住や業務環境が向上 した。		
	(反省)狭隘道路の一部は融雪ができないため、住民による共同除雪を支 援している。コミュニティの充実が課題。		
都市河川環境モ デル事業	河濯川の堤防や瀬・淵を多自然型に整備する	県	平成 12 ~ 14 年度
	(成果)設計から整備・維持の各段階で住民との協働で実施したことによ り、河川を大切にしている意識の醸成、アメニティが向上した。		
	(反省)特になし		
花のあるまちづ くり事業	住宅や商店ごとに花や緑を飾り、街に潤いと都 市の緑化を図る。	市 民間	継続実施 中
	(成果)住民が主体となり、住宅、アーケード、河川フェンス、街路樹の 柵、空き地等に花を植え、街の潤い、コミュニティの増進につながった。		
	(反省)さらに運動を普及することが課題		
広場公園整備事 業	緑地やポケットスペースを整備し、心休まるオ ープンスペースを提供する	市 民間	未実施
	(成果)なし		
	(反省)市の財政計画との整合がとれていなかった。財政、庁内合意を得 た事業計画が必要。		

事業名	事業の目的・概要	実施 (予定)者	実施 年度
歴史と文化の経 整備事業	神社仏閣・街なみ等を回遊できる遊歩道の整備	市	未実施
	(成果)なし		
	(反省)市の財政計画との整合がとれていなかった。財政、庁内合意を得た事業計画が必要。		
公共サイン整備 事業	統一的で景観にマッチしたデザインの各種公共 サインの設置	市	平成8～ 11年度
	(成果)公共施設の案内標識や歴史の道の道しるべが整備され、わかりやすくなった。		
	(反省)まちなか散策の推進には、歴史的通り名、地名、ゆかりの人物や物語等の歴史資源の説明サイン、回遊サイン、駐車場への誘導サイン等の充実、回遊ツアー等の仕掛けが課題。		
賑わいの道づく り事業	本町・元町において、コミュニティ道路や歩車 共存道を整備し、コミュニティゾーンを形成す る	市	未実施
	(成果)なし		
	(反省)市の財政計画との整合がとれていなかった。財政、庁内合意を得た事業計画が必要。		
バリアフリー化 促進事業	各種公共施設の改良時に歩行空間のバリアフリ ーを促進する	市	継続実施 中
	(成果)少しずつではあるがバリアフリー化が進んだ。		
	(反省)全体の整備計画を作成していないため、大きな進展がない。		
共同駐車場整備 促進事業(駅北 パーキング)	の武生駅北土地区画整理事業区域内におい て、アルプラザ武生に隣接して立体駐車場を整 備	第三セク ター	平成11年 度
	(成果)時間極め駐車場が少なかったため、自動車利用の来街者の利便性が向上した。武生駅や武生新駅のパーク＆ライドの推進に寄与している。また、アルプラザ武生で買い物をすると3時間無料になるサービスがあり、駐車場の使いやすさも向上した。		
	(反省)特になし		
フリンジパーキ ング整備事業	中心市街地の環状道路近傍に駐車場を整備し、 中心市街地の通過交通を抑制する	市、民間、 TMO	未実施
	(成果)なし		
	(反省)TMOの未設立。市の財政計画との整合がとれていなかった。財政、庁内合意を得た事業計画が必要。		

事業名	事業の目的・概要	実施 (予定)者	実施 年度
駐輪場、レンタ サイクル施設の 整備	歩くまちづくりを推進するため、まちなかに駐 輪場やレンタサイクル施設を整備する。	市、民間、 TMO	未実施
	(成果)なし		
	(反省)TMOがなく推進者が不在であった。市の財政計画との整合がと れていなかった。財政、庁内合意を得た事業計画が必要。		
特定優良賃貸住 宅供給促進事業	本事業制度による建設費補助等の拡充を図り、 民間土地所有者等に特定優良賃貸住宅建設の誘 導を図る。	民間	未実施
	(成果)なし		
	(反省)本補助制度の適用区域が市内全域のため、中心市街地への誘導策 にならなかった。土地所有者や民間事業者の建設ニーズがなかった。		
21 モデル共同住宅 推進整備事業	周辺の環境改善や、多世代が交流できる武生ら しいモデル共同住宅の整備を推進する。	市、民間	未実施
	(成果)なし		
	(反省)市の財政計画との整合がとれていなかった。財政、庁内合意を得 た事業計画が必要。		
22 高齢者向け優良 賃貸住宅供給促 進事業	本事業制度による建設費補助等の拡充を図り、 民間土地所有者等に高齢者向け優良共同住宅建 設の誘導を図る。	民間	未実施
	(成果)なし		
	(反省)本補助制度の適用区域を中心市街地に限定してないため、中心市 街地への誘導策にならなかった。土地所有者や民間事業者の建設ニーズが なかった。		
23 住宅バリアフリ ー化の促進事業	民間による人にやさしい住宅建設の推進を促す ため、建設費等の支援を行う。	市、民間	継続実施 中
	(成果)住宅のバリアフリー化改修費用の一部を支援することにより、バ リアフリー化が促進できた。		
	(反省)市内一円の住宅を対象にしているため、中心市街地の居住促進策 としての効果はない。		
24 福祉健康センタ ーの設置	武生駅北土地区画整理事業地区内に建設され たアルプラザ武生の4階に本市の福祉・健康の 総合拠点を整備した。	市	平成11年 度
	(成果)健康増進、子育て支援、障害者自立支援、高齢者支援、介護等に 拠点施設であり、中心市街地の福祉の向上、来街者の増加、市民バスの利 用促進につながっている。		
	(反省)特になし		

事業名	事業の目的・概要	実施 (予定)者	実施 年度
25 防災対策事業	防災施設の整備拡充や防災空間の確保。災害に強い住宅等の整備改善を推進する。	市、民間	継続実施中
	(成果) 防火水槽、消火栓を整備した。		
	(反省) 中心市街地に限定した事業でなく、中心市街地の活性化へ効果は明確でない。		
26 空き家対策事業	住宅の建替え資金や家賃に対する支援。入居促進のため、土地建物の権利調整や空き家調整の窓口機関の設置調整を図る。	市、民間	未実施
	(成果) なし		
	(反省) 推進する市担当課が未定のため積極的な動きがなく、市の財政計画との整合がとれていなかった。財政、庁内合意を得た事業計画が必要。		
27 都市景観整備事業	景観に配慮した公共空間の整備方針を策定し、武生らしい統一した街なみ等の景観形成に努める。	市、民間	未実施
	(成果) なし		
	(反省) 全庁的な推進体制、進捗管理がなく、遅延している。		
28 重要遺跡確認調査事業	越前国府跡を特定するため、調査を行う。	市	実施中
	(成果) 発掘調査により類推される遺物が出たが、国府の確定には至っていない。		
	(反省) 調査拡充のための体制強化、財源の確保が課題。		
29 歴史建造物調査事業	神社仏閣・町屋等の歴史的建造物を実地調査し、保存を推進する。	民間	平成 11～13 年度
	(成果) 戸別訪問し調査した町屋データが整備された。		
	(反省) データを活かした保存・活用施策に結びついていない。市民と連携し、町屋の保存活用を図る計画を作成したが、実施主体が不明確なため実現していない。		

商業等の活性化のための事業

事業名	事業の目的・概要	実施 (予定)者	実施 年度
30 コンセンサス形成事業	中心市街地活性化に向けて、地域住民・地権者・商業関係者等の合意形成を図る。	商工会議所	平成 13～14 年度
	(成果) TMOを設立するための調査検討ができた。		
	(反省) 継続性のある収益事業の実行計画ができず、TMOが設立されていない。設立の必要性、市・商工会議所・民間の役割分担が不明確。		

事業名	事業の目的・概要	実施 (予定)者	実施 年度
31 TMO設立事業	TMOを担うまちづくり機関を設立する。	市、商工会 議所、商店 街	未実施
	(成果)なし		
	(反省)継続性のある収益事業の実行計画ができず、TMOが設立されていない。設立の必要性、市・商工会議所・民間の役割分担が不明確。		
32 TMO計画策定 事業	TMO計画を策定する。	第三セク ター、商工 会議所	未実施
	(成果)なし		
	(反省)継続性のある収益事業の実行計画ができず、TMOが設立されていない。設立の必要性、市・商工会議所・民間の役割分担が不明確。		
33 商店街共同施設 設置事業	蓬萊本町商店街のアーケード設置	商店街振 興組合	平成13年 度
	(成果)蔵の辻の景観にあったアーケードが整備され、景観がよくなった。		
	(反省)アーケードは整備されたが、歩行者数は減少し空き店舗が増えている。活性化には、戦略的、一体的な施策が必要。		
34 中央広小路商店 街街路灯整備事 業	中央広小路商店街の街路灯整備	商店街振 興組合	平成12年 度
	(成果)蔵の辻の景観にあった街路灯が整備されたことにより、景観がよくなり、まちの風情を醸し出している。		
	(反省)街路灯は整備されたが、歩行者数は減少し空き店舗が増えている。活性化には、戦略的、一体的な施策が必要。		
35 ファサード整備 事業	ファサードのイメージを統一化し、商店街において個性的で美しい街なみ景観を形成する。	TMO、商 店街	未実施
	(成果)なし		
	(反省)TMOが未設立のため仕掛け・推進者が不在。ファサード整備による集客力向上の効果が不明で、商店街の合意形成がない。		
36 商店街等活性化 先進事業	空き店舗等の活用促進のため、家賃補助、チャレンジショップ、イベントやギャラリー等の情報提供。	TMO、商 店街、市	家賃補助 は実施中
	(成果)空き店舗活用の開業支援により、蔵の辻を中心に新たな店を誘致できた。		
	(反省)開業した店でも、集客力がない業種や業態の店は撤退した。店の選定など、集客できる業種・業態の戦略的な集積が課題。		

事業名	事業の目的・概要	実施 (予定)者	実施 年度
37 空き店舗対策支 援事業	事業で整備された蓬萊地区の蔵の辻において、蔵・空き店舗を活用したチャレンジショップ、定期的なイベントを開催した。	商工会議 所	平成 12～ 13 年度
	(成果) 街なみ景観整備事業で整備された“蔵の辻”をPRできた。		
	(反省) 継続的なイベント、業種・業態の選定など戦略的な集積が課題。		
38 職人工房設置事 業	空き店舗を打刃物・タンス等の伝統産業・工芸の職人工房として活用し、体験・販売できる施設として整備する。	TMO、民 間	未実施
	(成果) なし		
	(反省) TMOが未設置で、実施主体の見通しがなく、具体性のある事業計画でなかった。		
39 市民ギャラリー 促進事業	空き店舗等を活用し、音楽や芸術作品発表など、市民文化活動が気軽にできる空間・憩える場として整備する。	TMO、民 間、商店街	未実施
	(成果) 個人、市民団体、商店等による自発的な取り組みがある。		
	(反省) TMOが未設置で、推進母体がなく、空き店舗を活用しやすい仕組みが整備されていない。		
40 商業情報化事業	多機能カードの導入やプチモール商店街の構築を図るとともにCATVやOAを活用した事業を実施する。	TMO、商 工会議所	未実施
	(成果) なし		
	(反省) TMOが未設置で、実現の見通しのある事業計画でなかった。		
41 情報発信拠点整 備事業	伝統産業・物産品を展示・即売するとともに、観光を含め広くPRする情報発信拠点を整備する。	TMO、 市、商工会 議所	平成 11～ 13 年度
	(成果) 「菊人形PR館」(蓬萊町)を試行的に設置し、たけふ菊人形開催期間にあわせ、アパレル製品や伝統工芸品の紹介を行い、菊人形来場者のまちなかへの回遊を図った。		
	(反省) TMOが未設置で、市の財政計画と整合のとれた事業計画でなかった。		
42 都市型新事業の 立地促進	ファッション、福祉、ソフトウェアなど新しい多様なニーズに対応した事業育成を図るため、インキュベーター等の施設整備や支援を行う。	TMO、 市、商工会 議所	未実施
	(成果) なし		
	(反省) TMOが未設置で、市の財政計画との整合や庁内合意のある事業計画でなかった。		

事業名	事業の目的・概要	実施 (予定)者	実施 年度
43 伝統産業の異業種交流促進	伝統産業の異業種交流を進めながら、新しい事業育成を図る。	市、民間、 商工会議 所	平成11～ 15年度
	(成果)丹南地域の伝統産業5組合が、統一ブランド「新・越前屋」のもとで新商品の共同開発に取り組んだ。		
	(反省)中心市街地を拠点にしたものでなかった。伝統工芸のネットワークを生かし活性化・観光産業の発展に貢献することを目的とした協議会が新たに設立され、マーケティング活動などを実施中である。		
44 起業家の支援事業	起業の意識高揚、起業家に対する指導・融資支援を行う。	TMO、市、 商工会議所	実施中
	(成果)創業セミナー等の開催により起業意欲を高めることができた。		
	(反省)市内一円で実施している。中心市街地に限定した事業でないため、中心市街地活性化への効果は見えない。		
45 コミュニティビジネス育成事業	産地直送の販売を行うなど、ワーカーズ・コレクティブの育成支援を行う。	TMO、民 間	未実施
	(成果)コミュニティビジネスに関する調査を武生商工会議所に委託した。現在、自発的にコミュニティビジネスに取り組んでいる個人・市民団体が存在する。		
	(反省)実施主体の見通しがいい事業計画であった。また、調査結果が活かされていない。		
46 たけふ菊人形開催事業	秋の一大イベントであるたけふ菊人形の開催に合わせた関連事業を開催する。	TMO、 市、商店街	実施中
	(成果)菊人形をまちかどに配置、タンス町の菊街道、まちなか観光ツアーによりたけふ菊人形の来場者を、まちなか散策に呼び込んでいる。		
	(反省)菊人形に連携した街なか事業をさらに推進し、来場者をまちなか散策につなげる必要がある。		
47 たけふ夏祭り開催事業	中心市街地で開催されている夏祭りの拡充	TMO、夏 まつり実 行委員会	実施中
	(成果)日頃、中心市街地を訪れない人が中心市街地を訪れる機会となっている。		
	(反省)夏まつりだけでなく、定期的(毎月)なイベントが必要。		

事業名	事業の目的・概要	実施 (予定)者	実施 年度
48 フリーマーケット の開催事業	空地や社寺の境内を利用し、フリーマーケット やリサイクル活動を行なえる事業を推進する。	TMO、民 間	実施中
	(成果)市民団体により、蔵の辻で毎月1回フリーマーケットが、また、 総社通りでは週1回朝市が開催され、賑わいになっている。		
	(反省)小規模であることから集客があまり多くない。さまざまな団体と の連携により盛り上げる必要がある。		
49 イベント企画運 営事業	国際音楽祭、丹南アートフェスティバル、総社 祭礼、源氏物語アカデミー、菊花マラソン等に 関連した多面的なイベントを実施する。	TMO、 市、民間	実施中
	(成果)中心市街地を訪れる機会を創出している。		
	(反省)既存のイベントに連携した、まちなか回遊の仕掛けづくりが課題。		

その他の事業

事業名	事業の目的・概要	実施 (予定)者	実施 年度
50 バス交通活性化 基本計画策定調 査	路線バス、福祉バス、コミュニティバス運行に 関する基本計画の策定。	市	平成12年 度
	(成果)中心市街地を結節点とする市民バスの運行につながった。		
	(反省)特になし		
51 市内循環バスの 導入	中心市街地を中心に運行する福祉型、コミュニ ティ型バスの導入を図る。	市	平成14年 度~
	(成果)中心市街地を結節点とする市民バスの運行が始まり、郊外の高齡 者がまちの病院、商店に訪れやすくなった。		
	(反省)幅広い年代での利用と、バス運行の最適化が課題。		

総括

旧計画に掲載された51事業のうち、30事業を実施、21事業が未実施で、実施率は約6割であった。

事業を実施できなかった主な理由は、実施主体が明確でなく、コンセンサスもなかった、事業推進の核となる者や市の担当課が明確でなかった、市の財政計画との整合や庁内合意がなかった、まちづくり組織の設立見通しのないまま、まちづくり組織に過大な事業を期待した、作成時に実現見通しがなくとも中心市街地活性化に必要と思われる事業を網羅したこと等があげられる。

(2) これまでの施策の成果と反省

これまで実施してきた事業の成果として、

玄関口にふさわしい駅前広場、センチュリープラザ、ホテル、大規模商業施設、福祉健康センター、共同駐車場、武生駅から“蔵の辻”までの歩行空間、景観に配慮したアーケードや街路灯の整備等により、まちのイメージアップや集客の向上が図れた。

“蔵の辻”は国土交通省の都市景観大賞を受賞するなど、今後のまちづくりのコンセプトを示したともいえ、中心市街地の核としてイベントも頻繁に開催されるようになった。

市民バスの運行により、高齢者等を含めて中心市街地を訪れる利便性が向上した。



しかし、中心市街地の人口や歩行者数、商店数の減少、空き家・空き店舗の増加に歯止めがかかっていない。この原因は、住宅や商業・業務施設の立地において、依然として郊外へのニーズが強いことがあげられる。

また、これまでの施策の反省点として、

旧基本計画において未実施の事業が多かったこと

各種の活性化事業を実施するための推進組織がなかったこと

行政や商店街の取組みが中心であり、土地所有者や関係事業者等の参画が不十分であったこと

中心市街地に重点をおいた居住促進策がなかったこと

景観等の整備にあわせて、来街者を増やすための仕掛け、たとえば集客力のある商業サービス業施設や交流施設の立地、まちなか観光客の誘致等、戦略的なソフト施策が不十分であったこと

活性化事業の実施において、住民、商店、市民団体、企業、行政等の連携が不十分で、まちづくりに一体感が形成されていないこと

以上のことから、本基本計画の作成においては下記のことが課題である。

住宅の整備促進、まちなか居住への誘導

商業活性化策に偏らず、市民活動やコミュニティビジネス、イベント、観光等の多様な来街者を増やす仕掛け

歴史資源を活かした景観整備と来街者を増やすためのソフト的な仕掛けの一体的な推進

行政や商店街だけでなく、住民、土地所有者、関係事業者、市民団体等の参画と協力

住民、商店、市民団体、企業、学生等の多様な主体の参画と協力を得るとともに、関係者と行政が一体感をもって取組むための“まちづくり組織”の設置

市の財政計画との整合や庁内横断的な取組みの推進

[5]住民のニーズ調査

(1)総合計画策定のための市民意識調査

平成18年7月調査

調査対象：住民基本台帳より年齢、地区等のバランスを考慮し18歳以上の市民4,000名を無作為抽出。

回収数：2,078名（回収率：52.0%）

年齢構成 20代：10%、30代：15%、40代：16%、50代：22%、60代～36%

- ・「越前市で足りないところ、嫌いなところは何ですか」の問いに対して、第1位が「中心市街地が空洞化しているところ」58.1%であった。また、第2位が「活気とにぎわいのないところ」53.4%、第4位が「まちとしての特徴や個性がないところ」39.2%、第5位が「若者の集まる場がないところ」38.4%と、中心市街地の役割に関連する答えが上位を占めた。
- ・「中心市街地の活性化はどのように進めたらよいと思いますか」の問いに対して、第1位が「魅力ある店づくりや空き店舗の有効活用」43.4%、第2位が「狭隘道路や雪対策、空き家対策による住環境の整備」39.3%、第3位が「まちに行きやすくするバスや駐車場の充実」34.3%であった。

(2)国の「中心市街地活性化の取組みに対する診断・助言事業」まちかどアンケート

平成17年9月調査

対象：中心市街地来街者 210人

郊外ショッピングセンター来街者 105人

年齢構成：、とも、20・30代：30%、40・50代：30%、60代～：40%

<中心市街地の印象・評価について>

- ・中心市街地来街者にとって印象評価が高い項目は、「歴史や文化のあるまち」68%、「ゴミなどが少なくきれいなまち」65%、「犯罪が少なく治安が良くて、安全に暮らせるまち」64%に続き、「銀行や郵便局あり生活に便利なまち」、「病院等の医療機関が充実しているまち」が上位であった。
- ・郊外ショッピングセンター来街者にとって印象評価が高い項目は、「銀行や郵便局あり生活に便利なまち」55%、「犯罪が少なく治安が良くて、安全に暮らせるまち」55%、「歴史や文化のあるまち」52%が上位であった。

<中心市街地のまちづくりの方向性について>

- ・中心市街地来街者のニーズは、「買物の充実」39%、「バス・電車等公共交通機関の充実」34%、「歩いて楽しいまち」34%が上位であった。
- ・郊外ショッピングセンター来街者のニーズは、「クルマが利用しやすいまち」49%、「ぶらぶら歩いて楽しいまち」49%、「高齢者や身障者にやさしい福祉の充実」48%が上位であった。

<中心市街地に充実すべき施設について>

- ・中心市街地来街者のニーズは、「駐車場」29%、「買物施設」28%、「レジャー・娯楽施設」24%が上位であった。

<中心市街地に充実すべきサービス・ソフトについて>

- ・ 中心市街地来街者のニーズは、「駐車場の無料サービス」29%、「商店街の営業時間の延長や統一」25%、「高齢者の交流・相談等の支援サービス」24%が上位であった。

(3) 市内の企業に勤める研究開発従事者を対象にしたアンケート

平成17年7月調査

対象：市内の主要企業で研究開発に従事している人 408人

年齢構成 20代：40%、30代：31%、40代：19%、50代～：10%

- ・ 「中心市街地に行く頻度について」は、「行かない」と「年に数回程度」がそれぞれ36%、「月に1回以上行く」は29%であった。(ただし、調査回答者は、職場が郊外にあり、ほとんどが自動車通勤であること、また、20、30歳代が7割を占め、住所が市外の人が6割であったことに注意する必要がある。)
- ・ 「中心市街地に行く目的」は、多い順に「駅」、「買い物・飲食」、「医療・健康施設」であった。
- ・ 「中心市街地に求めること」は、多い順に、無料駐車場・わかりやすい道・バスなどの「アクセスの改善」、魅力的な専門店・様々な飲食店などの「店」、「娯楽施設やイベント」、「歩いて楽しいまち」であった。
- ・ 「蔵の辻、京町の街なみ環境整備事業について」は、「知らないので情報発信」、「同じコンセプトで面的な拡大を」、「魅力ある散策ルートづくり」が多かった。

(4) 東地区自治振興会のまちづくりアンケート

平成18年6月調査

対象：東地区20町内全世帯 配布数 2,191

回収数：1,387 (回収率：63.3%)

年齢構成 30代：9%、40代：12%、50代：21%、60代：23%、70代：23%

- ・ 中心市街地地域の半分を占める東地区自治振興会が実施したアンケートによると、「東地区がどのようなまちになると良いと思いますか」という問いに対して、「緑や公園が多く、心安らぐゆったりした空間のあるまち」が19.6%、「歴史伝統、町家・神社仏閣、景観を活かした落ち着いた落ち着いたまち」と「ショッピングセンターや専門店で楽しく買い物ができるまち」がそれぞれ13.9%、「高齢者にも若者にも快適に暮らせる住宅、マンションがあるまち」が12.5%であった。

(5) 中心市街地活性化プラン策定ワークショップ等

- ・ 中心市街地活性化プランの作成のために、住民、事業所、学生、市職員が参加したワークショップを7回、プラン原案中間報告会を開催し、地域資源の活用方法や課題を検討し、その結果をまとめた瓦版を発行した。

[6] 中心市街地の活性化に向けた課題

(1) 中心市街地の強み

越前を代表する歴史・伝統をもち、歴史資源が豊富

- ・ 社寺が集積し、町家が多く残っているなど、歴史資源が豊富である。
- ・ 1300年の国府の歴史があるまちで、人に落ち着きや安らぎを与える。
- ・ 越前国府がおかれたことから“越の都”として“まち”が形成されて以来 1300年間“まち”であり続け、越前の政治・経済・文化の中心として発展してきた。
- ・ 平安時代には、紫式部が越前の国司として赴任した父に伴われて青春時代に滞在した。
- ・ 鎌倉時代から続く越前打刃物（伝統的工芸品）のほか、武生を中心として同心円状に越前和紙、越前漆器、越前焼などの伝統的工芸品の産地ができ現在に続いている。
- ・ 南北朝時代の新善光寺城跡、前田利家の府中城跡など、城下町として栄えた。
- ・ 北陸の玄関口であり、越前の文化の中心であったため、さまざまな宗派の社寺が集積し、指定文化財や歴史的物語も多い。
- ・ 旧北陸道にそって商工業が栄え、現在も町家や蔵が多く残る。

市民生活を支える各種の都市機能が集積

- ・ 商業、サービス業、病院、銀行、駅、公共公益施設（市役所、生涯学習センター、福祉健康センター、武生公会堂記念館、学校、保育園等）等が集積し、歩いて暮らせる都市機能がある。
- ・ また、隣接する区域にも公共公益施設が集っている。（中央公園、文化センター、図書館、郵便局、税務署、裁判所、高等看護専門学校、他）

市民の交流拠点

- ・ 市民活動が活発で、全市的な市民活動の交流拠点となっている。
- ・ 中心市街地及びその周辺で、さまざまな文化活動や祭りが数多く催されている。（武生国際音楽祭、越前市サマーフェスティバル、丹南アートフェスティバル、たけふ菊人形、源氏物語アカデミー、総社神輿・姫神輿、各社寺の祭り、各種イベント、他）

丹南地域最大の交通結節点

- ・ JR北陸本線武生駅、福井鉄道福武線武生新駅、路線バスや市民バスのターミナル等があり、丹南地域最大の公共交通の結節点である。
- ・ 歴史的に、丹南地域の産業、文化の中心として、周辺市町に放射状に道路網が整備されている。

(2) 中心市街地の弱み

地価が相対的に高く、土地の権利関係が複雑

- ・ 中心市街地の地価は相対的に高い傾向にあったが、近年急激に下落している。
- ・ 土地の権利関係が複雑（土地と建物の所有者や使用者が違う）な面がある。
- ・ まとまった土地や隣地の取得が難しい面がある。

用途区域	調査地点	H.7	H.18
商業地	府中一丁目 12-2 駅前	360,000 円 / m ²	120,000 円 / m ²
	元町 2-37 善光寺通り	259,000 円 / m ²	78,000 円 / m ²
	村国三丁目、国高二丁目ユース付近	160,000 円 / m ²	83,000 円 / m ²
住宅地	国府二丁目 8-28 東小の南	104,000 円 / m ²	62,000 円 / m ²
	村国三丁目 31-13 村国公園の北	84,700 円 / m ²	59,500 円 / m ²

商業地の調査地点の変更 H.7年は村国三丁目 61-16、H.18年は国高二丁目 44-3

資料：地価公示、地価調査

自動車の利用、駐車場の確保が不便

- ・ 来街者が気軽に利用できる駐車場が不足している。（月極め駐車場は多い）
- ・ 居住用、事業用の駐車場を近くに確保できない、経費がかかる、道路が狭いので臨時的な路上駐車や積雪時にも困る等、自動車の利用に不便な面がある。

子育て世代の住宅ニーズに対応しにくい

- ・ 住宅の部屋数の増加、駐車場や庭がほしい等のニーズに対応した敷地を確保しにくく、宅地の形状が細長い（間口が狭く奥行きが長い）ため、駐車場、屋根雪下ろしのスペースが確保しにくい状況がある。
- ・ 核家族化により、既存住宅は高齢者世帯になりやすい傾向がある。

商店の経営環境が悪化している

- ・ 品揃えが豊富で駐車場のある郊外の量販店や専門店で消費者が流れている。
- ・ 居住人口や来街者の減少により、商業販売額が減少している。
- ・ 商店の後継者がサラリーマン化し、魅力ある店づくりや投資意欲が弱い傾向がある。

空き家、空き店舗の増加、老朽化（投資されない）により地域イメージが悪化し、悪循環となっている

(3) 中心市街地の活性化に向けた課題

まちなか居住の促進

現状

- ・ 地価が相対的に高い、宅地の拡張や駐車場を確保しにくい、借地が多く地権者の協力が得られにくい、路地は車が入れない等の理由により、住宅の整備が少ない。

ニーズ

- ・ 中心市街地は、概ね市域の中心に位置していることや、多様な都市サービスや公共交通の利用が便利であることから、高齢者、障害者、学生、出張が多い人、車に頼らない生活を好む人などをはじめ、まちなか居住の潜在的なニーズは高い。
- ・ 核家族化が進むなか高齢者世帯が増えており、屋根雪下ろしなど住宅の維持管理労力が少ない共同住宅やまちなか居住のニーズが高まってきている。
- ・ 高齢化社会や環境負荷の少ない生活等の志向により、中心市街地の良さを再認識する人が増えてくると思われる。
- ・ 近年の地価の低下、低未利用地が拡大するなかで、地権者の土地の有効活用ニーズが高まってきている。

課題

- ・ 住民や地権者、関係事業者の連携により、空き家や低未利用地を有効に活用するための情報交換や情報提供、ニーズにあった住宅の整備促進が必要である。
- ・ 生活支援機能（商店、病院、銀行、公共サービス、コミュニティ等）の充実、駐車場の確保、良好な景観等、魅力ある居住環境を形成する必要がある。

まちなかを訪れる目的の掘り起こし

現状

- ・ 商業や業務施設の郊外化により、中心市街地を訪れる用事が少なくなっている。
- ・ 居住者や歩行者数の減少により商業環境が悪化し、商業者だけの努力でにぎわいを回復することは困難である。

ニーズ

- ・ 中心市街地には、魅力的な専門店や飲食店、病院や福祉サービス、銀行等の都市機能がある“楽しく歩けるまち”の形成が求められている。

課題

- ・ 魅力ある店づくり等、商業の活性化に向けた取り組みが必要である。
- ・ あわせて、文化芸術の催し、多彩な市民活動やイベント、まちなか観光、業務施設の立地など、総合的なまちづくりにより、まちを訪れる目的を掘り起こす必要がある。

まちなかを回遊したくなる魅力づくり

現状

- ・ 寺社群をはじめとした魅力あるスポットが点在し、まちなか観光のポテンシャル

が高いと評価されているが、まちなかを散策する人は少数である。

ニーズ

- ・ 地域の歴史文化にふれることを目的として、まちなか散策へのニーズが高まってきている。

課題

- ・ 地域資源を磨き、点から線、線から面へと回遊したくなるルートづくり、良好な景観の形成、住民のおもてなしが必要である。
- ・ 住んでいる人、訪れた人がまちを回遊するためのソフト的仕掛けが必要である。

越前の歴史・文化がわかりやすく見えるまちづくり

現状

- ・ 越前の歴史・文化の中心地であったため、連綿とした歴史資源、物語、伝統・文化に恵まれているが、そのことが見えにくい状況である。

ニーズ

- ・ 住んでいる人、訪れる人に、地域の歴史・伝統・文化、まちの物語を知りたいというニーズが高まってきている。

課題

- ・ 住んでいる人、訪れる人にとって、越前の歴史・文化がわかりやすく見えるようにする必要がある。

まちへのアクセスの改善

現状

- ・ 無料駐車場がない、道路がわかりにくい、電車・バスの本数も少ない等の理由により、多くの人がまちへ行くのが不便と感じている。

課題

- ・ 利用しやすい駐車場や公共交通の充実によりアクセスの利便性を改善する必要がある。

空き家、空き店舗、空き地、駐車場等の有効活用

現状

- ・ 有効活用策が見当たらない、所有者が新たな賃貸や売却を望まない、借り手がいない等の理由により、空き家、空き店舗、空き地の未利用地や駐車場が増え、防災・防犯、景観の悪化につながっている。

ニーズ

- ・ 近年の地価の低下、低未利用地が拡大するなかで、地権者の土地の有効活用ニーズが高まってきている。

課題

- ・ 所有者や関連事業者の参画と協力を得て、低未利用地を有効に活用する必要がある。

多様な主体と行政が一体感をもってまちづくりに取り組む体制づくり

現状

- ・ 従来は商店街や行政の取組みが中心であったが、近年は自治振興会やNPO、学生等のまちづくり活動が活発になってきている。

課題

- ・ 行政や商店街だけでなく、住民や土地所有者、関係事業者、NPO、学生等、多様な主体を巻き込んだ取組みが必要である。
- ・ 多様な主体の連携により、まちづくりに一体感をもって取り組める体制づくりが必要である。

[7] 中心市街地活性化の基本方針

本市が丹南地域の中心都市として発展し続けるため、また、市民の暮らしを豊かにするコンパクトなまちづくりの拠点として中心市街地活性化を推進する。

中心市街地は、本市及び周辺地域住民にとって“市民生活の拠点”であり、“都市の顔”として魅力ある中心市街地を形成していく。

このため、「さまざまな人々が暮らし、活動し、交流する場」として、多様な都市サービスが提供され、楽しく歩けるまち、訪れたいまち、また、歴史的に培われてきた地域独自の文化を磨き、人々の交流によって新たな文化を生み出していくまちづくりを推進する。

(1) 中心市街地の将来の姿

本市及び周辺地域は、越前を代表する歴史や伝統工芸が息づいているとともに、伝統工芸から先端産業までのモノづくりが県下で最も盛んな地域である。なかでも中心市街地は越前国府が置かれてから1,300年間続いている街であり、数多くの寺社、町家、蔵、老舗、路地、町並み等が残る落ち着いたまちである。

こうした古い伝統的なものと現代的なものが調和したまちに市民が誇りをもち、さまざまな人が生き生きと暮らしている、住みよいまちを目指す。

また、郊外に住む人や学生、市外や県外の人を訪れ、多様な人々の活動や交流があり、地域独自の文化を創造し、全国に発信している、にぎわいがあるまちを目指す。

「越前国府1300年の歴史と文化が香る 安らぎのまち、武生」 1

暮らしに便利で、さまざまな人が生き生きと暮らす、住みよいまち

- ・ 歴史、伝統や緑が大切にされ、古いものと新しいものが調和した景観、豊かなコミュニティがあるまち
- ・ 歩いて日常の買い物ができ、病院、教育・文化施設、公共交通機関等が利用しやすいまち
- ・ 質の高い住環境のもと、子育て世帯、高齢者世帯、企業従業者、学生等、さまざまな人が生き生きと暮らしているまち

さまざまな人が訪れ、交流し、にぎわうまち

- ・ 郊外に住んでいる人が電車やバスを利用して訪れることができ、買い物、病院、教育・文化施設等が利用しやすいまち。
- ・ 企業従業者や学生を含め多くの市民が、市民活動、文化的な催し、イベント等に集まるまち
- ・ 市民、観光客、企業の来客者等が、越前の歴史・伝統・文化にふれられ、まちなか散策や食事等に訪れるまち
- ・ 人々が訪れ、にぎわい、交流することによって地域独自の文化を創造し、全国に発信しているまち

1 中心市街地の区域は古くから府中、武生と呼ばれた市街地の中央部にあたる。「武生」は中心市街地の位置、イメージを伝えやすく、まちのアイデンティティ（C I）の観点から使用する。

（2）まちづくりのテーマ及び考え方

中心市街地の将来の姿を実現するため、「越前国府1300年の歴史と文化が香る安らぎのまち、武生」をまちづくりのテーマとし、「定住の促進」及び「商業、文化、福祉、公共サービスなど多様な主体によるさまざまな活動と交流の促進」を柱として活性化に取り組む。

また、中心市街地の財産である歴史・伝統的資源、公共交通機関、都市福利施設といった既存ストックを活かしながら、商業者や行政だけでなく、住民や土地所有者、企業、NPO、学生等、多様な主体の参画と連携によって“まち”の活力を高めていく。あわせて、活性化の実現は民間活力によるところが大きいいため、市民事業や民間の投資を後押しする仕組みづくりを推進する。

このため、日常的な連携推進の窓口である“まちづくりセンター”、総合的に事業の連携及び総合調整を図る“中心市街地活性化協議会”の効果的な運営に努める。

まちづくりセンターの開設

市及び商工会議所、まちづくり会社と市民・商業者・NPO・地権者等が連携協力しながら中心市街地の活性化を推進していく拠点として市が設置した。

今後、さまざまな人々のまちづくりへの参画と連携協力を促進し、市民事業や民間の投資を後押ししていく。

センターで行われる主な業務

- (1) 空き家・空き店舗・低未利用地の有効活用の促進
- (2) まちなか観光の促進、ツアーの企画運営
- (3) 市民事業の立ち上げ及び連携を促進
- (4) まちなか情報の発信
- (5) 市民の相談窓口、連携の促進

専任スタッフ

3名（タケフ都市開発㈱、武生商工会議所、市の職員）

場所

府中1丁目 センチュリープラザ1階

開設日

平成19年8月1日

越前市中心市街地活性化協議会の設置

中心市街地活性化に向けた取組みについて、多様な主体の参画と連携を図り事業の実効性を確保するため、平成19年7月6日に設置した。

(3) 基本方針

〔4〕これまでの取組みの成果と反省、〔5〕住民のニーズ調査、〔6〕中心市街地の活性化に向けた課題をふまえ、以下の5つの基本方針に基づき、市民・事業者・行政が連携し一体感をもったまちづくりを推進する。

基本方針 歩いて暮らせる“まちなか居住”の推進

基本方針 多様な主体の活動と交流による“にぎわい”の創出

基本方針 越前の歴史やモノづくりを発信する“まちなか観光”の推進

基本方針 歴史、水、緑を大切にしたい“美しい景観”の形成

基本方針 誰もが“訪れやすい”中心市街地の形成

基本方針1 歩いて暮らせる“まちなか居住”の推進

駅に近く、歩いて多様な都市サービスが受けられ、また、国府からの歴史があり落ち着いたまちの特長を活かして、若者から高齢者まで各世代の居住を推進する。

市民・事業者・行政の連携による“まちなか居住”の促進

土地所有者、空き家所有者、不動産業者、建設業者、建築士、町内会や自治振興会、NPO、行政等が情報交換し、協力して“まちなか居住”を推進する。また、市外からの通勤や通学が多い企業や大学等とも連携を図る。

住宅の整備

単に住宅が供給され人口が増えればよいというものでなく、まち並み景観や良好なコミュニティの形成に配慮した共同住宅や、雪に強い戸建住宅の整備を推進する。

住みよいコミュニティの形成と福祉サービスの提供

福祉団体や自治振興会、町内会、NPO等が行うコミュニティ事業、高齢者や子育て支援事業等を推進する。路地や狭隘道路は、積雪時や自動車利用に不便な面もあるが、安全で心休まる共有空間となっている。また、通りを挟んで町内会が違うケースもあるが、日常生活やまちづくりには、通りを挟んでの住民の連帯意識が重要である。このため、通り・路地単位の身近なコミュニティの形成を推進する。

基本方針2 多様な主体の活動と交流による“にぎわい”の創出

住民や商業者、市民団体、学生、企業、公共等の多様な主体が連携し、地域との共生、協働によるまちづくり事業を推進する。

まちなか開業や新事業の創出

郊外の商業施設にはない商品やサービスを提供する個性的な店づくり、中心市街地の特性や地域資源を活かした福祉・文化・学習・情報・観光・越前ブランド関連の新事業、コミュニティビジネス等を推進する。

イベント等の開催

多様な主体が連携し、若者や家族も楽しめるイベント、世代間交流の集い、祭り等、まちなかの資源を活用した集客事業を推進する。また、“たけふ菊人形”や“武生国際音楽祭”等のイベントと連携したまちなか回遊を促進する。

市民活動や文化芸術、交流事業の促進

さまざまな市民活動や文化芸術活動、学生の活動、多彩な交流事業、交流拠点の整備、歴史文化施設やギャラリー等の開設等を推進する。

基本方針3 越前の歴史やモノづくりを発信する“まちなか観光”の推進

市内外の人がまちを訪れ、暮らしに息づいている歴史文化や伝統工芸、食文化等にふれられ、まちの物語に出会え、ゆっくりと散策できる“まちなか観光”を推進する。

まちなか観光の受け入れ態勢づくり

旧北陸道を軸に、蔵の辻を拠点とした回遊コースを設定し、観光案内所、語り部、マップ、ガイドブック、観光バス駐車場等の受け入れ態勢づくりを推進する。また、丹南地域の玄関口として広域的観光の案内拠点機能を充実する。

回遊コースのサイン・道路環境づくり、休憩施設等の確保

回遊コースを設定し、自動車の通行規制やバリアフリー化により安全に歩ける道路環境づくり、通りのイメージをつくるサインやモニュメントの整備、休憩施設やトイレの確保を推進する。

おもてなし運動

1300年続いてきたまちに誇りを持ち、生活の中に歴史・伝統が息づく、おもてなしの心をもった人づくりを推進する。

まちの物語...歴史資源（国府、府中城跡、寺社群、町家、蔵、商店、北陸道、旧通り名・町名、その他多数）、水や緑の自然、伝統工芸や産業、そばや料亭の食文化、名産、ゆかりの人物など、さまざまな地域資源をストーリー化し伝える（地域学）

基本方針4 歴史、水、緑を大切にした“美しい景観”の形成

まちのいたる所でまちの歴史が感じられるように、まちの歴史文化を掘り起こし、史跡、社寺、町家、蔵、伝統工芸等の歴史資源の保存・活用を図る。また、景観計画・条例により、歴史、水、緑を大切にした美しい景観形成を推進する。

歴史をわかりやすく見せる

歴史の調査研究・普及の拠点として歴史博物館機能の強化を図るとともに、指定文化財・登録文化財制度・まちなか博物館等の積極的な活用、歴史の説明板や記念施設等の整備、社寺との連携を推進する。

伝統的建築物等の保存・活用

景観計画重点区域を設定し、町家や蔵等の伝統的建築物及び歴史的価値のある近代建築物の保存・活用を推進する。

まちかどに歴史的資料や美術工芸品の展示、商店街・通りのファサード整備

商店の一角や空き店舗等を活用するなど、さまざまな場で歴史的資料や美術工芸品の展示、伝統的看板の保存、商店街・通りごとに統一したイメージのファサードの整備等を推進する。

ファサード...道路側からみた建物正面の外観。建物の顔であり、まちに表情をあたえる。

道路、オープンスペースの整備

景観計画重点区域を設定し、安全で景観にマッチした道路やオープンスペース等の整備を推進する。

基本方針5 誰もが“訪れやすい”中心市街地の形成

マイカーに頼らなくても中心市街地に訪れることができるように公共交通機関の利便性の向上を図るとともに、市、住民、商店・事業所が連携してバス・鉄道の利用を促進する。また、来街者のためのマイカーや観光バスの駐車場の利便性の向上を図る。

来街者が利用しやすい駐車場の確保

既存の駐車場をフルに活用し、マイカーでまちなか観光に訪れる人が利用しやすい駐車場及び観光バス駐車場の確保を図る。また、初めてまちを訪れる人にもわかりやすい誘導標識の整備を推進する。

パーク＆ライド対応駐車場の充実

J R 武生駅、福井鉄道武生新駅利用者向け駐車場の利便性の向上を図る。

バス・鉄道の利用促進と利便性の向上

子どもや高齢者等の交通弱者が訪れやすいように、郊外と結ぶ市民バスや福祉バスを充実するとともに、市、住民、商店・事業所が連携してバス・鉄道の利用を促進する。

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

J R北陸本線武生駅周辺に広がる市街地は、本市のほぼ中央に位置し、約1300年前に越前の国府がおかれたことから江戸時代までは府中と呼ばれた地区である。旧北陸道が貫通し、北陸の玄関口として戦略的にも重要な位置にあったことから、政治・経済・文化の中心として栄えてきた。今も、国府由来の総社や国分寺をはじめとした社寺が集積し、城跡、町家、蔵、路地等が残っている。古くから当市街地を中心に放射状に道路網が形成されており、同心円上に越前打刃物（越前市）、越前和紙（越前市）、越前焼（越前町）、越前漆器（鯖江市）の伝統的工芸品の産地が現代に息づいている。

J R武生駅は、大都市と丹南地域を結ぶ玄関口である。隣接して福井鉄道福武線武生新駅、バス路線の発着点があり、丹南地域で最も公共交通機関が利用しやすい位置である。また、半径1km圏内には、市役所、市民ホール、武生公会堂記念館（博物館）、市福祉健康センター、市中央図書館、市文化センター、市中央公園、税務署、郵便局等の公共施設や商業・都市サービス施設が立地し、丹南地域の中で最も都市機能が集積している地区である。

本市は、平成17年に旧武生市と旧今立町が合併してできた市であり、これまでは旧市町がそれぞれ中心となる市街地の形成を図ってきた。しかし、今後本市がコンパクトなまちづくりを推進するうえで、市全域及び周辺市町から公共交通機関を利用しやすく、既存のストックを活用し効率的に都市機能の集積が図れる位置において中心市街地を形成すべきである。このため、本市のほぼ中央に位置し、電車・バスのネットワークの結節点、商業・サービス業、医療機関、金融機関等の都市機能の集積規模が大きいJ R武生駅周辺の区域を本市の中心市街地として位置づける。

(位置図)



[2] 区域

区域設定の考え方

(1) 区域の面積 約 1 2 3 ha

(2) 区域の境界

東の境界...日野川

西の境界...都市計画道路 河濯線 (未整備の北部区間は河濯川左岸)

南の境界...都市計画道路 甲楽城線

北の境界...都市計画道路 豊線、武生縦貫線、本田線

(3) 区域設定の考え方

中心市街地は、居住又は都市機能の集積を誘導すべき区域であることから、住居系・商業系の用途地域であり、公共交通機関の結節点である駅から歩いて行ける (概ね 1 Km) の範囲とする。また、歴史的に一体的に市街地が形成され、道路、河川、町境等によって境界が明確となる区域とする。

(区域図)

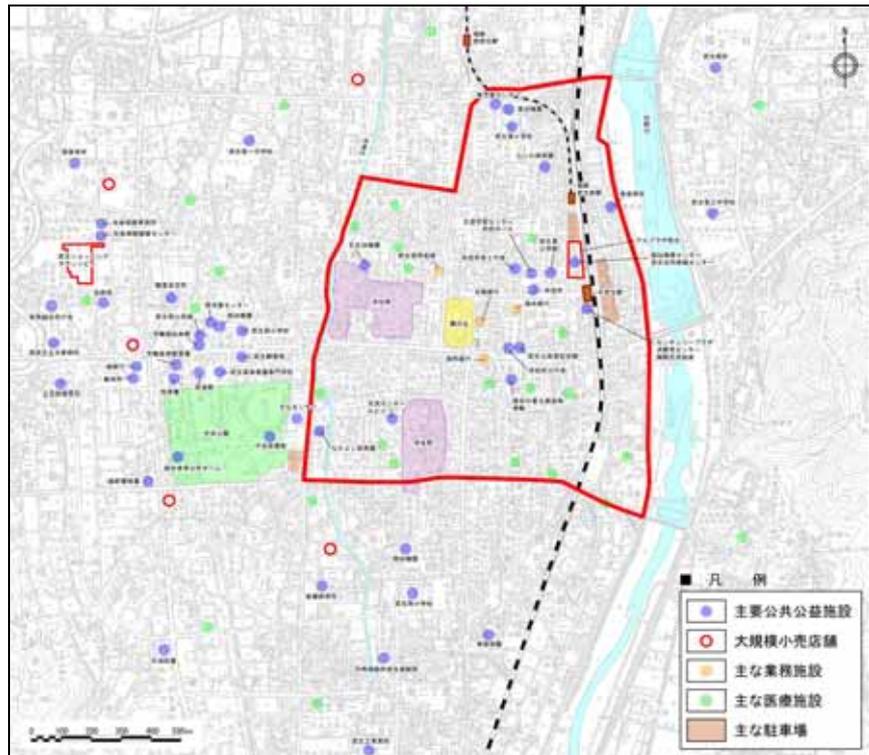


事業所（ 民営 ） の集積の状況

	中心市街地	越前市	中心市街地のシェア
事業所数	1,054	5,825	18.1%
従業者数	5,058	45,784	11.0%

中心市街地は 21 町内の合計。資料：平成 13 年事業所統計

公共公益施設、都市福利施設、寺社群の状況



丹南地域で最大の公共交通の結節点である

J R 武生駅、福井鉄道福武線武生新駅、バス路線の発着点があり、丹南地域で最も公共交通機関が利用しやすい位置である。

電車、バス路線の結節点の状況



人口が集積し、D I D地区の中心の区域である

人口は激減しているものの全市域の7.5%を占め、D I D区域の中心に位置している。このため、道路、下水道(普及率100%)、道路融雪、公共公益施設など、他地区よりも都市インフラが整備されている。

人口、住宅戸数の集積の状況

	中心市街地	越前市	中心市街地のシェア
人口	6,320	84,161	7.5%
世帯数	2,373	26,397	9.0%

(参考)旧武生市の人口: 70,680人

旧今立町の人口: 13,481人

資料:平成19年4月1日 住民基本台帳人口(日本人)

都市機能を誘導すべき区域である

都市計画では、商業地域が47ha、近隣商業地域が24ha、住居地域が52haである。当該区域は、市全域の商業地域の95.7%、近隣商業地域の32.4%を占め、都市機能を誘導すべき区域である。

用途地域の状況

用途地域別面積	中心市街地		越前市		市全体に占める中心市街地の割合(%)
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	
総面積	123	100	23,075	100	0.5
都市計画区域	123	100	12,218	52.9	1.0
DID地区	122	99.2	631	5.2	19.3
第一種住居地域	52	42.3	450	3.7	11.6
近隣商業地域	24	19.5	74	0.6	32.4
商業地域	47	38.2	49.1	0.4	95.7

DID地区は、平成12年国勢調査

歴史的にみて、市及び広域の中心として共通認識がある区域

古代には越前の国府、近世には周辺地域を統治する城が置かれ、寺社が集積し、旧北陸道や鉄道の駅など交通の要所でもあったことから本市及び周辺地域の政治・経済・文化の中心的区域であった。

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

人口・世帯数が激減し、高齢化率が高い。

旧武生市の人口は微増で推移してきたが、中心市街地では29.0%減少している。

	区域	平成4年	平成19年	増減
人口総数	旧武生市	69,575	70,680	1.6%
	中心市街地	8,896	6,320	29.0%
世帯数	旧武生市	19,124	22,768	19.1%
	中心市街地	2,818	2,373	15.8%

越前市の高齢化率は23.0%であるのに対して中心市街地は34.1%と高齢化が進み、年少人口も少ない状況である。

	中心市街地	越前市
15歳未満人口	636	12,543
15歳未満人口比率	10.1%	14.9%
65歳以上人口	2,155	19,397
65歳未満人口比率	34.1%	23.0%

資料：平成19年4月1日 住民基本台帳人口（日本人）

商業や業務機能が低下している。

小売店の店舗数、従業者数、商業販売額のいずれも、旧武生市の推移に比べて中心市街地は激減している。また、中心市街地の市全体に占める割合も低下している。

小売店の状況

小売店	区域	平成9年	平成16年	増減
店舗数（中心市街地のシェア）	旧武生市	1,168	1,022	12.7%
	中心市街地	401（34.3%）	329（32.2%）	18.0%
従業者数（中心市街地シェア）	旧武生市	4,748	4,944	4.1%
	中心市街地	1,158（24.4%）	1,151（23.3%）	0.6%
年間販売額百万円（中心市街地のシェア）	旧武生市	95,869	82,221	14.2%
	中心市街地	13,759（14.4%）	9,814（11.9%）	28.7%

資料：商業統計

事業所数、従業者数のいずれも、旧武生市の推移に比べて中心市街地は激減している。また、中心市街地の市全体に占める割合も低下している。

事業所の状況

民営の事業所	区域	平成3年	平成13年	増減
事業所数(中心市街地のシェア)	旧武生市	5,167	4,792	7.3%
	中心市街地	1,379 (26.7%)	1,054 (22.0%)	23.6%
従業者数(中心市街地のシェア)	旧武生市	41,295	40,855	1.1%
	中心市街地	6,103 (14.8%)	5,058 (12.4%)	17.1%

資料：事業所統計

空き店舗・空き家・空き事務所、駐車場が増加している。

過去の調査データはないが、人口や商業・事業所の減少とともに空き店舗・空き家・空き事務所、駐車場が増加している。

住宅地図からみた状況

区分	空き家・空き店舗	駐車場
箇所数	221件	429件

資料：18年版住宅地図の表示件数

地価の下落が郊外よりも激しい。

地価の下落率をみると、商業地及び住宅地とも郊外よりも中心市街地の下落率が高い。

地価の推移

単位：円/m²

用途	区分	調査地点	H.7	H.18	下落率
商業地	中心市街地	府中一丁目	360,000	120,000 H19 108,000	67%
	中心市街地	元町	259,000	78,000	70%
	郊外	国高二丁目	160,000	83,000	48%
住宅地	中心市街地	国府二丁目	104,000	62,000	40%
	郊外	村国三丁目	84,700	59,500	30%

資料：地価公示、地価調査

<p>第3号要件</p> <p>当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<p>既存のストックが活用でき、効率的な推進を図ることができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の結節点機能、区域内及び周囲の都市福利施設や公共公益施設、商業施設等の多様な都市機能が丹南地域で最も集積しており、これらのストックを活用することにより効率的に持続可能な都市、歩いて暮らせるまちの形成が可能である。 <p>市及び周辺地域の発展に有効である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大都市からの玄関口であり、周辺地域を含め広域的な公共交通ネットワークの結節点であるため、観光や越前ブランドの情報発信の拠点機能の向上を図ることにより、広域的な産業の振興に寄与する。 ・本市の通勤・通学者数の流入・流出の状況においても流入人口が超過しており、本市の中心市街地の活性化は周辺地域の発展に寄与する。 ・本市は、県下トップの工業出荷額を有する工業都市であることから、都市の顔、玄関口である中心市街地の活性化は、広域的にも雇用の確保、定住人口の増加につながる。 <p>市総合計画（平成19年3月策定）と整合している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少、少子高齢社会の進展や成熟社会への移行を見据え、これまでに整備を進めてきた施設を有効活用しながら、地域特性を踏まえたコンパクトで暮らしやすい都市づくりに取り組むこととしている。 ・コンパクトで機能的な都市構造の形成を図り、中心市街地は賑わいのある魅力的なまちづくりを進めることとしている。 ・当該区域を中心市街地とし、まちなか居住機能、商業、観光がバランスよく充実した賑わいを創出し活性化に取り組むこととしている。 <p>市都市計画マスタープラン（平成20年3月策定）と整合している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能なコンパクトシティの形成」基本目標とし、中心市街地においては、公益的機能の集約整備や商業の活性化を図り、市民の利便性向上や都市経営の効率化などといった集約によるメリットを創出するとともに、まちなか居住を促進し、越前国府として栄えた歴史や文化と人々の生活が密接に結びついた、賑わいと魅力のある『まちの顔』を形成することとしている。
---	---

3. 中心市街地の活性化の目標

〔1〕中心市街地活性化の目標

武生は、越前国府がおかれてから1,300年間“まち”であり続けたことが最大の特徴であり、寺社、町家、蔵、路地等が数多く残り、越前の歴史を代表する“まち”である。また、公共交通機関、商業施設、都市福利施設などの都市機能が丹南地域で最も集積していることから市民の活動の拠点、大都市との交流の玄関口、県下トップの工業出荷額を誇る産業都市の“顔”となっている。

こうした中心市街地が「誰もが住みやすく、人が訪れ、集い、にぎわう」場であることが、本市総合計画の重点目標に掲げる「定住化の促進」、戦略的取組みに掲げる「都市のブランド力を高める戦略的なまちづくり」や「知性と創造力に富んだ北陸一の産業・技術都市づくり」、「成熟社会にふさわしい定住都市づくり」を実現するために必要である。

しかし、本市の中心市街地は長期にわたる空洞化により魅力を失いつつある。

このため、向こう5年間は活性化に向けて足元を固める時期と捉え、まずは定住人口及び交流人口を増やす取組みを優先する。交流人口を増やすためには、集客力のある商業・娯楽施設の立地が望まれるが、まちを歩く人が少なく商業環境が悪い現状では難しく、まずは - (1)まちなか観光、 - (2)文化活動・市民活動・イベント等の市民事業を促進し、市民や市外の人々がまちを訪れる機会を創出しながら歩く人を増やし、商業環境の向上を図る。

また、美しい景観の形成、公共交通の活性化については、長期的に着実に推進していく。選択と集中の観点から次の目標を掲げ活性化を推進する。

目標 住みよく、多様な住まい方が選択できる中心市街地

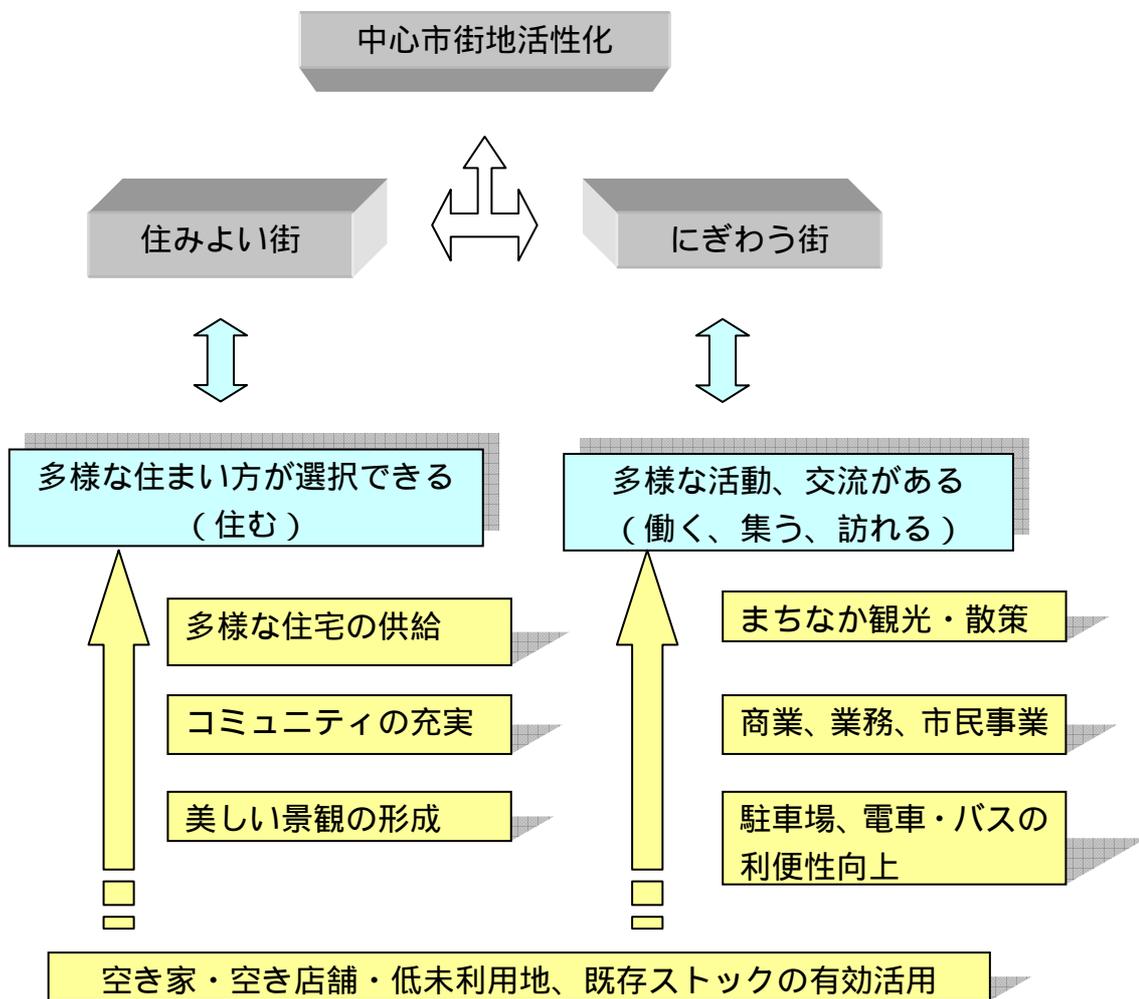
土地所有者や不動産業、建築士等の協力を得て空き家・空き店舗・低未利用地の有効活用を促し、住宅の供給や住環境の向上を図る。また、公共交通が利用しやすく歩いて多様な都市サービスを受けられる利点を活かしながら、企業、大学、福祉団体等と連携して若者から高齢者までの各世代にとって暮らしやすい“まちなか居住”を推進する。

あわせて、町家や寺社、路地が残る歴史と安らぎのある街なみ景観を一層磨くとともに、身近なコミュニティの充実を図り、誇りをもって生き生き暮らせるまちづくりを推進する。

目標 多様な主体の活動と交流による“にぎわう”中心市街地

歴史・伝統、公共交通機関、都市福利施設といった既存ストックを活かしながら、住民、商業者、企業、市民活動団体、学生、公共等、多様な主体によるさまざまな活動を推進する。また、郊外にある企業の社員や学生を含め多くの市民が、まちなか散策や歴史伝統、食、文化、催しを楽しめる機会の創出や“まちなか観光”を推進する。

こうした社会的、経済的、文化的活動を活発にしながら商業の経営環境の改善を図るとともに、さまざまな交流をとおして地域の文化、越前ブランドを発信していき、越前市の活力ある地域経済社会の確立を図る。



〔 2 〕 計画期間の考え方

計画期間は、平成 19 年度に作成を予定している都市再生整備計画とも整合を図り、事業の効果が現れると考えられる平成 25 年 3 月までの 5 年 5 ヶ月とする。

〔 3 〕 目標指標の考え方

目標指標 人口

住みよく、多様な住まい方が選択できる中心市街地を示す指標としては、住みよさの意識調査、人口、人口の全市比率、社会動態（転入者と転出者の差）、年齢構成等が考えられるが、“まちの住みよさ”を最も市民にわかりやすく、端的に示す指標は人口であり、「住民基本台帳人口」（日本人）を目標指標とする。

目標指標 歩行者数

多様な主体の活動と交流による“にぎわう”中心市街地を示す指標としては、事業所数、商業販売額、市民団体の活動状況、主要施設の利用者数、イベント回数や集客数等が考えられるが、“まちなぎわい”を最も端的に示す指標は日常的に道を往来する人の数「歩行者数」が適当と考えられる。中心市街地は、郊外の集客施設のように自動車を横付けするのでなく、最寄りの公共交通機関や駐車場から歩いて目的の場所に行くスタイルが基本にあり、回遊性を高め「楽しく歩けるまち」を目指していくことから、まちなか散策ルート主要5地点（広小路通り、蔵の辻、寺町通り、タンス町通り、国道365号ちひろが生まれた家記念館駐車場前）の「休日の歩行者数」を目標指標に設定する。

また、散策ルート主要5地点の「平日の歩行者数」及び市役所前の「平日、休日の歩行者数」については参考目標指標とする。

これまで定点で定期的な調査を実施していないため、基本計画を策定するにあたり平日、休日とも各3回の調査を実施し、その平均値を現況値とする。

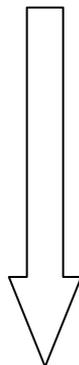
参考目標指標 空き家数

目標「住みよく、多様な住まい方が選択できる中心市街地」、目標「多様な主体の活動と交流による“にぎわう”中心市街地」の実現のためには、空き家、空き店舗、空き地の多様な活用を図り、中心市街地の負の要因を減らすことが重要である。このため、住宅地図の表示で空きになっている建物「空き家数」を参考目標指標とする。

〔 4 〕 数値目標の設定

【現状】～長期的な空洞化～

・住む人	人口の減少、高齢化	・買い物	商業の低迷
・働く場	事業所の減少	・にぎわい	歩行者数の減少
・土地利用	空き家・空き店舗・低未利用地の増加		



【主な取組み】

居住促進の支援制度の創設
 まちづくり会社による所有者への働きかけ
 まちなか観光の推進、伝統工芸品・観光PRセンターの開設
 蔵の辻と周辺商店街の集客力向上、タンス町交流施設「匠の駅」の開設、まちなか開業・コミュニティビジネス支援
 大学サテライト教室・学生サロンの開設ほか

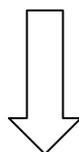
【5年後の目標】～長期的な空洞化に歯止め、活性化に向けた足固め～

目標 住みよく、多様な住まい方ができる中心市街地

人口 2%増加 (平成19年)6,320人 (平成25年)6,450人...H.18年レベル

目標 多様な主体の活動と交流による“にぎわう”中心市街地

休日の歩行者数 30%増加 (平成19年)994人 (平成24年)1,300人
 空き家数(参考) 減少 (平成18年)221件 (平成24年)減少



市街地の整備改善	商業の活性化
都市福利施設の整備	公共交通機関の利便性増進
住宅の供給	その他

【長期ビジョン 15年後】～活性化された中心市街地のイメージ～

暮らしに便利で、安らぎのある、住みよいまち

人口 市全体の1割程度...8,400人(H.6年レベル)
 年齢構成 市平均と同程度

さまざまな人が訪れ、交流し、にぎわうまち

休日の歩行者数 2,500人以上
 広小路通りはまちの中心部の商店街であるため1,000人以上(S.60年代レベル)を目指す。これは、現状の約400人の2.5倍であり、5調査地点の合計についても現状の約1,000人の2.5倍とする。

空き家数 50件以下
 1町内あたりの空き家数が2、3件以下を目指す。(23町内)

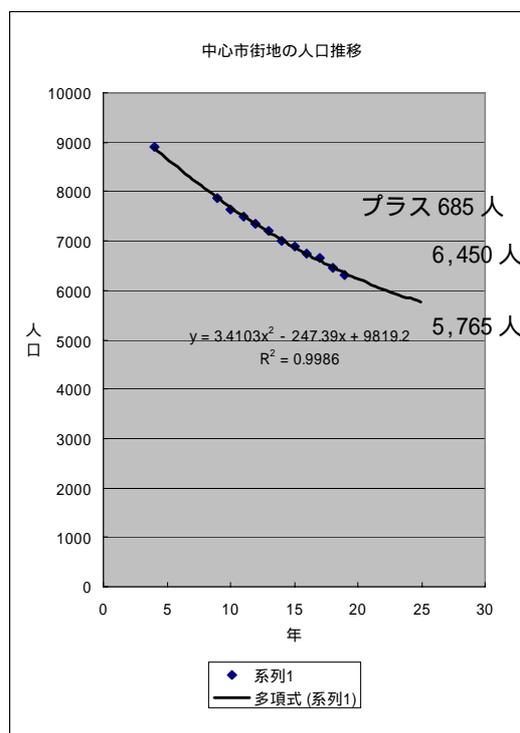
目標指標 人口

中心市街地の人口は1年に約2%減少してきており、過去の推移から活性化策を講じない場合の平成25年(4月1日)の人口は5,765人と推計される。

今後の取り組みによって中心市街地の活性化への流れを市民が実感できることを目指して、平成18年度策定「中心市街地活性化プラン」の目標に掲げた「平成18年現在の人口 6,450人」を数値目標に設定する。

中心市街地の人口の推移、将来推計

平成(年)	人口(人)	前年比(%)
4	8,896	
6	8,497	
9	7,874	
10	7,650	2.84
11	7,485	2.16
12	7,341	1.92
13	7,217	1.69
14	7,011	2.85
15	6,879	1.88
16	6,749	1.89
17	6,652	1.44
18	6,450	3.04
19	6,320	2.02
20	6,235	1.34
21	6,127	1.73
22	6,027	1.63
23	5,933	1.56
24	5,846	1.47
25	5,765	1.39



各年4月1日現在の住民基本台帳人口(日本人)

【数値目標】

指標	平成19年	平成25年	
	現況	活性化策を講じない場合(推定)	目標
人口	6,320人	5,765人	6,450人 (685人プラス)

(1) 地価の動向、住宅整備の状況

中心市街地の住宅地の地価は近年大幅に下落し、郊外との差が縮小している。

下表は中心市街地の代表的な住宅地と区画整理された住宅整備のニーズが高い郊外の住宅地を比較したものであるが、平成7年には中心市街地の地価は郊外よりも23%高かったが、平成18年には4%高となっている。

中心市街地の地価の下落を背景にして、近年、共同住宅の整備が増えていると思われる。また、大規模小売店舗が退店した跡地では、宅地分譲され一戸建住宅が建設されていることから、住宅のニーズが上向いていると考えられる。

地価調査（住宅地）

区分	町名	平成7年	平成18年	変動率
中心市街地	国府2丁目	104,000円/㎡	62,000円/㎡	40.4%
郊外	村国3丁目	84,700円/㎡	59,500円/㎡	29.8%
中心市街地と郊外の比較		中心市街地は 23%高い	中心市街地は 4%高い	

最近の共同住宅、宅地分譲の整備状況（平成18年4月～19年3月）

区分	戸数	所在地
賃貸共同住宅	18	蓬莱町
賃貸共同住宅	14	国府2丁目
賃貸共同住宅	16	元町
賃貸共同住宅	15	堀川町
宅地分譲	16	国府1丁目
宅地分譲	8	堀川町

資料：建築確認申請、宅地開発事前協議届出をもとに現地調査

(2) まちづくり会社による土地所有者等への働きかけ

中心市街地において空き家・空き店舗・空き地が多いのは下記の理由が考えられ、有効活用を図るためには、所有者の理解を得ていく取組みが重要である。

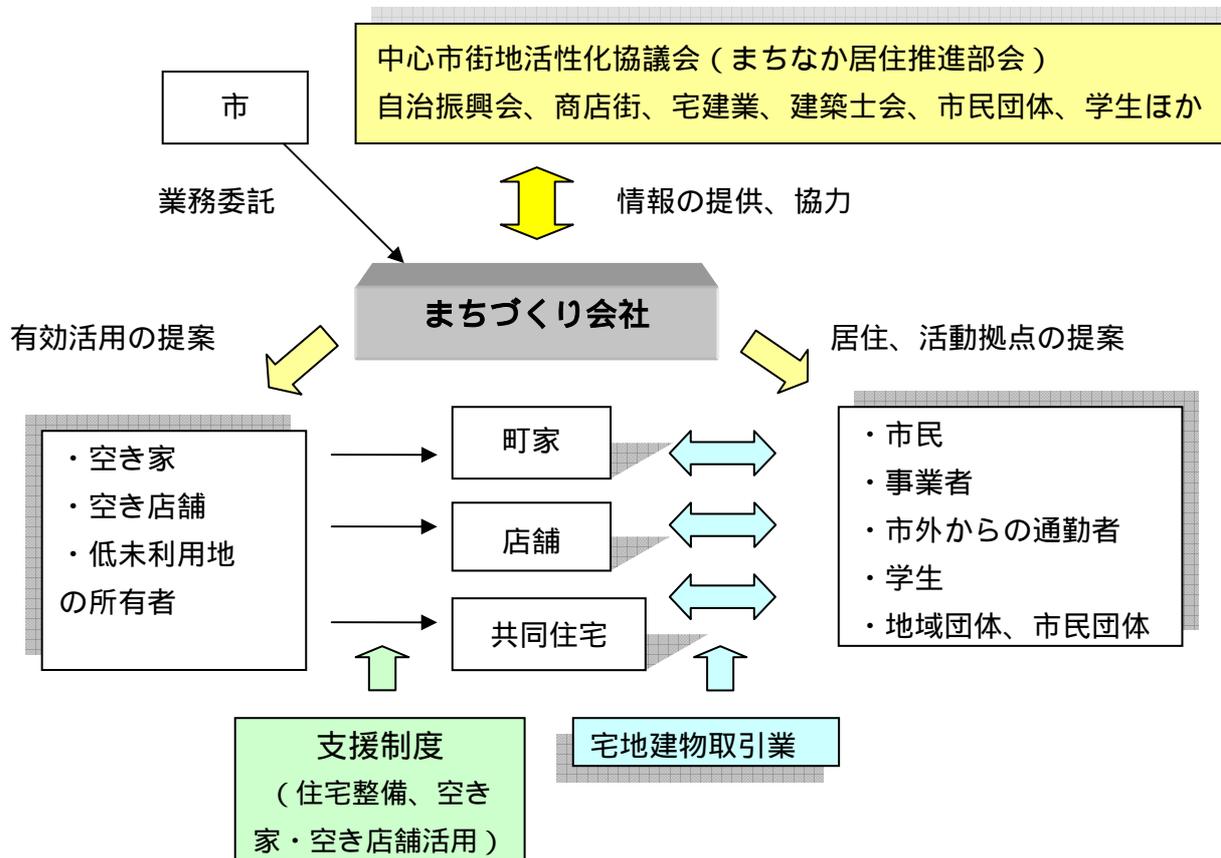
このため、まちづくり会社は地域住民、建築士、宅地建物取引業者等の協力得て、土地所有者等に対して有効活用策を提案していく。

あわせて、市外からの通勤者や学生をはじめ、広く市民に“まちなか居住”の魅力を情報発信することにより、多様なライフステージに対応した住宅の供給及び居住を促進する。

【空き家・空き店舗・空き地化が進む主な理由】

敷地が細長く、手狭である。

税対策のために老朽化した空き家を放置しておく。
 土地所有者が住宅の建替えを認めない。
 地価の下落、商業環境の低下に見合った賃貸料金でない。
 空き家・空き店舗等を誰にでも貸したくない。
 有効な活用方法が見当たらない。
 狭隘道路のため、建てられない。



(3) “まちなか居住”を促進する支援制度の創設

中心市街地において一戸建住宅、共同住宅、高齢者向け住宅等の整備を促進するため下表の支援制度を創設し、多様な住まい方が選択できる中心市街地を目指す。

支援制度	適用区域	対象
民間優良共同住宅整備促進事業	中心市街地	10戸以上の共同住宅
高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	中心市街地	高齢者向け優良賃貸住宅
特定優良賃貸住宅供給促進事業	中心市街地	特定優良賃貸住宅
町家風共同住宅整備促進事業	中心市街地	町家風共同住宅
住宅用地等購入資金利子補給事業	中心市街地	個人住宅用地の購入
まちなか住宅団地整備費補助事業	中心市街地	1,000 m ² 以上の団地整備

(4) 市土地開発公社所有地の売却

市土地開発公社が所有する土地を定住促進の一環として民間に売却し、住宅の供給を促進する。

売却物件	面積	現在の状況
J R 武生駅貨物駅跡地	6,039 m ²	譲渡先が高齢者向け優良賃貸住宅を整備する予定
武生商工会議所跡地	2,322 m ²	定住促進の一環として売却予定

(5) “まちの暮らし”、“まちの楽しみ方”をアピールする

中心市街地は、歩いて多様な都市サービスを受けられ、近くに公園や山、川もあり、また寺社や街並み等の歴史・伝統もある。今後、ワークショップで出されたアイデアや「平成19年度都市再生モデル調査事業」の成果を活かしながら、「まち暮らしの魅力」を磨き、アピールしていく。

【現状】

子育て

- ・ 保育園、幼稚園、小中学校が近くにあり、電車・バスでの高校の通学に便利。
- ・ 近くに、子育て支援センター、福祉健康センターがあり、子育てに関する知識・サービスを受けやすい。

高齢者の暮らし

- ・ 近くに、病院、銀行、郵便局、商業・サービス業などがあり生活に便利。
- ・ 近くに福祉健康センターがあり、はつらつ運動教室等のサービスを受けやすい。

余暇

- ・ 近くに、生涯学習センター、福祉健康センター、図書館、文化センターがあり、文化的な催しにも参加しやすい。
- ・ 近くに、中央公園、体育施設、日野川河川緑地、村国山（一部都市公園）があり、スポーツやウォーキングに便利。
- ・ 各種の文化・スポーツの行事、祭、イベントの参加・見学に便利。

【平成19年度 全国都市再生モデル調査】

実施団体：県建築士会南越支部、武生ルネサンス、

福井大学（都市計画研究室）、仁愛大学（コミュニケーション研究室）

調査名：「粋なまち暮らしを楽しもう・まちは大人の文化祭」実現のための実践的調査

調査内容：お寺をコミュニティ、まちなか散策に活かす提案

まち暮らし満喫ツアー、まちなかギャラリーの提案

粋なまち暮らしをするための町家改修コンペ

駐車場にモミジを植栽

学生による空き家の改修、体験居住

上記の(2)～(5)の取組みにより平成24年度末までの6年間で下記の人口増加が見込まれることから、目標人口の達成は可能と考えられる。

主要な取組み	6年間の 増加戸数	一戸あたり の人数	6年間の 増加人口
共同住宅の整備 (支援制度) ・民間優良共同住宅整備促進事業 ・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業 ・特定優良賃貸住宅供給促進事業 ・町家風共同住宅整備促進事業	140戸 1	2.0人 2	280人
一戸建住宅の整備 町家への入居促進など (支援制度) ・住宅用地等購入資金利子補給事業 ・まちなか住宅団地整備費補助事業	75戸 1	3.5人 2	260人
【JR武生駅貨物駅跡地】 高齢者向け優良賃貸住宅の整備	80戸	1.1人	90人
【武生商工会議所跡地】 譲渡先による住宅の整備	14戸以上 2	3.5人 3	50人
合 計	309戸		680人

- 1 毎年度の予算見込みベース
- 2 整備計画が未定のため、仮に1戸165㎡として算定
- 3 国勢調査 住宅の建て方別1世帯あたり人員
平成12年調査 1戸建3.61人、共同住宅2.05人

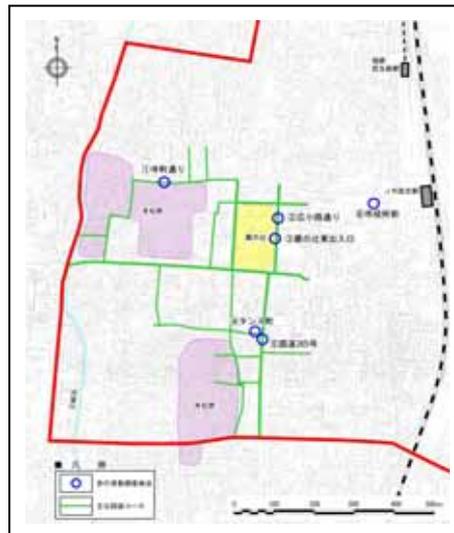
活性化策を講じない場合の平成25年推定人口	5,765人
活性化の取組みによるプラス	+ 680人
平成25年 目標人口	6,450人

目標指標 歩行者数

まちなか散策ルート主要5地点の歩行者数の推移については、これまで調査を実施していないが、他の地点の交通センサスの推移をみると中心市街地の減少傾向は明らかである。

特に、病院や業務施設が休みとなる休日の歩行者数が少ない。このため、“まちなか観光・散策”及び文化活動・市民活動・イベント等の市民事業を推進することによって歩行者数を増やす計画であり、5地点の休日の歩行者数をメインの数値目標に設定する。

5地点の平日、市役所前の歩行者数は参考目標とし、毎年プラス傾向を目指すこととする。



まちなか散策主要地点の歩行者数

【休日】 午前7時～午後7時

	H18.10.15 (日)晴	H19.5.27 (日)晴	H19.8.12 (日)晴	平均
寺町通り	233	116	177	175
広小路通り	570	279	243	364
蔵の辻東出入口	320	192	148	220
タンス町通り	78	114	76	89
国道365号	181	142	114	146
5地点の合計	1,382	843	758	994
市役所前			572	572

【平日】 午前7時～午後7時

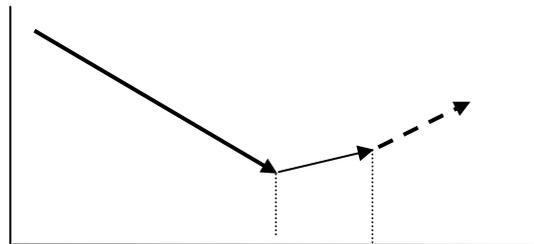
	H18.10.11 (水)小雨のち曇	H19.5.10 (水)曇のち雨	H19.8.2 (木)晴のち曇	平均
寺町通り	175	157	134	155
広小路通り	379	366	337	361
蔵の辻東出入口	96	78	230	135
タンス町通り	202	143	84	143
国道365号	300	222	151	224
合計	1,152	966	936	1,018
市役所前			982	982

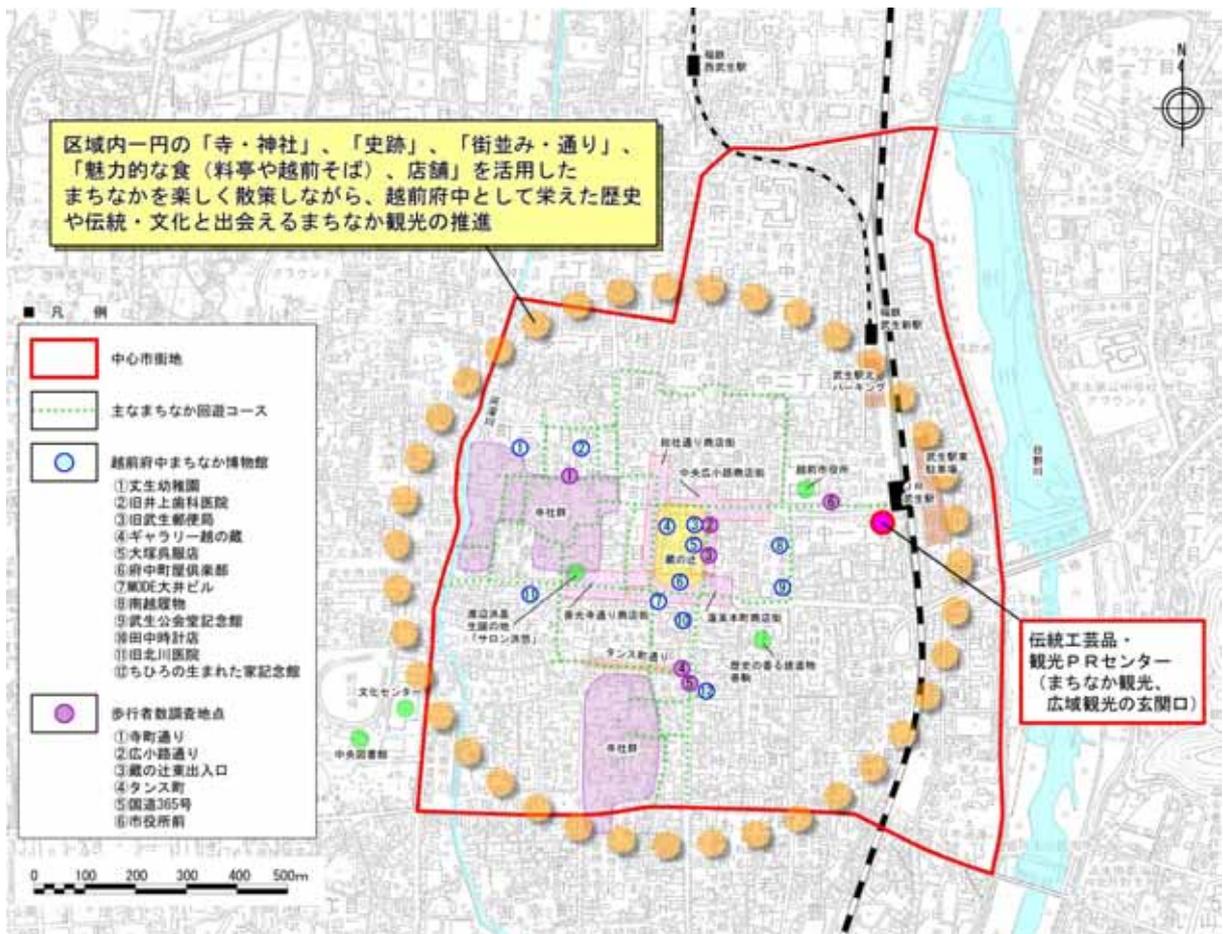
市役所前は、調査実績が1回のため合計に加えない。

【数値目標】

通行量調査地点を通過する歩行者数（延べ人数）

指標	現況(平成18年10月～19年8月で3回の調査の平均値)	目標 (平成24年度)	平成25年度～
まちなか散策ルート主要5地点の歩行者数合計 (市役所前を除く)	休日 994人	1,300人 30%増加 (306人プラス)	毎年プラス傾向を目指す
	平日 1,018人	毎年プラス傾向を目指す	
市役所前の歩行者数	平日 982人	毎年プラス傾向を目指す	毎年プラス傾向を目指す
	休日 572人		





(3) 回遊コースのサイン整備、卍が辻・タンス町周辺の回遊コース整備

活性化区域一帯に散在する歴史資源等を結ぶ回遊コースを設定し、ルートサイン等を整備し、わかりやすく楽しく歩けるコースづくりに取り組む。

“蔵の辻”や“寺町通り”をつなぐ散歩ルートとして“卍が辻・タンス町周辺”を重点地区とし、住民による景観まちづくりの取組みとあわせて道路景観等を整備する。

タンス町交流施設「(仮称)匠の駅」の開設 ... P.59 参照

(4) イベントと連携した“まちなか観光”の推進

中心市街地では、県外からも多数のファンが訪れる「たけふ菊人形」、「武生国際音楽祭」、「源氏物語アカデミー」、「丹南アートフェスティバル」等のさまざまな文化・交流活動が展開されている。こうしたイベントや寺社の行事等を活用・連携し“まちなか観光”を推進する。

(5) 観光バス、マイカー来街者用駐車場の確保

まちなか観光に訪れる人のための駐車場（観光バス、マイカー）がないため、空き地等を活用し駐車場を確保する。

観光バス：2台程度 マイカー：30台程度

(6) 観光客誘致による歩行者数の増加

(1) ~ (5) の取組みにより “ まちなか観光・武生散策 ” の魅力を高めるとともに、周辺の観光地と連携した観光客の誘致を図る。

【周辺の観光客入りこみ状況】

中心市街地に隣接する中央公園において毎年約 1 ヶ月間開催される「たけふ菊人形」には、北陸、関西、中京より 9 万人余の観光客が訪れる。

市内の主要観光地の観光入り込み客数（平成 18 年度）【休日の客の比率】

しきぶ温泉湯楽里：187 千人【5 割】	越前そばの里：183 千人【4 割】
紫式部公園藤波亭 28 千人【4 割】	越前の里：54 千人【6 割】
万葉菊花園：48 千人【6 割】	越前和紙の里：28 千人【4 割】
タケフナイフビレッジ：19 千人【6 割】	花筐公園：19 千人【6.3 割】

観光バスツアーを増やす

現状

- ・ まちなか散策に訪れる観光客数を把握していないが、語り部の会では平成 18 年 5 ~ 11 月で 891 人の実績がある。（県外、県内、市内）
- ・ 旅行エージェントによる観光バスツアーはほとんどないが、大手旅行会社の支店（大阪）企画のバスツアーが毎年 3 回訪れている。
- ・ 観光バス駐車場がない。



今後の取組み

観光バス駐車場（2 台程度）を確保する。
周辺の観光地や伝統工芸と連携した “ まちなか観光 ” を企画し、中京・関西を中心に旅行エージェントに売り込む。
観光客を募集した際に市内で一定数の宿泊者数に応じて、旅行エージェントに奨励金を交付する。



平成 24 年度の見込み

休日の観光バスツアー バス 平均 1 日 1 台（3 ~ 11 月）
観光客 平均 1 日 40 人増加（40 人 / 台）

（参考）年間観光客数の増加見込み

3 ~ 11 月の休日	87 日 × バス 1 台 = バス 87 台
平日、12 ~ 2 月の休日	278 日 × バス 0.2 台 = バス 56 台
年間の増加	バス 143 台 × 40 人 / 台 = 5,720 人

マイカーで訪れる“まちなか散策”の観光客を増やす

現状

- ・まちなか観光客向けの無料又は安価な駐車場がない。
- ・周辺の観光地を訪れた人に対する“まちなか観光”のPRが不十分。
- ・まちなか観光の回遊コースがわかりにくい。



今後の取組み

来街者向け駐車場（30台程度）を確保する。
「越前そばの里」や「紫式部公園藤波亭」等の周辺の観光施設でチラシによる“まちなか観光”の紹介。
伝統工芸品・観光PRセンター、回遊コースの誘導サイン等を整備する。



平成24年度の見込み

休日にマイカーで訪れる観光客

マイカー 1日4台（3～11月）

観光客 1日8人増加（2人/台）

（参考）周辺の主な観光地にマイカーで訪れる休日の観光客数

越前そばの里 【休日】約75,000人

うち、約2割がマイカー利用者 約15,000人

紫式部公園・藤波亭 【休日】約11,000人

うち、約7割がマイカー利用者 約7,700人

越前和紙の里 【休日】約11,000人

うち、約4割がマイカー利用者 約4,400人

万葉菊花園 【休日】約29,000人

うち、約8割がマイカー利用者 約23,000人

その他、タケフナイフビレッジ、越前打刃物の里、しきぶ温泉湯楽里、越前の里、花筐公園ほか

上記の状況から市内の主な観光地にマイカーで訪れる観光客は、休日（年間120日）だけで約5万人（1日約400人）以上が見込まれる。このマイカー台数を休日1日あたり200台とし、このうちの4台（2%）が、今後の取組みによって“まちなか観光”に訪れることが見込める。

電車で訪れる“まちなか散策”の観光客を増やす

現状

- ・ JR武生駅の定期外乗客数は1日に約1,140人、福鉄武生新駅の定期外乗客数は1日に約420人である。
- ・ 近年、団塊の世代や若者を中心に“まちなか散策”の人気の高まってきており、電車の利用による“まちなか散策”する人を時々見かける。
- ・ まちなか散策に訪れる観光客数を把握していないが、JR武生駅内観光案内所を訪れた人は約3,000人（平成18年度）で、内“まちなか観光”関連は約3割である。このことから“まちなか散策”に訪れる客は少なくとも年間1,000人以上と考えられる。

今後の取組み

JRと連携し「街歩きやウォーキングのパンフレット」を関西圏の各駅で配布。

公共交通利用促進事業と連携した“まちなか散策”のイベントを実施。

「伝統工芸品・観光PRセンター」を設置し、市民、JR武生駅を利用するビジネスマン（出張）や観光客に越前市の伝統産業や観光、“まち”の見所、食べ所を紹介する。また、時間に余裕がある人に対して“まちなか散策”を勧める。

宿泊施設利用者の“まちなか散策”を増やす

現状

- ・ 中心市街地には旅館・ビジネスホテルが13施設あり、宿泊者数は約5万人（平成18年度）である。
- ・ 宿泊客の約1割が“まちなか散策”が可能な客（夕方1～2時間の余裕がある）である。（関係者から聞き取り）

今後の取組み

宿泊施設への働きかけ、パンフレットやクーポン割引付マップの配備。

“まちなか観光”のPRの強化

市内の製造業に協力を依頼し、出荷商品に観光チラシを入れてもらう

パンフレットの作成

観光ポスターの作成

ホームページの充実

北陸自動車道武生ICから越前海岸へ向かう途中にある利点をいかし、周辺の観光地と連携させた観光コースの企画開発

市内の企業へのPR強化

郷土学習の一環として、学校・社会教育・市民団体等へのPR強化

(7) 市民が“まち”を訪れ、楽しみ、交流する場の創出

イベントの促進

市民によって中心市街地を舞台にした多彩な文化・交流イベントが展開されている。今後さらに市内のさまざまな団体に呼びかけ、イベントの開催や連携協力を推進する。

現在取り組まれている主なイベント

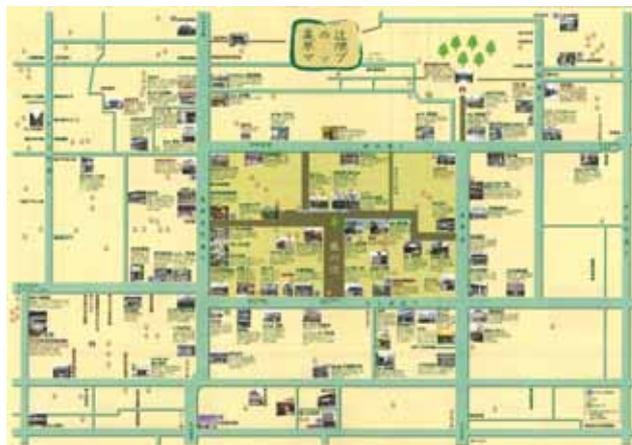
月	イベント	実施主体
4月～ 11月	「蔵の辻の市」毎月第1日曜日に開催 オープンカフェ、フリーマーケット等	実行委員会
6月～ 12月	総社前で「朝市」毎週土曜日に開催	NPO 法人土といのちの会
7月	茅の輪くぐり、関連イベント	西地区自治振興会、 総社通り商店街ほか
	みたま祭り	潤い・たけふ・大すき会
	民謡の集い(盆踊り、屋台村)(蔵の辻)	東地区自治振興会
	丹南アートフェスティバル	実行委員会
8月	越前市サマーフェスティバル(蔵の辻)	実行委員会
	武生国際音楽祭	武生国際音楽祭推進会議
9月	総社祭り、神輿かつぎ	総社、若獅子会、姫獅子会
10月	たけふ菊人形	実行委員会
	越前市民まつり(蔵の辻)	NPO 実行委員会
	源氏物語アカデミー	実行委員会
	ラピュタ大人の文化祭(蔵の辻)	NPO 法人ラピュタ創造研究所
11月	秋の収穫祭(蔵の辻)	西地区自治振興会、 NPO 法人土といのちの会ほか

“蔵の辻 壱の市”を充実発展させ、市民をまちに呼び込む

“蔵の辻”は、町家の奥にある蔵を再生し飲食店等に活用した区域で、国土交通大臣表彰の「美しい街なみ景観大賞」を受賞し全国から視察がある。

市民活動でイベントも開催され中心市街地の核となっているが、日常的に訪れる人は少ない。

平成19年4月から住民、商店、NPO等が実行委員会を立ち上げ、“蔵の辻”を舞台にして毎月第一日曜日に“壱の市”を開催している。オープンカフェとフリーマーケットを中心に運営され、1日に約500人が訪れている。



また、夏の特別企画として平日の夜に“蔵の辻ムーンライトカフェ”(屋台やライブ映画)を実施しにぎわっている。

今後、市民への浸透を図り、市民が何度も“まち”を訪れたいくなる、市民のふれあい交流の場として“壱の市”を拡充する。

また、周辺の商店街と一体感が出る仕掛けを企画し、商業の活性化を図る。

今後の取組み

1) “壱の市”を拡充し、毎週開催する(“弐の市”、“参の市”、…)

現在取り組まれているイベント(P.57)との連携や、さまざまな市民・団体に参加を呼びかけ、ライブコンサート、映像、芸能、骨董、子供向けのイベント等と組み合わせたオープンカフェの開催回数を段階的に増やし、月4回の開催を目指す。



2) “市”の再生を目指した企画

“市”の再生」をコンセプトとして地域にこだわった取組み、地場産品販売やアンテナショップ、来街者が周辺の商店街に流れる仕掛け組みを企画する。

また、市民事業により開設されたFM放送サテライトスタジオを活用し、まちなか情報を積極的に発信していく。



平成24年度の見込み

休日に蔵の辻に訪れる人数 1日400人の増加(4~11月)

タンス町界隈の“おもてなしの店”、“匠の駅”の開設

タンス町界隈は、地場産業の家具・建具店が集積している通りで、住まい・商店・工房が連なった街並みを形成している。住人、商店、指物職人が「タンス町界隈まちづくり実行委員会」を結成し、“たけふ菊人形”の開催時期にあわせた“菊街道”、“屋台祭り”、“まちかど資料館”等に取り組んでいる。平成19年度からは県のアドバイザー事業を活用し、訪れた人が入りやすいように店のレイアウト改装にも実践している。



今後は次の事業に取り組み、訪れた人と住民との交流がある通りにする。

今後の取組み

- 1) “まちなか散策”する人が休憩でき物語が聞ける“おもてなしの店”づくり
- 2) 定期的なイベントの開催
- 3) タンス町交流施設（仮称）匠の駅の開設

タンス町交流施設「（仮称）匠の駅」

コンセプト

伝統工芸が暮らしに息づいている“まち”（越前の指物、打刃物、墨流し等）

対象

住民、まちなか観光・散策に訪れる人

機能

指物や打刃物など伝統工芸の発祥から発展の歴史、現代の工芸士や産地の紹介
「ミニ博物館」

住まいに関する相談やまちの物語を話せる人がいて、茶の接待、休憩ができる
「茶屋」、「住まいの相談」

来訪者に市内の観光施設の情報を提供する
「観光案内」

伝統工芸品の販売
「アンテナショップ」

休日には、職人の実演があり、モノづくりを体験できる
「実演」、「体験」

武生公会堂記念館の文化力向上事業

武生公会堂記念館は昭和4年に建設され、旧武生町民の文化活動の中心施設や町役場として使用された武生のシンボリック建物である。現在は市の歴史・文化の紹介や考古・歴史・美術・民俗資料等の収集保存活動の拠点として利用されており、平成18年度の入場者数は7,673人である。

今後、歴史博物館機能の充実、子どもから高齢者まで楽しく参加できる「えちぜん学・集・楽」、特別展の開催等により市民が何度も訪れたい場にしていく。

(1)～(7)の取組みにより平成24年度には下記の歩行者数の増加が見込まれることから、目標の「休日歩行者数」の達成は可能と考えられる。

まちなか観光

今後の取組み	休日の観光客の増加 (1日あたり)
(6) - 観光バスツアーの観光客の増加	40人
(6) - マイカーで訪れるまちなか観光客の増加	8人
その他の観光客の増加	2人
合 計	50人

“まちなか散策”の観光客は、5つの歩行者数調査地点のうち少なくとも2地点を通過すると考えられることから、100人の歩行者数の増加が見込まれる。

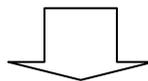
休日1日あたりの 観光客数の増加	通過地点数	調査地点を通る 歩行者の増加(延人数)
50人	2地点	100人

市民が“まち”を訪れ、楽しみ、交流する場の創出

今後の取組み	休日に訪れる人の増加 (1日あたり)
(7) - “蔵の辻の市”を充実発展させ、市民を まちに呼び込む	400人

“蔵の辻”の入口は東西南北にあるため、少なくとも来街者の1/4が歩行者数調査地点である東口を往復すると考えられることから、200人の歩行者数の増加が見込まれる。

休日1日あたりの 来街者の増加	調査地点を通過する 確率	調査地点を通る 歩行者の増加(延人数)
400人	1/4×2回(入・出)	200人



【全体】

平成24年4月～11月

休日の歩行者数の目標 1,300人 (30%増加)

【休日の歩行者数】(現況)994人+(増加)300人=1,294人

参考目標指標 空き家数

空き家・空き店舗数の推移については、これまで調査を実施していないが、著しく増加しているのは明白である。

特に空き家については、防犯や防災、まちづくりにとって深刻な問題となっている。このため、今後の取組みによって中心市街地の活性化への流れを市民が実感できることを目指して、「空き家数の減少」を参考目標として設定する。

また、店舗兼住宅で居住しているが店舗を閉鎖しているケースが多い空き店舗についても、にぎわいの形成や景観の面から大きな課題となっている。今後は店舗閉店の状況も見つつ、引き続き商業活性化に取り組むとともに効果的な事業を検討していく。

空き家数

区分	空き家	駐車場	社寺	事業用の施設
箇所数	221 件	429 件	77 件	1,005 件

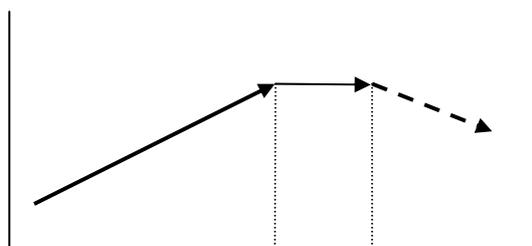
資料：都市計画課調べ 平成18年版住宅地図上で、表示されている箇所数を集計した。

事業用施設数、空き家数は、建物1階の記載内容により区分した。

専用店舗が空き店舗の場合は「空き家」としてカウントされるが、店舗兼住宅の空き店舗で住人がいる場合は「空き家」とされない。

【参考目標】

指標	現況 (平成18年)	参考目標 (平成24年度)
空き家数	221 件	減少を目指す



【主な取組み】

下表の事業計画を推進するとともに、まちづくり会社が空き家・空き店舗・空き地の所有者に対して有効活用策を提案していく。

事業計画	空き家・空き店舗 削減件数（H19～24）
空き家・空き店舗等活用コミュニティ推進事業	5件
民間優良共同住宅整備促進事業	(20件) 空き地に整備される場合は、空き家の削減につながらない。
(高齢者向け・特定)優良賃貸受託供給促進事業	
町家風共同住宅整備促進事業	
まちなか住宅団地整備費補助事業	
まちなか住宅用地購入促進事業	
福井の伝統的民家普及促進事業	3件
まちなか事業・地域助け合いビジネスの開業支援事業	15件
中心市街地店舗開業支援事業	
空き店舗・空き蔵・空き家活用検討事業	

その他の取組み

- ・まちづくり会社が、空き家・空き店舗・空き地の所有者に対して有効活用策を提案する。
- ・ネット上の「空き家情報バンク」を活用し、優良な空き家の売買情報を発信する。
- ・(5)“まちの暮らし”、“まちの楽しみ方”をアピールする(再掲)

〔 5 〕 目標のフォローアップ

取組みの効果を測定するため、目標指標及び関連指標を下記の時期にフォローアップし、施策の推進に反映させる。

【目標指標】

人口	毎年4月1日
歩行者数	毎年5月、8月、10月

【参考目標指標】

空き家数	毎年10月
------	-------

【関連指標】

商店数、従業者数、商品販売額	商業統計調査（平成19、22年）報告時
事業所数、従業者数	事業所統計調査（平成18、21、23年）報告時
武生公会堂記念館の入場者数	毎年4月
市民バス（武生地区）利用者数	毎年4月
福祉バス利用者数	毎年4月

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 駅前周辺エリア

駅南市街地再開発事業、駅北土地区画整理事業、街路事業等によりホテル、商業ビル、共同駐車場、大規模小売店（市福祉健康センター併設）が開設され、市街地の整備改善は概ね完了している。しかし、駅前中央の通り等で空き店舗や駐車場等の低未利用地が増えており、本市の玄関口にふさわしい都市サービス機能の集積が望まれている。今後は、既存の施設を有効に活用し、公共交通の結節点である利点を活かしたサービスを提供することにより集客力を高めしていく必要がある。また、駐車場の集約や市街地再開発事業も視野に入れ土地の高度利用を検討していく必要がある。

(2) 商店街・寺社群周辺エリア

旧北陸道沿線を中心に古くから商業が栄え、震災や戦災にもあっていないことから町家や蔵、寺社、路地が多数集積している。寺社群のある京町地区では、まちづくり協定を結び情緒ある散策ルートを整備してきた。また、蓬萊地区では町家や蔵（22棟）の修景、中央広場を整備し、美しい蔵に囲まれた空間“蔵の辻”を創出した。これは国土交通省の都市景観大賞を受賞するなど、本市の中心市街地のまちづくりのコンセプトを示すものとなった。こうした散策ルートや景観形成は、居住や事業活動の場としてのニーズを喚起するためにも有効であり、今後も面的拡大が必要である。

目標の歩行者数を増やすためには、歴史資源を活かして“蔵の辻”や京町地区とつなぐ散策ルートを充実させ、“まちなか観光”を推進する必要がある。このため、歴史・物語が豊かな“朧が辻・タンス町周辺”を重点地区として景観形成を図り道路景観等を整備するとともに、活性化区域一帯に散在する歴史資源を結ぶ回遊コースを設定し、ルートサイン等の整備により楽しく歩けるコースづくりを推進する必要がある。

また、マイカーで訪れる人が利用しやすい時間貸駐車場や観光バス駐車場が不足している。このため、空き地等の活用も含め駐車場を確保していく必要がある。

(3) 住宅地エリア

狭隘道路が多く、敷地が細長い等の理由により空き家、空き地、駐車場が増加している。居住を促進するためには、3宅地の2宅地化、狭隘道路の解消、共同駐車場の確保、共同住宅の整備等を推進する必要がある。このため、平成19年8月に開設した“まちづくりセンター”を核にして住民や地権者等との話し合いをもちながら整備を促進する。

一方、路地は利便性が劣る反面、安全で心休まる共有空間でもあることから、住民自らが路地の良さを再認識し、町並み景観や豊かなコミュニティの形成に活かしていくことが重要である。このため、住民の話し合いを基本にして、空き家・空き地の有効活用や居住環境の整備を推進する必要がある。

(4) フォローアップの考え方

毎年度末に基本計画に位置づけた事業計画の進捗調査を行い、必要に応じて改善措置を講じ、活性化の効果的な推進を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：景観まちづくり支援事業（まちづくり活動支援事業）</p> <p>事業内容：越前市景観計画を策定し、重点地区における景観基準を定める。</p> <p>実施時期：H.20年度</p>	越前市	<p>市民と行政が協力して歴史資源や町並みに調和した質の高い景観を形成していくため、景観法に基づく計画を策定し、重点地区において景観基準を定める事業は、まちなか居住や回遊の魅力を向上するために必要である。</p>	<p>支援措置名：まちづくり交付金</p> <p>実施時期：H.20年度</p>	
<p>事業名：まちなか回遊コースサイン等整備事業（地域生活基盤施設）</p> <p>事業内容：歴史資源を掘り起こし、説明板、記念碑、通り名やルートサイン、ベンチ等の附帯施設等を整備する。</p> <p>実施時期：H.20～23年度</p>	越前市	<p>まちなか散策を促進するためには、回遊コースが誰にもわかりやすく、また、歩きながらまちの歴史や地域のおもてなしが感じられるような仕掛けが必要である。このため、住民自らの取組みとあわせて、回遊コースの環境整備が必要である。</p>	<p>支援措置名：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>実施時期：H.20～23年度</p>	

<p>事業名：朧が辻・タンス町周辺地区回遊コース整備事業（高質空間形成施設）</p> <p>事業内容：朧が辻・タンス町周辺における回遊コースの道路景観整備及び町並み修景、関連施設を整備する。</p> <p>実施時期：H.20～24年度</p>	越前市	<p>寺社郡や古城跡、伝統的市場産業のタンス・建具店が集積する物語性豊かな地区であり、これまで整備してきた“蔵の辻”や京町散策ルートとつなぐことによって回遊の魅力が向上し歩行者の増加が図れることから、当地区の街なみ環境を整備する必要がある。</p>	<p>支援措置名：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>実施時期：H.20～24年度</p>	
<p>事業名：時間制駐車場確保事業（社会実験）（事業活用調査）</p> <p>事業内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き地等を借り受け、商工団体や住民が共同で来街者用時間制駐車場（観光バス2台、自動車30台程度）を運営する。 ・共同利用駐車場の整備に関わる調査を行い、基本的な計画を策定する。 <p>実施時期：H.20～24年度</p>	越前市、タケフ都市開発(株)、商工団体、住民	<p>所有者の協力が得られる空き地等を有効に活用し、来街者が利用しやすい駐車場や観光バス駐車場を確保することは、まちなか回遊及びにぎわいの創出に必要である。</p> <p>また、市街地に散在する駐車場の集約化など共同利用駐車場の整備に関わる調査を行い基本的な計画を策定することは、居住環境及び回遊の魅力の向上に必要である。</p>	<p>支援措置名：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>実施時期：H.20～24年度</p>	
<p>事業名：街なみ景観整備助成事業（地域創造支援事業）</p> <p>事業内容：景観計画重点区域において、景観協定を締結した住宅、店舗等の改修・新築を支援する。</p> <p>実施時期：H.21～24年度</p>	越前市	<p>景観協定を締結した区域の建築物等の景観整備を促進することは、景観形成に寄与し、まちなか居住や回遊の魅力を向上するために必要な事業である。</p>	<p>支援措置名：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>実施時期：H.21～24年度</p>	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

<p>事業名：福井の歴史的建造物保存促進事業 事業内容：登録文化財、まちなか博物館(建造物)等の保存改修を支援する。 実施時期：H.18～27年度</p>	<p>越前市</p>	<p>登録文化財やまちなか博物館(建造物)は、住人や訪れる人がまちの歴史伝統にふれる貴重な財産であり、まちなか回遊の魅力的なスポットでもある。まちなか回遊を促進するためには、これらの歴史資源の保存を推進する必要がある。</p>	<p>支援措置名：社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 実施時期：H.23～27年度</p>	
---	------------	---	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

<p>事業名：蔵の辻憩いの広場整備事業(地域生活基盤施設) 事業内容：イベントを実施しやすいように、電気設備、給排水設備等を整備する事業 実施時期：H.21年度</p>	<p>越前市、</p>	<p>まちなかのにぎわいを促進するため蔵の辻では、毎月第1、第3日曜にそれぞれ、「壱の市、参の市」が開催されている。これらのイベント等が実施しやすいように広場の環境整備が必要である。</p>	<p>支援措置名：地域活性化・きめ細かな臨時交付金 実施時期：H.21年度</p>	
--	-------------	---	--	--

(4) 国の支援がないその他の事業
 該当なし

5 . 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1)教育文化施設

地区には幼稚園が3園、小学校が1校あるが、少子化及び地区内の人口減少により児童数が減少している。また、地区の近くに小学校が2校、中学校が3校、高校が2校整備されている。

大学は郊外に立地しているためJRの利用を除き中心市街地を訪れる学生は少ない。このため、中心市街地において学生が集まる拠点の整備やまちなか活動を推進する必要がある。

その他の教育文化施設としては、生涯学習センター、市民ホール、武生公会堂記念館（博物館）が整備されており、教育文化施設は概ね充足している。今後、これらの既存施設を最大限活用し、来街者の増加につなげていく必要がある。

(2)社会福祉・医療施設

地区には保育園が3園整備されており利用しやすい状況にある。また、駅北土地地区画整理事業によって平成11年に開設された大規模小売店舗の4階に、市福祉健康センターが整備されている。当初郊外に整備する予定であったが、中心市街地活性化及びノーマライゼーションの観点から区域内に整備したものである。当センターには、「子育て総合支援センター」、社会福祉協議会事務所、老人クラブ連合会や身体障害者福祉連合会の事務局が設置されているほか、福祉・健康増進に関わるNPO・諸市民団体の活動拠点となっている。このため、地区住民は子育て支援サービスや健康・福祉に関する情報などを受けやすい環境にある。

医療施設については、近年では病院が1件郊外に移転したものの、地区内には病院が3件、医院が12件、歯科医院が10件集積しているため、郊外からも多数の住民に利用されており、医療施設は概ね充足している。

(3)その他の都市福利施設

地区内には、市庁舎、男女共同参画センター、消費者センター、市民活動交流室、国際交流室等が整備されている。

また、地区に隣接する中央公園の周辺（1kmの範囲）には、中央図書館、文化センター、勤労青少年ホーム、中央体育館、武道館、高等看護専門学校、国・県の出先機関、郵便局等が整備されており、都市福利施設は概ね充足している。

しかし、町内集会所については、近くの寺社や市の公民館等を利用してきたことから少ない状況にある。高齢者世帯が多く、高齢者が安心して暮らせるためには身近なコミュニティの充実を図ることが重要である。このため市では、東小学校の空き教室に“介護予防ハウス東”、元保育所に“介護予防ハウス西”を設置するとともに、元料亭の歴史的建造物“春駒”を市民の憩いの場として整備してきた。今後は、空き家・空き店舗対策の観点からも、空き家・空き店舗等を町内集会所や住民交流の場として活用する取組みを推進する必要がある。

(4)フォローアップの考え方

毎年度末に基本計画に位置づけた事業計画の進捗調査を行い、必要に応じて改善措置を講じ、活性化の効果的な推進を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：空き家・空き店舗等活用コミュニティ推進事業（地域創造支援事業） 事業内容：空き家・空き店舗等を町内集会所や住民の交流の場として活用する取組みを支援する。 実施時期：H.20～24年度	越前市	目標に設定した「住みよく、多様な住まい方が選択できる中心市街地の形成」のためには、世代間交流があり子どもから高齢者まで、安全安心に暮らせる豊かなコミュニティの充実が重要である。このため、空き家・空き店舗等を活用し、住民が気軽に集える場を確保する必要がある。	支援措置名：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 実施時期：H.20～24年度	
事業名：大学サテライト教室、学生サロン整備運営事業（地域創造支援事業） 事業内容：駅前のビルに学生が集う拠点施設を開設する。 実施時期：H.20～24年度	越前市、 仁愛大学	まちなかに学生が集う拠点を開設することにより、まちなかにおける学生の活動を促進するとともに、若者をまちなかに呼び込むことができ、にぎわいの創出に必要な事業である。	支援措置名：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 実施時期：H.20～24年度	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]街なか居住の推進の必要性

コミュニティや地域文化の維持、商業の活性化を図るためには、子どもから高齢者まで各世代の人が住んでいることが基本であり、中心市街地活性化の最優先課題として、まちなか居住を促進する。

(1)多様な住まい方が選択できる住宅の整備推進

地区内の人口は、毎年約 2%ずつ減少してきた。核家族化、借地、地価が高い、狭隘道路、駐車場の確保が困難等の理由により、若い子育て世帯を中心に郊外流出が進んだことが原因と考えられる。

目標に設定した人口を達成するためには、若者から高齢者までの各世代にとってニーズのある住宅の供給を推進し、新たな居住者を呼び込む必要がある。

このため、増加している空き家・空き地等の低未利用地の有効活用を所有者に働きかけ、一戸建住宅の整備や、一定の土地の集約ができる所については共同住宅や住宅団地の整備を推進する必要がある。

また、核家族化の進展により高齢者世帯が増えているため、暮らしに便利なまちなかにおいて、屋根雪降りや維持管理労力が少ない共同住宅へのニーズが高まっている。このため、高齢者が安心して暮らせる高齢者向け優良賃貸住宅の整備を推進する必要がある。

(2)景観形成にあわせた住宅の整備推進

景観計画重点地区においては、景観形成にあわせた住宅の整備が求められる。

このため、既存の町家等の保全活用を図るとともに、新築にあっては、内部は現代の生活様式に対応しつつ外観は景観に配慮された一戸建住宅や共同住宅の整備を推進する必要がある。

(3)市民・事業者・行政の連携による“まちなか居住”の促進

空き家情報の発信、大学や建築士会と連携した魅力あるまちなか住宅の提案、企業や大学生へのPR等により、多面的にまちなか居住のニーズを喚起していく必要がある。また、まちづくり会社・市・商工会議所と住民、不動産業者等との情報交換及び連携を密に、土地所有者等のコンセンサスの形成を図りつつ空き家・空き店舗・土地活用を促進していく必要がある。このため、多様な主体が連携して取り組む拠点及び市民相談窓口ともなる「まちづくりセンター」を設置した。

(4)フォローアップの考え方

毎年度末に基本計画に位置づけた事業計画の進捗調査を行い、必要に応じて改善措置を講じ、活性化の効果的な推進を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：民間優良共同住宅整備促進事業</p> <p>事業内容：10戸以上の民間優良共同住宅の整備を支援する。</p> <p>実施時期：H.19～27年度</p>	越前市	多様な住まい方が選択できる中心市街地の形成の一環として、ニーズにあった共同住宅の供給を促進するもので、地区外からの居住促進に寄与し、目標人口の達成のために必要な事業である。	<p>支援措置名：社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>実施時期：H.19～27年度</p>	
<p>事業名：高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業</p> <p>事業内容：高齢者向け優良賃貸住宅整備を支援する。</p> <p>実施時期：H.19～27年度</p>	越前市	高齢者にとって暮らしに便利な中心市街地で、屋根雪降りや維持管理労力が少ない賃貸住宅はニーズがあり、目標人口の達成のために必要な事業である。	<p>支援措置名：社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>実施時期：H.19～27年度</p>	
<p>市が譲渡した貨物駅跡地に高齢者向け優良賃貸住宅を整備する。</p> <p>実施時期：H.19～20年度</p>	(社) わかたけ共済部		<p>実施時期：H.19～20年度</p>	
<p>事業名：特定優良賃貸住宅供給促進事業</p> <p>事業内容：特定優良賃貸住宅の整備を支援す</p>	越前市	リーズナブルな賃貸価格の特定優良賃貸住宅の供給によりまちなか居住ニーズにも対応でき、目標人口の達成	<p>支援措置名：社会資本整備総合交付金（地域住宅</p>	

る。 実施時期：H.19～27年度		のために必要な事業である。	計画に基づく事業) 実施時期： H.19～27年度	
事業名：町家風共同住宅整備促進事業 事業内容：景観計画重点区域において町家風共同住宅の整備を支援する。 実施時期：H.21～27年度	越前市	景観計画重点区域において景観にマッチした共同住宅の整備を推進することは、まちなか居住の魅力を創出し、多様な住まい方が選択できる中心市街地の形成、目標人口の達成のために必要な事業である。	支援措置名：社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） 実施時期： H.21～27年度	
事業名：福井の伝統的民家普及促進事業 事業内容：景観計画重点区域において、町家や蔵の改修・新築を支援する。 実施時期： H.23～27年度	越前市	福井の伝統的民家に指定される町家・蔵の整備を促進することは、町家の良さの再認識及び景観形成に寄与し、まちなか居住や回遊の魅力を向上するために必要な事業である。	支援措置名：社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） 実施時期： H.23～27年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：「粋なまち暮らしを楽しもう・まちは大人の文化祭」実現のための実践的調査 事業内容：まち暮らしを楽しむ（お宝・寺社の祭りの調査、お寺コミュニティ、ツアーの実践ほか） まちの住まい・空間づくり（町屋改修コンペ、空き家再生システムの実践、駐車場の植栽ほか）の調査・提案・実験 実施時期：H.19年度	福井県建築士会南越支部、武生ルネサンス、福井大学都市計画研究室、仁愛大学コミュニケーション研究室	魅力あるまちの暮らし方や住まいを調査し、実験し、アピールすることは、まちなか居住のニーズを喚起することになり、目標人口の達成のために必要な事業である。	支援措置名：全国都市再生モデル調査事業 実施時期：H.19年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：まちなか住宅団地整備費補助事業 事業内容：500㎡以上の一団の住宅団地の整備を支援する。 実施時期：H.19～24年度</p>	<p>越前市</p>	<p>空き家や駐車場等の低未利用地が一団の土地となっているケースも多く、これらの土地を優良な住宅団地として整備することは、住宅の供給が促進され、目標人口の達成のために必要な事業である。</p>	<p>支援措置名：越前市補助金 実施時期：H.19～24年度</p>	
<p>事業名：まちなか住宅用地購入促進事業 事業内容：個人が住宅用地を購入する場合に、利子の一部を支援する。 実施時期：H.19～24年度</p>	<p>越前市</p>	<p>住宅を取得する際には宅地取得を希望する人も多いため、個人の住宅用地の購入を支援することは、住宅の整備が促進され、目標人口の達成のために必要な事業である。</p>	<p>支援措置名：越前市補助金 実施時期：H.19～24年度</p>	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 商業活性化に対するニーズ

地区内の商業は、平成9年/16年比で、店舗数が18%減、販売額が29%減と激減している。営業店舗についても経営者の高齢化、後継者不在の店舗が多く、休業や廃業に追い込まれ空き店舗や駐車場が増加している状況である。こうしたことから、地区内にある6の商店街振興組合、5つの商店街繁栄会の活動も弱体化している。

「総合計画策定のための市民意識調査」において、「中心市街地の活性化の方策」では第1位が「魅力ある店づくり・空き店舗の有効活用」であった。また、「診断助言事業まちかどアンケート」では、中心市街地来街者が中心市街地に求める機能の第1位が「買い物の充実」、「市内の企業に勤めるに研究開発従事者へのまちづくりアンケート」でも「魅力的な専門店、飲食店」に対するニーズが多く、中心市街地の活性化にとって商業の活性化は重要課題である。

目標の「住みよく、多様な住まい方が選択できる中心市街地」を実現するためには、歩いて最寄り品や買回り品を購入できる、生活支援機能としての商業の活性化が必要である。

目標の「多様な主体の活動と交流による“にぎわう”中心市街地」を実現するためには、訪れた人へのおもてなしが地域の魅力となるため、食文化にふれられる飲食店、地場産品や土産店、魅力のある個性的な店等の商業の活性化が必要である。また、公共交通の結節点、医療施設、落ち着きのある町並み等の地区の強みを活かした商業・サービスの立地、コミュニティビジネスの展開が必要である。

(2) 商業環境の向上に向けた取組み

商業の活性化は、魅力ある個店づくりや商店街活動が基本であるが、あわせて居住者（人口）や来街者（歩行者）を増やし、商業の経営環境を向上する必要がある。

このため、越前国府や歴史資源、伝統・文化を掘り起こし情報発信するとともに、本格的に「まちなか観光」に取り組み、蔵の辻、社寺等の歴史資源、伝統工芸、食文化等を活かし回遊の魅力の向上を図る必要がある。また、商店だけでなく多様な事業活動やコミュニティビジネス、市民活動、文化活動、交流事業をまちなかに誘導する。さらに、まちを訪れる人が少なくなっているため、まちの良さを知ってもらう機会となるイベントの開催を推進する必要がある。

(3) 商業活性化に向けた取組み

郊外大型店は、駐車場が広く車の乗り入れに便利であるが、全国一律で画一的な大量商品が多く、消費者ニーズに全て合致しているとは言えない。郊外大型店との差別化を図るため、コスト競争や経営規模・量産に左右されない独自商品やサービスの開発、多様な顧客ニーズに対応できる技術力と知識を習得し、地域にとって必要とされる、个性的で専門性の高い店づくりを推進する。このため、中小企業者等資金融資事業、中小企

業等振興資金利子補給金事業、中小企業信用保証料補給金交付事業の積極的な活用を図るとともに、産業人材育成支援事業により人材の育成を図る。

また、空き店舗・空き家を活用し魅力的な店舗や業務の開業を促進する。

(4) フォローアップの考え方

毎年度末に基本計画に位置づけた事業計画の進捗調査を行い、必要に応じて改善措置を講じ、活性化の効果的な推進を図る。

[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：蔵の辻・商店街活性化事業</p> <p>事業内容：蔵の辻で毎月第一日曜日に、フリーマーケットやライブコンサート等とオープンカフェによる“壱の市”を開催している。</p> <p>今後、既存のイベントとの連携やさまざまな団体の参加を得ながら段階的に回数を増やし、H.22年度からは月4回の開催を目指す。また、周辺商店街や寺社の催し、まちなか散策への誘導を図る。</p> <p>実施時期：H.19～24年度</p>	<p>蔵の辻壱の市実行委員会、蔵の辻協議会、(社)武生商店街連盟、タケフ都市開発(株)、武生商工会議所、市民団体ほか</p>	<p>国土交通省の都市景観大賞「美しいまちなみ大賞」を受賞した“蔵の辻”は中心商店街に囲まれた区域であり、毎週日曜日にイベントやオープンカフェを開催することは、まちの新たな楽しみや交流の場として郊外に住む市民が中心市街地を訪れる機会となり、にぎわいの創出に必要な事業である。</p>	<p>支援措置名：戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>実施時期：H.22年度</p>	<p>国の支援措置の申請主体：タケフ都市開発(株)又は武生商工会議所</p> <p>H.21年度までは県補助金を活用する</p>

<p>事業名：まちなか観光PR・観光客誘致事業（地域創造支援事業）</p> <p>事業内容： パンフ、回遊マップ、ガイドブック、HP等の作成 観光ツアーの企画運営 旅行エージェントによるツアー企画を促進する ・バスツアーの企画提案 ・宿泊観光客増加促進報奨金の交付</p> <p>実施時期：H.19～24年度</p>	<p>越前市、タケフ都市開発㈱、観光協会</p>	<p>まちなか観光の積極的なPR、観光客の誘致を推進することは、にぎわいの創出に必要である。</p>	<p>支援措置名： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>実施時期： H.20～24年度</p>	
<p>事業名：まちなか博物館普及事業（地域創造支援事業）</p> <p>事業内容： スタンプラリーほか</p> <p>実施時期：H.16～24年度</p>	<p>越前市、越前府中まちなか博物館連絡会</p>	<p>伝統的な建築物や商い、物語等を継承するまちなか博物館の回遊性を高め魅力の向上を図ることは、にぎわいの創出に必要である。</p>	<p>支援措置名： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>実施時期：H20～24年度</p>	
<p>事業名：武生公会堂記念館文化力向上事業（地域創造支援事業）</p> <p>事業内容： ・歴史博物館機能充実 ・館藏品展 ・特別展 ・「えちぜん学・集・楽」の開催</p> <p>実施時期：H.18～24年度</p>	<p>越前市</p>	<p>歴史博物館機能充実を図り、子どもから高齢者まで楽しく参加できる「えちぜん学・集・楽」（講座等）を開催することは、まちの集客力及び回遊の魅力の向上に必要である。</p>	<p>支援措置名： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>実施時期： H.21～24年度</p>	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：中心市街地活性化協議会アドバイザー派遣事業</p> <p>事業内容：独立行政法人中小企業基盤整備機構から専門家を派遣してもらい、中心市街地活性化に関する課題に対してアドバイスを受ける。</p> <p>実施時期：H.19～24年度</p>	越前市中心市街地活性化協議会	中心市街地活性化協議会において事業計画の具体化に伴う課題解決のためにアドバイスを受けることは、協議会の円滑な運営及び各種事業の実効性の向上を図ることができ、目標の達成に必要である。	<p>支援措置名：中心市街地活性化アドバイザー派遣事業（経済産業省）</p> <p>実施時期：H.19～24年度</p>	(申請者)武生商工会議所

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：越前国府関連遺跡調査事業</p> <p>事業内容：埋蔵文化財包蔵地や休閑地で試掘、確認調査を基に学術調査を行う。</p> <p>実施時期：H.20～24年度</p>	越前市	調査により越前国府関連の研究が一層深まり、郷土学習やまちなか観光の資源としてアピール効果も高まるため、にぎわいの創出に必要な事業である。	<p>支援措置名：埋蔵文化財緊急調査費国庫補助事業（文化庁）</p> <p>実施時期：H.20～24年度</p>	
<p>事業名：まちなか観光・賑わい創出事業</p> <p>事業内容：まちなか観光案内所「まちなかプラザ」を拠点に、常時職員を配置し、まちなか観光の案内機能を図る。</p> <p>実施時期：H.21～23年度</p>	越前市	まちなか観光の案内機能を高めるため、「まちなかプラザ」を拠点に、ホスピタリティの充実を図るとともに、まちなかの観光情報や蔵の辻界隈のイベント情報の収集と一元管理、イベント情報等の発信を集約させることは、まちなかの賑わい創出に必要である。	<p>支援措置：ふるさと雇用再生特別基金事業補助金</p> <p>実施時期：H.21～23年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
まちなか開業、新事業を創出する事業				
<p>事業名：まちなか事業・地域助け合いビジネス開業支援事業</p> <p>事業内容：地区内において、新事業やコミュニティビジネスの開業を支援する</p> <p>実施時期：H.18～24年度</p>	越前市	地域性を活かした新たな商品やサービスの提供、コミュニティビジネス等を促進することは、にぎわいの創出に必要である。	<p>支援措置：越前市補助金</p> <p>実施時期：H.19～24年度</p>	
<p>事業名：中心市街地等空店舗活用支援事業</p> <p>事業内容：商店街に特定業種の商店の開業を支援</p> <p>実施時期：H.18～24年度</p>	武生商工会議所	空き店舗を活用した魅力ある商店の開業を推進することは、にぎわいの創出に必要である。	<p>支援措置名：(福井県・越前市)中心市街地等空店舗活用支援事業</p> <p>実施時期：H.19～24年度</p>	
<p>事業名：空き店舗・空き蔵・空き家活用検討事業</p> <p>事業内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金を活用し、中心市街地の空き店舗、空き蔵や空き家を利用して魅力的な専門店や飲食店などの出店を図る事業を検討する。</p> <p>実施時期：H.19～24年度</p>	中心市街地活性化協議会	検討結果を受けて、中心市街地の空き店舗等を活用して魅力的な専門店や飲食店が出店することは、にぎわいの創出に必要な事業である。		

個性的な店づくり、商店街活性化事業			
<p>事業名：元気な商店街創出事業</p> <p>事業内容：商店街と地域が連携し、祭りや冬をテーマとしたイベントを実施。一店一品運動や花プランターの設置、エコバックの開発等により新たな顧客や環境に配慮した商店街の環境づくり。</p> <p>実施時期：H.19～21年度</p>	<p>中心市街地商店街・自治振興会</p>	<p>4商店街が地域と連携してイベントの開催や商店街の環境づくりを行うことは、にぎわいの創出に必要である。</p>	<p>支援措置： 越前市補助金</p> <p>実施時期： H.19～21年度</p>
<p>事業名：「商店街元気再生計画」に基づく活性化事業</p> <p>事業内容：「商店街元気再生計画」を作成し、その事業計画に基づいて各種の活性化事業を実施する</p> <p>実施時期：H.19～21年度</p>	<p>中心市街地商店街、実行委員会</p>	<p>商店街の将来ビジョン、目標、事業計画を内容とする「商店街元気再生計画」を作成し、計画に基づいて商業活性化事業に取り組むことは、にぎわいの創出に必要である。</p>	<p>支援措置： (福井県)各種補助金</p> <p>実施時期： H.19～21年度</p>
<p>事業名：中心市街地店舗情報発信事業</p> <p>事業内容：電波媒体(ケーブルテレビ等)を利用した店舗コンテストの実施及びフォローアップコンサルティング</p> <p>実施時期：H.19年度</p>	<p>武生商工会議所</p>	<p>情報発信及びコンテストの実施結果に基づいたフォローアップコンサルティングを行うことにより中心市街地商業の質を向上させることは、にぎわいの創出に必要である。</p>	<p>支援措置： (福井県・越前市)小規模事業経営支援事業補助金</p> <p>実施時期： H.19年度</p>

<p>事業名：越前“食”ブランド創造チャレンジ実践塾事業</p> <p>事業内容：“食”を取扱う店舗を対象に地域資源を活用した新商品の開発や元気ある店作りを目指す講座を開講する</p> <p>実施時期：H.19年度</p>	武生商工会議所	地域資源を活用した新商品の開発や元気ある店づくりを目指す講座を開講することにより、一店逸品の輪を広げ魅力ある店舗を増やしていくことは、にぎわいの創出に必要である。	<p>支援措置： (福井県・越前市)小規模事業経営支援事業補助金</p> <p>実施時期： H.19年度</p>
<p>事業名：おもてなしの店等推進事業</p> <p>事業内容：まちなかの店舗等の改装及び休憩所、トイレの設置等を行う事業者、団体等を支援する</p> <p>実施時期：H.20～24年度</p>	越前市	まちなかの店舗等の改装及び休憩所、トイレの設置等を行う事業者、団体等に対し支援することで、まちなかの店舗等の魅力を引き出し、集客力の向上につながり、まちなかの賑わい創出に必要である。	<p>支援措置： 越前市補助金、福井県市町振興プロジェクト補助金</p> <p>実施時期： H.20～24年度</p>
<p>事業名：元気な商業者グループ支援事業</p> <p>事業内容：地域資源を活かした商業活性化チャレンジ事業を支援する。</p> <p>実施時期：H.22～24年度</p>	越前市	各種団体との連携や社会課題の解決を図りつつ、中心市街地の消費拡大及び商業活性化による賑わい創出のため必要である。	<p>支援措置名：越前市補助金</p> <p>実施時期： H.22～24年度</p>
まちなか観光の振興を図る事業			
<p>事業名：伝統工芸品・観光PRセンター整備事業</p> <p>事業内容：駅前に観光案内及び観光ツアーの企画、伝統工芸品・地場製品のPR施設を整備する</p> <p>実施時期：H.19年度</p>	越前市	観光案内機能及び伝統工芸品・地場製品のPRができる拠点を整備することは、まちなか観光を推進し、にぎわいの創出に必要である。	<p>支援措置名： 福井県電源地域振興補助金</p> <p>実施時期： H.19年度</p>

<p>事業名：観光・匠の技案内所運営事業</p> <p>事業内容：駅前に整備された観光案内及び伝統工芸品のPR施設を運営する</p> <p>実施時期：H.20～24年度</p>	越前市	<p>観光案内機能及び伝統工芸品のPR拠点施設を運営することは、まちなか観光を推進し、にぎわいの創出に必要である。</p>	<p>実施時期：H.20～24年度</p>	
<p>歴史・伝統をわかりやすく見せる事業</p>				
<p>事業名：タンス町界隈まちづくり事業</p> <p>事業内容：空き家を活用し、家具・建具を中心とした住まいの相談ができる交流サロンの開設。</p> <p>まちかど資料館、屋台まつり、市民ギャラリー、菊街道事業等。</p> <p>実施時期：H.14～24年度</p>	タンス町界隈まちづくり実行委員会	<p>タンス町は伝統的地場産業である家具・建具の店舗が集積する通りであり、回遊コース上の魅力的なスポットである。来街者が伝統の技にふれられ、職人との交流を推進することは、まちなか回遊の魅力向上に必要である。</p>	<p>実施時期：H.19～24年度</p>	
<p>事業名：ちひろの生まれた家記念館の運営</p> <p>事業内容：絵本作家いわさきちひろの生まれた家、資料を公開する記念館の運営</p> <p>実施時期：H.16～24年度</p>	いわさきちひろ生誕の地顕彰会	<p>郷土ゆかりの人物を紹介することは、住民及び来街者にとって地域の物語をにふれられ、まちなか回遊の魅力の向上に必要である。</p>	<p>実施時期：H.19～24年度</p>	
<p>事業名：渡辺洪基生誕の地サロン洪悠の運営</p> <p>事業内容：東京帝国大学初代総長渡辺洪基の資料を公開するサロンの運営</p> <p>実施時期：H.8～24年度</p>	善光寺通り商店街振興組合	<p>郷土ゆかりの人物を紹介することは、住民及び来街者にとって地域の物語をにふれられ、まちなか回遊の魅力の向上に必要である。</p>	<p>実施時期：H.19～24年度</p>	
<p>イベント事業</p>				

<p>事業名：サマーフェスティバル開催事業</p> <p>事業内容：旧盆の期間に、中心市街地を中心に、ふるさと踊り、OMOツSEまつり、花火大会を開催する。</p> <p>実施時期：H.18～24年度</p>	サマーフェスティバル実行委員会	旧盆にふるさとに戻ってくる人への歓迎と市民の融和、市民参加、地域間の結びつきを強化する事業であり、中心市街地に人が集う、にぎわいの創出に必要である。	<p>支援措置名：越前市補助金</p> <p>実施時期：H.19～24年度</p>
<p>事業名：丹南アートフェスティバル開催事業</p> <p>事業内容：丹南地方の素材(紙・布ほか)を使った現代美術の公募作品展。市民ホール、日野川河川公園/7月末～2週間程度実施。</p> <p>実施時期：H.5～24年度</p>	丹南アートフェスティバル実行委員会	丹南アートフェスティバルの開催は、レベルの高い現代美術を市民に身近な会場、料金で提供する事業で、にぎわいの創出に必要である。	<p>支援措置名：越前市補助金</p> <p>実施時期：H.19～24年度</p>
<p>事業名：武生国際音楽祭開催事業</p> <p>事業内容：滞在型国際音楽祭</p> <p>9月開催予定/10日間前後。</p> <p>メイン会場；市文化センター</p> <p>実施時期：H.2～24年度</p>	武生国際音楽祭推進会議	世界最高レベルの音楽家が集う武生国際音楽祭は、中心市街地の駅広場や寺院、飲食店、公共施設でも演奏会等が開催されるほか、出演者や来場者がまちを散策するため、にぎわいの創出に必要な事業である。	<p>支援措置名：越前市補助金</p> <p>実施時期：H.19～24年度</p>
<p>事業名：源氏物語アカデミー開催事業</p> <p>事業内容：源氏物語と作者紫式部をテーマに開催するアカデミー。JR 駅前のホテルほか市内料亭などで10月末に3日間開催予定。</p> <p>実施時期：S.63～24年度</p>	源氏物語アカデミー実行委員会	源氏物語アカデミーの開催は、古典文学、それに連なる伝統文化・工芸等を検証し、参加者とともに市民が越前国府の歴史に思いを馳せるイベントであり、にぎわいの創出に必要である。	<p>支援措置名：越前市補助金</p> <p>実施時期：H.19～24年度</p>

<p>事業名：たけふ菊人形開催事業</p> <p>事業内容：武生中央公園において10月上旬から11月上旬の約1ヶ月間北陸の秋の風物詩として開催</p> <p>実施時期：S.27～24年度</p>	<p>たけふ菊人形実行委員会</p>	<p>市・県内外の観光客が訪れるイベントであり、蔵の辻や駅にも菊人形を配置したり、入場者を対象にした“まちなか観光ツアー”を行うなど、まちなかのにぎわいの創出に必要な事業である。</p>	<p>支援措置名：越前市補助金</p> <p>実施時期：H.19～24年度</p>	
<p>事業名：武生冬のイルミネーション事業</p> <p>事業内容：年末年始の夜間に、まちなかの街路樹や建物壁面にイルミネーションを設置し点灯させる。</p> <p>実施時期：H.19～24年度</p>	<p>越前市、タケフ都市開発(株)、(社)武生商店街連盟、武生商工会議所、東地区自治振興会ほか</p>	<p>来街者や市民に明るく楽しいまちのイメージを演出し、クリスマス及び年末年始における商業の活性化へつなげ、冬季のまちなかの賑わい創出に必要である。</p>	<p>実施時期：H.19～24年度</p>	
<p>事業名：まちなか賑わい創出支援事業</p> <p>事業内容：蔵の辻を中心としたまちなかの賑わいを創出する効果が高い事業を支援する。</p> <p>実施時期：H.23～25年度</p>	<p>越前市</p>	<p>蔵の辻を中止とした区域で、商業者や市民団体等がまちづくりに積極的に参画できる機会を増やし、まちなかの賑わいを創出することで、中心市街地の活性化及びイメージアップにつながるため必要である。</p>	<p>実施時期：H.23～25年度</p>	

8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) バスの現状と課題

本市における路線バスは、ＪＲ武生駅及び福井鉄道福武線武生新駅を起点に中心市街地を經由して郊外部や周辺の町へ 6 路線が放射状に運行しているが、本地域は、深い山々に囲まれた地形と、その山沿いに多くの集落が点在しているという地域特性により、路線バスだけでは全ての地域をカバーできないことから、路線バスを補完する公共交通として 11 路線の市民バスを運行し、交通不便地域の解消に努めている。

市民バスのうち、旧武生市の 8 路線は、2 路線が市街地循環ルートを、その他 6 路線が郊外ルートを運行している。旧今立町については、市民バスがスクールバスを併用して 3 路線を運行していて、旧今立町から中心市街地には路線バスが運行している。

このような施策により、中心市街地内及び郊外から中心市街地へのバスネットワークを構築している。このネットワークにより、生活交通としてのシビルミニマムを確保しているが、市民バス郊外ルートが週 2 回運行であることや、路線バスの運行本数が年々減少していることなどから、運行密度の点で通勤や通学の利用に便利とは言えない状況にあり、高齢者に利用者が偏っている。従って、より広範な住民が利用するための利便性の向上が今後の課題となっている。

路線バスの利用者は減少

ＪＲ武生駅及び福井鉄道武生新駅を起点とする路線バスの利用者数は減少を続けている。

平成 7 年度

679,233 人

100%

平成 17 年度

315,288 人

46.4%

(2) 鉄道の現状と課題

ＪＲ武生駅は、越前市の玄関口として、市民はもとより周辺市町の住民やビジネスマンにとって、京阪神や中京、東京等への重要なアクセスの手段となっている。これまでに特急停車の増本や駅前広場の整備、駅周辺駐車場の充実などを進め、ＪＲ武生駅における市民の利便性向上につなげている。

また、福井鉄道武生新駅は、福井市、鯖江市、越前市の 3 都市を結ぶ近接都市間鉄道の始発駅として重要な位置を占めている。福井鉄道は、平成 17・18 年度に低床車両を導入して L R T 化を進め、乗りやすさの向上とイメージアップで利用者の増加を図っている。

なお、ＪＲ武生駅及び福井鉄道武生新駅は、駅前広場にバスのターミナル機能を持ち、鉄道とバスによる公共交通ネットワークを形成している。

今後は、自動車の利便性と公共交通機関の合理性を生かす「パーク・アンド・ライド」を推進するとともに、鉄道とバスのスムーズな乗り継ぎ利便性を高めた公共交通ネ

ネットワークの充実が課題である。また、特にＪＲ武生駅においては、駅のバリアフリー化の推進による高齢社会への対応が課題となっている。

ＪＲ武生駅の乗車人員は減少

ＪＲ武生駅の利用者数は減少を続けていたが、ここ数年は横ばいである。

平成 7 年度 970,911 人 100%

平成 17 年度 860,776 人 88.7%

福武線武生新駅の乗車人員は減少

福井鉄道武生新駅の利用者数は減少を続けていたが、ここ数年は横ばいである。

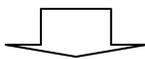
平成 7 年度 330,829 人 100%

平成 17 年度 237,696 人 71.8%

(3) 公共交通の再編について

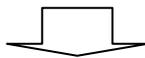
市民にとって公平で利便性が高く持続可能な公共交通体系の構築を図り、もって本市地域公共交通体系の最適化を図るため、平成 17 年度から 18 年度にかけて、住民アンケートや利用者アンケート、利用者グループインタビュー等により市民バスの問題点を整理し、実験運行を行い、その結果をもとに課題整理を行った上で、平成 19 年度から本格運行を実施した。

- ・ 越前市新コミュニティバス実験を平成 18 年 10 月 23 日から実施
- ・ 実験中に実施したアンケート、グループインタビュー、利用実績により改善案を提案。
- ・ 平成 19 年度より本格運行を実施。
- ・ 越前市地域公共交通会議の開催



主な意見

郊外ルートの増便、新図書館や医療機関等への接続向上、停留所増設
フリー乗降、乗り継ぎの改善、路線バスとの接続向上、広報の工夫等



改善に反映

便数の改善 ルートの改善 フリー乗降の導入 停留所の改善
回数券の発行 路線バスの福祉バス制度の充実
地域間格差の是正と運行の合理化 路線バスとの接続の向上

広報戦略の強化 ポイントカードなど商店街とのタイアップ
停留所のネーミングライツ（命名権） 時刻表広告による事業者のサポーター
制度創設 等

平成 17・18 年度における市民バスの実験運行から本格運行への取組みによって、シビルミニマムとしての生活交通の再編については、一定の結論を得たものと考えている。今後は、この成果をもとに、鉄道を含めた新しい公共交通政策の推進を図っていく。特に、市民との協働による乗る運動の展開や、自動車利用に対する市民意識の改革（モビリティマネジメント）等の住民と一体になった施策の展開が重要な課題となっている。

（４）中心市街地の活性化に向けて

郊外に比べて駐車場を確保しにくい中心市街地の活性化を図るためには公共交通機関の利便性を向上させることが重要である。

特に、路線バス及び市民バスについては、高齢者や学生を中心に利用されており、設定した目標を達成するためには、運行本数を増やし利便性の向上を図る必要があるが、採算性や財政を考慮すると現実的には利用状況を見ながら充実に図っていかざるをえない。

また、ＪＲ武生駅及び福井鉄道武生新駅は鉄道とバスの結節点であり、ターミナル機能向上のための交通広場や駐輪場は整備されている。しかし、バスの運行本数が少ないことから、出張等で鉄道利用者向けの駐車場のニーズが強く、利用しやすいパークアンドライド対応駐車場が不足している状況がある。

このため、今後の５年間は、下記の公共交通機関の利用環境の整備、公共交通利用促進に重点的に取り組み、鉄道・バスの利用促進を図る必要がある。

ＪＲ武生駅のバリアフリー化

市民バス運行の継続的な改善による利用促進

商店等と鉄道・バスの連携による利用促進

パーク・アンド・ライド対応駐車場の充実による鉄道の利用促進

市民との協働による「乗る運動」の展開

（５）特定事業

「中心市街地における都市型新事業を実施する企業等の立地の促進を図るための施設であって、相当数の企業等が利用するためのものを整備する事業」については、「まちなか事業、地域助け合いビジネス開業支援事業」により中心市街地に新事業の開業を誘致しており、現在のところ具体的な事業計画はない。

「中心市街地食品流通円滑化事業」については、現在のところ事業を検討している主体がない状況である。

「乗合バスの利用者の利便の増進のための事業」については、現在のところ具体的な事業計画はない。

「貨物運送効率化事業」については、現在のところ事業を検討している主体がない状況である。

(6)フォローアップの考え方

毎年度末に基本計画に位置づけた事業計画の進捗調査を行い、必要に応じて改善措置を講じ、活性化の効果的な推進を図る。

[1] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：JR武生駅のバリアフリー化設備整備事業 事業内容：駅の跨線橋のバリアフリー化を図る。 実施時期：H.21～22年度	JR西日本	JR武生駅のバリアフリー化を図ることで、来街者が訪れやすく、また駅利用者の増加が見込まれるため、目標に掲げる居住促進やにぎわいの創出に必要である。	支援措置名：交通施設バリアフリー化設備整備費補助金制度 実施時期：H.21～22年度	

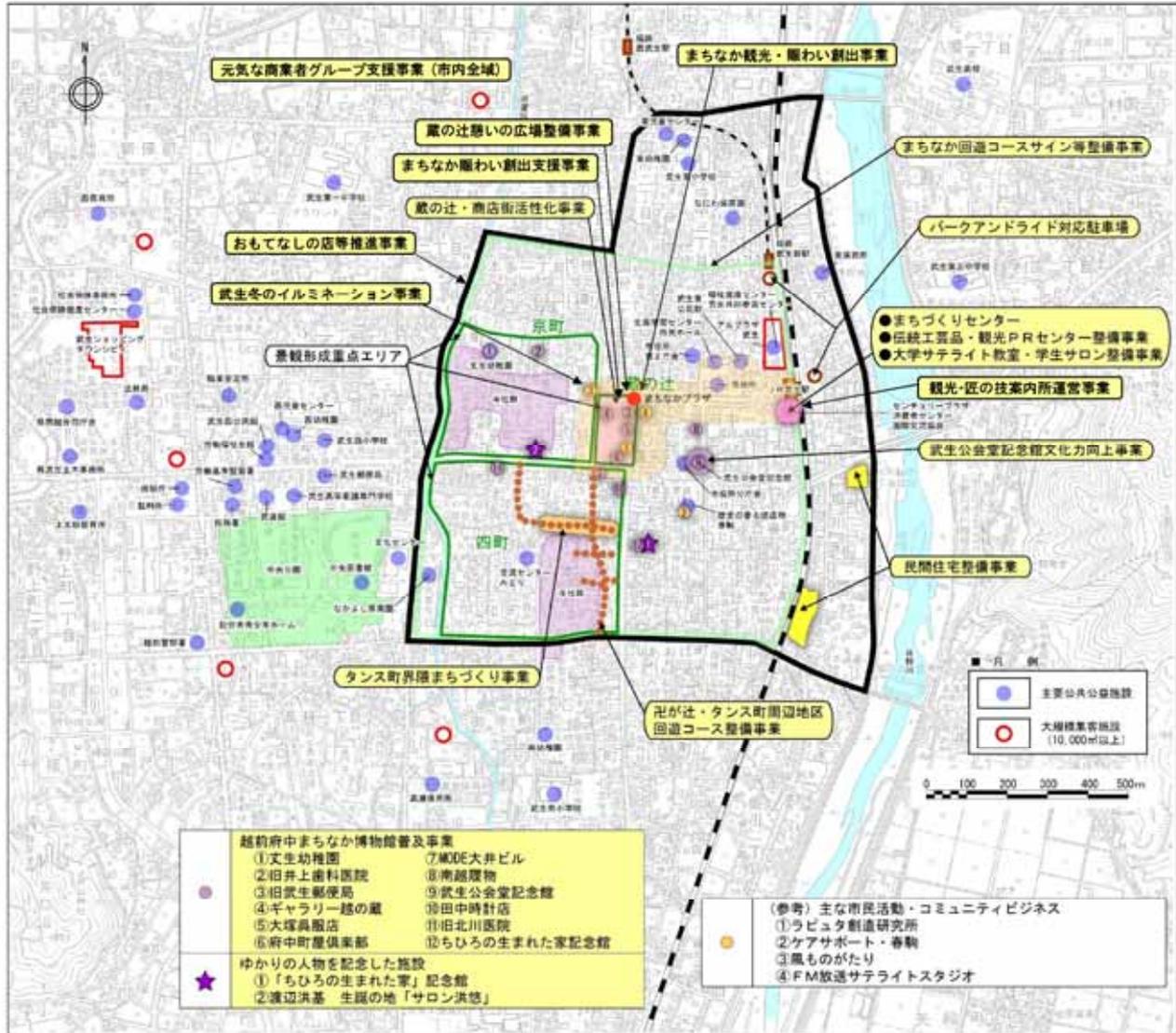
(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：市民バス運行事業 事業内容：市民バスの運行、低床バスを購入し増便する。 実施時期：H.15～24年度	越前市	市民バスの運行を継続的に改善しながら充実していくことは、来街者が訪れやすく、また中心市街地の住みよさが向上し、目標に掲げる居住促進やにぎわいの創出に必要である。	支援措置名：福井県市町生活交通維持支援事業補助 実施時期：H.19～24年度	

<p>事業名：パークアンドライド対応駐車場を確保する事業</p> <p>事業内容：武生駅利用者が駅北パーキング及び駅東駐車場（現行月極め駐車場）を利用する場合に駐車料金を条件付で低額とする事業</p> <p>実施時期：H.18～24年度</p>	<p>越前市、越前市特急新幹線対策促進期成同盟会</p>	<p>出張や旅行等、遠距離の鉄道利用者には便利な駐車場を確保することは、公共交通機関の利便性の増進に寄与し、目標に掲げるにぎわいの創出に必要である。</p>	<p>実施時期：H.18～24年度</p>	
<p>事業名：高齢者利便性向上・街なか賑わい事業</p> <p>事業内容：商店が発行するポイントの満点カードを市民バス回数券と交換する事業</p> <p>実施時期：H.19～24年度</p>	<p>武生スマイリーカード会</p>	<p>交通弱者である高齢者を中心に行う事業であり、買い物利便性を向上させ、まちなかへの来街者を増やし、回遊性を高めるために必要である。</p>	<p>実施時期：H.19～24年度</p>	
<p>商店・市民バス連携事業</p> <p>事業内容：市民バス利用者に商店が特典を付ける事業</p> <p>実施時期：H.19～24年度</p>	<p>越前市各商店等</p>	<p>商店等と連携して市民バスの利用促進を図ることは、市民バス運行の充実、商店等の来客増加に寄与し、目標に掲げる居住促進やにぎわいの創出に必要である。</p>	<p>実施時期：H.19～24年度</p>	
<p>事業名：市民との協働による乗る運動の展開</p> <p>事業内容：公共交通フォーラムの開催等</p> <p>実施時期：H.19～24年度</p>	<p>越前市・越前市地域公共交通会議</p>	<p>市民等と協働して公共交通の利用促進を図ることで、公共交通や過度の自動車利用に対する市民意識の関心を高め、公共交通の充実には寄与し、目標に掲げる居住促進やにぎわいの創出に必要である。</p>	<p>実施時期：H.19～24年度</p>	

4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所（参考図）

図



9.4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化担当部局の設置

平成 18 年 4 月に、中心市街地活性化プラン及び基本計画の作成、施策・事業の検討、担当部局間の連携を図るための事務を主として担う中心市街地活性化推進室を設置した。

【平成 19 年 4 月 1 日現在】

建設部理事（専任 1 名）

都市計画課 中心市街地活性化推進室（専任 3 名）

(2) 庁内の連携体制

1) 中心市街地活性化プラン作成段階における中心市街地活性化チームの設置

中心市街地活性化の施策を総合的に推進するため、平成 17 年 8 月に 11 課の主幹級以上の職員で構成する中心市街地活性化チームを設置した。

17 年度は、前基本計画の検証及び課題を検討するとともに、国の中心市街地活性化推進室の「市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助事業」を受け、中心市街地活性化の課題と今後の方向性について専門的な助言を得てきた。

18 年度は、中心市街地活性化プラン策定委員会やワークショップ等に参加し、市民から出された意見を総合的に検討し、可能なものは担当部局の施策・事業として中心市街地活性化プランに反映した。

2) 中心市街地活性化推進本部

平成 19 年 3 月に作成した中心市街地活性化プランを庁内全体で着実に実施すること及び国へ申請する基本計画を作成するため、平成 19 年 4 月に中心市街地活性化推進本部を設置した。

中心市街地活性化推進本部、推進チームの検討経過

年月日	会議名、議題等
平成 19 年 4 月 19 日	中心市街地活性化推進本部、推進チーム合同会議
平成 19 年 4 月 26 日	第 2 回推進チーム会議
平成 19 年 5 月 24 日	第 3 回推進チーム会議
平成 19 年 5 月 29 日	第 4 回推進チーム会議
平成 19 年 6 月 4 日	第 2 回中心市街地活性化推進本部
平成 19 年 6 月 28 日	第 5 回推進チーム会議
平成 19 年 7 月 5 日	第 3 回中心市街地活性化推進本部
平成 19 年 7 月 20 日	第 6 回推進チーム会議
平成 19 年 9 月 19 日	第 7 回推進チーム会議
平成 19 年 9 月 20 日	第 4 回中心市街地活性化推進本部

中心市街地活性化推進本部委員、推進チーム員名簿

中心市街地活性化 推進本部委員	〔本部の補助機関〕 中心市街地活性化推進チーム員
市長（本部長）	
副市長（副本部長）	
企画部長	政策推進課長、財務課長
総務部長	行政管理課長、防災安全課長、税務課長
市民生活部長	市民自治推進課長
福祉保健部長	長寿福祉課長、児童福祉課長
産業経済部長	産業経済部長（サブリーダー） 商工政策課長、観光振興課長
建設部長	建設部長（サブリーダー） 都市計画課長、 都市整備課長、建築住宅課長、維持管理課長
教育委員会事務局長	文化課長
市民生活部理事	
建設部理事	建設部理事（チームリーダー）

事務局：建設部都市計画課中心市街地活性化推進室

（３）中心市街地活性化プラン策定委員会の設置

中心市街地活性化プランの策定にあたり、市内部だけでなく、地域住民、事業者、商工関係者、NPO、専門家等の多様な意見を取り入れるため平成18年4月に中心市街地活性化プラン策定委員会を設置した。

委員会の所掌事項はプラン原案を作成することとし、市はプラン原案を尊重し議会の意見を聴いてプランを作成、またプランをベースにして国へ申請する基本計画を作成することとし、委員会の了承を得た。

委員会は、6回の会議のほか、中間報告会やパブリックコメントで出された意見を反映させながらプラン原案をとりまとめ、平成19年2月に市長への報告をもって解散した。

〔委員構成〕

学識者、住民代表、商工関係者、NPO、学生、公募、県職員の14名

〔委員会開催状況〕

第1回委員会	平成18年4月26日
第2回委員会	平成18年6月22日
第3回委員会	平成18年9月29日
第4回委員会	平成18年10月31日
第5回委員会	平成18年11月14日
プラン原案の中間報告会	平成18年12月21日
第6回委員会	平成19年2月7日
プラン原案を市長に報告	平成19年2月14日

(4) 地域ミーティングの開催

市民と市長の意見交換のため「市長と語ろう 地域ミーティング」を17地区の小学校区単位で開催している。

平成19年4～6月に開催した「市長と語ろう 地域ミーティング」では、合併して初めて策定した「市総合計画」及び当初予算の概要とともに、今後のまちづくりの課題として特に“コンパクトなまちづくり”を取り上げ「中心市街地活性化プラン」、「大規模集客施設制限地区建築条例」、「住みよい街づくり推進条例」についての取組みを説明した。

参加した市民からは特に反対の意見はなく、人口減少社会のなかで自立した都市を目指す本市にとって、今後コンパクトなまちづくりを推進していくことの重要性が理解されたと考えている。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 越前市中心市街地活性化協議会の概要

中心市街地活性化協議会は、平成 19 年 4 月に武生商工会議所が中心となり設立に向けて準備委員会を立ち上げ、平成 19 年 7 月 6 日に発足した。

協議会の構成員は、都市機能の増進又は経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者を含む 25 団体の代表及び有識者である。

協議会の役割は、中心市街地の活性化に向けた取組の実効性を確保するため、基本計画に定める事項について市に意見を述べるとともに、中心市街地活性化に関する事業を実行に移すべく多様な構成員が議論を行い、総合調整を図ることである。

協議会を効果的かつ効率的に運営するため、必要に応じて関係者で構成する専門部会を設置し、具体的かつ専門的な協議又は調整を行うこととしている。

設立準備会の開催状況

中心市街地活性化協議会 設立準備会 発足 平成 19 年 4 月 24 日

- ・協議会の設置目的、委員構成、まちづくり会社について
- ・福井県「コンパクトで個性豊かなまちづくり推進に関する基本的な方針」について
- ・越前市「中心市街地活性化プラン」について

中心市街地活性化協議会 設立準備会 勉強会 平成 19 年 4 月 27 日

講師：近畿経済産業局流通サービス産業課 日村 中心市街地活性化専門官

第 2 回中心市街地活性化協議会 設立準備会 平成 19 年 6 月 28 日

- ・構成員、規約、専門部会の設置について

設立総会及び会議開催状況

設立総会 平成 19 年 7 月 6 日

- ・構成員、規約、会長・副会長の選任、基本計画（原案）について

第 2 回会議 平成 19 年 8 月 6 日

- ・専門部会委員、基本計画（原案）に対する意見について

第 3 回会議 平成 19 年 8 月 29 日

- ・基本計画（原案）に対する意見について

第 4 回会議 平成 19 年 9 月 13 日

- ・基本計画（原案）に対する意見について

【専門部会】

まちなか居住推進部会 平成 19 年 8 月 21 日

まちなか賑わい創出部会 平成 19 年 8 月 22 日

交通アクセス利便性向上部会 平成 19 年 8 月 23 日

規約

越前市中心市街地活性化協議会規約

(名 称)

第1条 本会は「越前市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)」と称する。

(事務所)

第2条 協議会は事務所を福井県越前市塚町101番地に置く。

(目 的)

第3条 協議会は、越前市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため必要な事項を協議し、越前市の中心市街地活性化基本計画の実行に寄与することを目的とする。

(活 動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 越前市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 越前市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 越前市中心市街地の活性化に関する委員相互の意見及び情報交換
- (4) 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- (5) 前号に掲げるもののほか、中心市街地活性化に寄与する活動の企画及び実施

(委 員)

第5条 協議会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 武生商工会議所(中心市街地の活性化に関する法律(以下「法」という)第15条第1項第2号イ)
 - (2) タケフ都市開発株式会社(法第15条第1項第1号ロ)
 - (3) 法第15条第4項及び第8項に規定する者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 法第15条第4項に該当する者であつて、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合の除き、当該申出を拒むことができない。
- 3 委員に欠員が出た場合は、その都度協議会に諮り決定する。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長1名、副会長若干名を置く。

- 2 会長及び副会長は、協議会委員の中から選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、また会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 協議会の会議は会長が召集する。

2 会議の議長は会長が行う。

3 会議は協議会委員の過半数の出席により成立するものとし、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第8条 協議会の中に必要な協議又は調整を行うため、構成員、構成員に属する実務者、また協議に必要な関係者で構成する専門部会を設置することができる。

2 専門部会の組織・運営等については、別途会長が定める。

(会 計)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の運営に要する費用は協議会の予算の定めるところにより、負担金、補助金等その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局は、武生商工会議所内に置き会務を処理する。

3 会務を処理するため、事務局に職員若干名を置く。

< 附 則 >

1 この規約は、平成19年7月6日より施行する。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定めるものとする。

越前市中心市街地活性化協議会専門部会設置規程

(目的)

第1条 本規程は、越前市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)規約第8条第2項の規程に基づき専門部会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 協議会に次に掲げる専門部会を設置する。

- (1) まちなか居住推進部会
- (2) まちなか賑わい創出部会
- (3) 交通アクセス利便性向上部会

2 前項の専門部会は、次に掲げる事項を中心に協議、又は調整を図るものとする。

- (1) まちなか居住推進部会

まちなか居住推進に関する事項、空家・空き地・空き店舗解消に関する事項等

- (2) まちなか賑わい創出部会

まちなか回遊・観光推進に関する事項、商業活性化に関する事項、まちなか賑わい活動に関する事項等

- (3) 交通アクセス利便性向上部会

交通アクセスに関する事項、駐車場に関する事項等

3 第1項に定める専門部会のほか、必要に応じて他の専門部会を設置することができる。

(委員)

第3条 各専門部会の委員は協議会会長が選任する。

- 2 各専門部会に部会長、副部会長を各1名置き、部会員の中から選任する。
- 3 部会長は会務を総理し、副部会長はこれを補佐する。
- 4 部会長に事故ある時は、副部会長がその職務を代理する。
- 5 部会長は、専門部会において検討協議した事項について、協議会に報告しなければならない。

(事務局)

第4条 各専門部会の事務は、協議会の事務局が行うものとする。

- <附則>
- 1 この規程は、平成19年7月6日から施行する。
 - 2 この規程に定めるもののほか必要な事項は、部会長が協議会会長と協議の上別に定める。

越前市中心市街地活性化協議会構成員

団体名	根拠法令
武生商工会議所	法第 15 条第 1 項関係第 2 号イ（商工会議所）
タケフ都市開発(株)	法第 15 条第 1 項関係第 1 号ロ(まちづくり会社)
越前市	法第 15 条第 4 項関係（市）
(社)武生商店街連盟	法第 15 条第 4 項関係（商業者）
中央広小路通り商店街振興組合	法第 15 条第 4 項関係（商業者）
総社通り商店街振興組合	法第 15 条第 4 項関係（商業者）
善光寺通り商店街振興組合	法第 15 条第 4 項関係（商業者）
武生商業活性化懇談会	法第 15 条第 4 項関係（商業者）
越前市社会福祉協議会	法第 15 条第 4 項関係（福祉事業者）
たけふ立葵会	法第 15 条第 4 項関係（文化活動団体）
東地区自治振興会	法第 15 条第 4 項関係（地域自治団体）
西地区自治振興会	法第 15 条第 4 項関係（地域自治団体）
南地区自治振興会	法第 15 条第 4 項関係（地域自治団体）
武生観光協会	法第 15 条第 4 項関係（観光協会）
武生の語り部の会	法第 15 条第 4 項関係（語り部市民団体）
蔵の辻協議会	法第 15 条第 4 項関係（蔵の辻エリア住民団体）
タンス町界隈まちづくり実行委員会	法第 15 条第 4 項関係（タンス町通り住民団体）
武生料理業組合	法第 15 条第 8 項関係（料亭）
武生麺類組合	法第 15 条第 8 項関係（麺類飲食店）
福井県旅行業協会	法第 15 条第 8 項関係（旅行業者）
武生仏教会	法第 15 条第 8 項関係（仏教会）
J R 西日本 武生駅	法第 15 条第 8 項関係（交通事業者）
福井鉄道(株)	法第 15 条第 8 項関係（交通事業者）
武生 3 社会（タクシー）	法第 15 条第 8 項関係（交通事業者）
(社) 県宅地建物取引業協会	法第 15 条第 8 項関係（宅地建物取引業者）
福井大学、仁愛大学	法第 15 条第 8 項関係（有識者）

委員 30 名、オブザーバー 4 名

事務局：武生商工会議所

(2) 法第 15 条第 3 項の規定の適合

内閣府令第一条に定める 協議会の構成員の氏名又は名称、規約の内容については、事務局である武生商工会議所事務所で閲覧できるとともに、インターネットにより公表している。

武生商工会議所内 越前市中心市街地活性化協議会ホームページ

<http://www.takefucci.or.jp/activation/>

(3) 法第 15 条第 5 項の規定の適合

これまでのところ協議会に新たな参加要請はない。

(4) 越前市中心市街地活性化基本計画(原案)に対する意見
協議会が市長に提出した意見は下記のとおりである。

平成19年9月19日

越前市長
奈良俊幸 殿

越前市中心市街地活性化協議会
会長 山本正敏

越前市中心市街地活性化基本計画(原案)に対する意見について(回答)

平成19年7月6日付け越都計第679号で意見照会のありました「越前市中心市街地活性化基本計画(原案)」に対する意見は下記の通りです。

(意見)

越前国府1300年の歴史と伝統を誇る越前市は、今日丹南地域の中核都市として発展を遂げてきましたが、近年の当市中心市街地においては、人口の減少や高齢化また商店街における空き家・空き店舗の増加、郊外への施設移転等中心市街地を取り巻く環境はますます厳しさを増し、同時に商業環境の悪化も顕著となっている中で歯止めがかからない状況となっています。

こうした厳しい状況を踏まえ当協議会におきましては、これまで越前市中心市街地活性化基本計画(原案)について積極的に協議を重ねてきた結果、本市中心市街地の活性化を果たしていく上で本原案は妥当なものであるとの判断に至りました。

(付帯意見)

- (1)本原案作成にあたっては、昨年4月より約1年をかけ多様な団体との連携のもと官民一体となった協議により市民のための活性化プランが策定され、本原案の基礎とされたことは大変意義あるものと高く評価します。
- (2)本原案にある目標、事業計画等については、各主体の連携・協力により今後5年間で是非とも実行すべき内容であり、実現性があるものと判断します。
- (3)今後、基本計画に沿って中心市街地活性化に向け具体的取り組みがなされることとなりますが、より多くの市民が共感をもって活性化に取り組んでいくためには、中心市街地の“長期的な展望(将来の姿)”“長期目標”、また“越前市らしさ”を出していくための戦略について一層明確にすることが望ましいと考えます。
- (4)今後、活性化に向けた新たな取り組みが具体化されてきた場合には、計画の見直し等を含め柔軟かつスピーディな対応をお願いします。
- (5)本協議会においては、本計画の遂行にあたり事業の一体的な推進を図るため今後も全力で取り組んで参る所存でありますので、協議会に対しましてもより一層のご支援をお願いします。

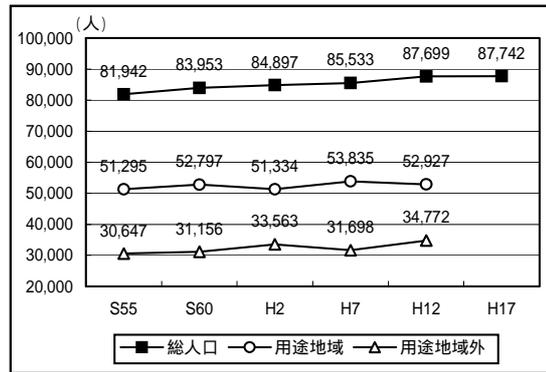
以上

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

人口は郊外部で増加

人口増減の内訳を用途地域内外別にみると、用途地域内が横ばいあるいは減少傾向にあるのに対し、郊外部(用途地域外)で増加傾向にあり、人口が市街地から郊外部へと流出している状況がうかがわれる。



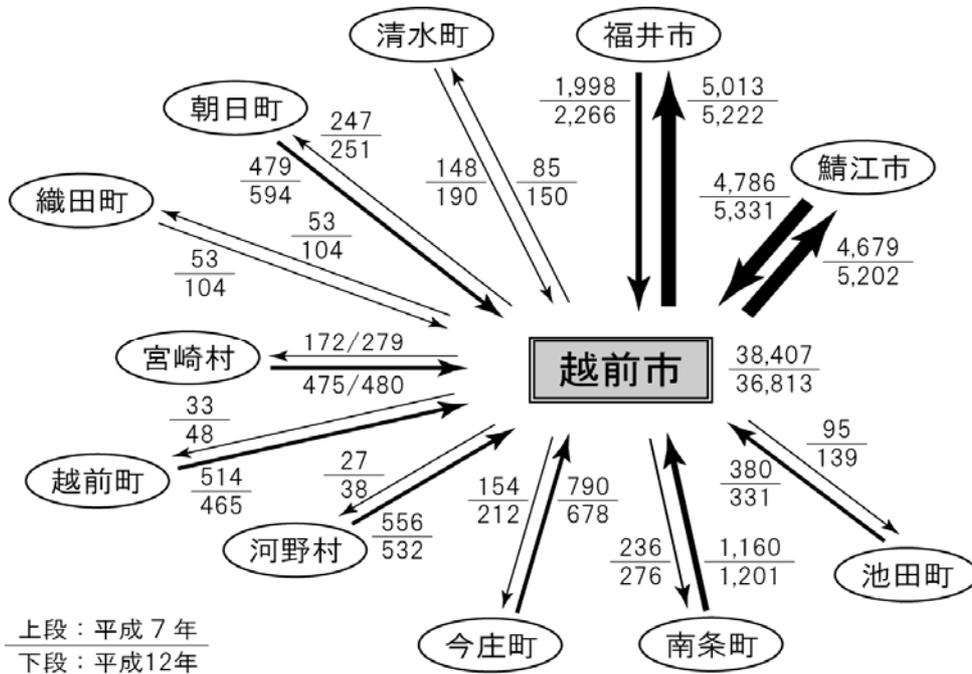
用途地域内外別人口の推移
(資料: 都市計画基礎調査)

通勤通学者数は流出人口よりも流入人口が多い

平成 12 年における流出者数は 15,100 人、流入者数は 15,907 人で、約 800 人の流入超過になっており、本市は広域的な生活経済の核となっている。しかし、平成 7 年時点では約 1,000 人の流入超過(流出者数: 14,087 人、流入者数: 15,056 人)であったことから、その吸引力は弱まりがみられる。

流出先では、福井市及び鯖江市がそれぞれ約 5,200 人で、流出者全体の約 7 割を占めている。

流入先では、鯖江市が 5,331 人、福井市が 2,266 人で、流入者全体の約 5 割を占めているほか、南条町や今庄町など丹南地域との社会的結びつきが強くなっている。



注) 越前市は旧武生市と旧今立町の合計
その他の都市は、合併前の旧市町村のまま記載
資料: 各年国勢調査

県下第二位の商業力を有しているが、大規模小売店舗への依存度が高い

平成 16 年の事業所（卸売業・小売業者）数は 1,607 件で、福井市に次いで多く、県内全体の約 12%を占めている。このほか、従業者数、年間販売額、売り場面積ともに県内全体の約 10%前後を占め、いずれも福井市に次いで第 2 位となっている。

これらのことから、越前市は、丹南地域における拠点都市というだけではなく、県内全体においても福井市に次ぐ中核都市という性格がうかがわれる。

一方、越前市内における大規模店舗の数は 17 件で、全小売業に占める大規模店舗内の小売事業所数は約 7%（85 件）にとどまっている。しかし、年間商品販売額は小売業全体の約 30%、売り場面積は約 46%を占めており、県平均と比較すると、大規模小売店舗の占める割合が大きいといえる。

年間商品販売額等の県内シェア

		越前市	鯖江市	福井市	福井県
事業所数	(件)	1,607	952	4,990	13,295
県内シェア	(%)	(12.1)	(7.2)	(37.5)	(100.0)
従業者数	(人)	7,907	5,864	34,507	76,940
県内シェア	(%)	(10.3)	(7.6)	(44.8)	(100.0)
年間商品販売額	(億円)	1,881	1,425	14,024	22,961
県内シェア	(%)	(8.2)	(6.2)	(61.1)	(100.0)
売り場面積	(㎡)	130,773	94,405	464,571	1,187,475
県内シェア	(%)	(11.0)	(8.0)	(39.1)	(100.0)

（資料：平成 16 年度福井県商業統計調査）

大規模小売店舗が占めるシェア

		越前市		福井県	
		小売業	大規模店舗内小売事業所	小売業	大規模店舗内小売事業所
事業所数	(件)	1,205	85	10,355	780
対小売業シェア	(%)		(7.1)		(7.5)
従業者数	(人)	5,551	1,221	53,814	10,565
対小売業シェア	(%)		(22.0)		(19.6)
年間商品販売額	(億円)	879	271	8,957	2,412
対小売業シェア	(%)		(30.8)		(26.9)
売り場面積	(㎡)	130,773	59,438	1,187,475	485,336
対小売業シェア	(%)		(45.5)		(40.9)
大規模小売店舗数	(件)		17		130

（資料：平成 16 年度福井県商業統計調査）

県内トップの工業力を有している

平成 17 年の製造品出荷額等は 4,023 億円で、県内全体の約 22% を占め、県内第 1 位である。従業者数は 14,230 人で福井市に次いで多く、従業者 4 人以上の事業所数は 471 件、県内全体の約 15% を占め、福井市、鯖江市に次いで多い。こうした工業力を背景に本市の人口に占める外国人比率及び有効求人倍率が高い。

(H.19 年 4 月現在の外国人登録者数 3,272 人、人口比率 3.7%、出身国はブラジル、中国ほか)

工業の県内シェア

		越前市	鯖江市	福井市	福井県
事業所数	(件)	471	547	762	3,148
県内シェア	(%)	(15.0)	(17.4)	(24.2)	(100.0)
従業者数	(人)	14,230	10,054	17,530	74,614
県内シェア	(%)	(19.1)	(13.5)	(23.5)	(100.0)
製造品出荷額等	(億円)	4,023	1,571	3,462	18,432
県内シェア	(%)	(21.8)	(8.5)	(18.8)	(100.0)

(資料：平成 17 年度福井県工業統計調査速報値)

国の「中心市街地活性化の取組みに対する診断・助言事業」アンケート まちかどアンケート調査の分析 (平成 17 年 9 月調査)

項目	内容	単位	中心市街地	16 都市平均
中心性	中心市街地は街の顔	%	36	33
求心性	平日通行量/市人口	%	10.1	*
買回性	休日/平日通行量	倍	0.99	1.09
目的性	買い物	%	47	56
	飲食・レジャー	%	9	8
	公共公益施設	%	21	17
	観光	%	1	3
来街実態	3km 圏来街比率	%	50	56
	来街増減(増加 減少)	%	9	-5

街づくりニーズ

“歩いて楽しいまち”が共通のニーズ

- ・中心市街地に必要なまちづくりでは、全般に郊外拠点利用者から多くのニーズがあげられた。共通するのは「歩いて楽しいまち」で、「バス・電車等公共交通機関が充実」、「クルマを利用しやすいまち」など交通アクセスに関するニーズが多い。「買い物」や「福祉」の充実も多くの人からあげられた。

中心市街地来街者で高いニーズ

- 買い物の充実 (39%)
- バス・電車等公共交通機関が充実 (34.3%)
- 歩いて楽しいまち (33.8%)
- 人に対してやさしい、福祉が充実している (32.0%)
- 街並みや景観が美しい (28.0%)

治安が良くて、安全に暮らせる（28.0%）

郊外来街者で高いニーズ

歩いて楽しいまち（48.6%）

クルマを利用しやすいまち（48.6%）

高齢者や身障者に対して福祉の充実（47.6%）

施設ニーズ

比較的高いのは交流施設へのニーズ

- ・中心市街地来街者の施設に対するニーズでは、「駐車場」、「買い物」、「レジャー・娯楽」等が上位に。他の都市・類似都市より「買い物施設」へのニーズは低く、駅前や中心市街地に隣接するエリアに立地する大型店が一因か。一方、「交流の場となる施設」へのニーズは他の都市・類似都市より高い。

施設ニーズ

駐車場（29%）

買い物（28.1%）

レジャー・娯楽（24.3%）

健康や福祉・医療に関する施設（17.0%）

住民や来訪者の交流の場となる施設（17.0%）

サービス・ソフトニーズ

全般にあまり高くないサービスへの要望

- ・同様に、サービスでは「駐車場の無料サービスの実施」、「商店街の営業時間の統一や延長」、「高齢者への支援サービス」等への要望が高い。

サービス・ソフトニーズ

駐車場の無料サービスの実施（29.0%）

商店街の営業時間の統一や延長（25.2%）

高齢者への支援サービス（23.8%）

まち歩きマップやお店紹介などの情報提供（21.0%）

環境の美化（21.0%）

現状分析に基づく事業の集中実施について

上記 ~ の現状分析をふまえると、「歩いて楽しいまち」や「商業の活性化、都市機能の増進」に対するニーズが大きく、その実現のためには市街地から郊外に流出している人口の減少に歯止めをかけることが最重要課題といえる。あわせて、県下トップの工業従業者や学生をはじめ市内外の人が訪れ、歩きたくなる魅力を創出する必要がある。

このため、今後の5年間は下記の事業に集中的に取り組むこととする。

ア) まちなかに居住を誘導する事業

イ) まちなか観光、散策を促進する事業

ウ) 住民や商業者、市民団体、学生、企業、公共等の多様な主体の活動を推進する事業

エ) アクセス利便性の向上を図る事業

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

中心市街地活性化プランの策定段階における取組の状況

活性化には様々な主体の参加・協力が不可欠であるため、地域ぐるみの事業推進に向けて、プランの策定段階からワークショップや意見交換会等を実施した。

ワークショップ

- 平成18年5月 第1回ワークショップ「まちなか探検」(123名)
- 平成18年6月 第2回ワークショップ「まちなか観光 - 回遊の魅力」(57名)
- 平成18年6月 第3回ワークショップ「まちなか居住 - 住まいの魅力」(58名)
- 平成18年7月 第4回ワークショップ「景観、物語」(55名)
- 平成18年8月 第5回ワークショップ「北エリアの課題」(64名)
- 平成18年8月 第6回ワークショップ「南エリアの課題」(50名)
- 平成18年10月 第7回ワークショップ「事業計画について」(34名)
- 平成18年12月 「中心市街地活性化プラン原案」中間報告会(80名)

各回のワークショップの結果をまとめた「瓦版」を住民に全戸配布した。

市民との意見交換

- 平成18年3月 国の中心市街地活性化推進室 診断助言事業
「活性化の取組み診断・助言事業」報告会(120名)
- 平成18年6月 武生商店街連盟「越前市中心市街地活性化に関する意見交換会」
- 平成18年8月 武生商工会議所青年部、武生青年会議所との意見交換会
- 平成18年8月 東地区自治振興会「東地区まちづくりフォーラム」
- 平成18年8月 福井県「県と越前市中心市街地各商店街の意見交換会」
- 平成18年10月 武生商工会議所常議員会「プラン策定進捗状況の説明」
- 平成18年11月 四町まちづくり協議会役員会との意見交換
- 平成19年1月 県宅地建物取引業協会武生支部研修会「プラン説明、意見交換」
- 平成19年1月 まちなか博物館館長会議「プランの説明、意見交換」

市民の意見募集

平成18年2月～3月

市民の意見・提案の募集(意見3名)

平成18年12月15日～1月10日

パブリックコメント「中心市街地活性化プラン原案」(意見7名)

その他

平成18年11月 福井県「街なか元気フォーラム in 嶺北」

まちづくり会社による連携の推進

平成19年6月に、駅南再開発ビルの管理会社である第三セクター・タケフ都市開発(株)が本市の中心市街地活性化を推進するまちづくり会社として位置づけられた。まちづくり会社は多様な主体の連携のもと業務を始めている。

具体的には、「まちづくりセンター」を拠点として、住民や不動産業、建築士等と連携して空き家・空き店舗・土地の活用を所有者等に働きかけ、有効利用を促進

する。また、まちなか観光を振興するため、寺社や商店、住民の協力を得ておもてなしのあるサービスを推進するとともに、観光協会や武生の語り部の会等と連携してまちなか回遊ツアーを企画し、市内の学校、企業、コミュニティ団体にも参加を呼びかけていく。さらに、多様な主体が取り組む市民事業をサポートするための相談窓口となり、情報の提供、連携・協力者の紹介、情報発信を行う予定である。

住民、商店街、市民団体、企業との連携

自治振興会との連携

地域の身近な課題を住民自らが解決し、住民のニーズに応じてきめ細かなまちづくりを推進するため、市内の小中学校区ごとに地区自治振興会が設置されている。市は、地域自治振興事業交付金として必要経費の一部（総事業費の8割）を交付している。地区内には東、西、南の地区自治振興会があり、福祉、環境、安全、防災、文化、スポーツ活動等の住民の主体的なまちづくりと連携して中心市街地の活性化を図る。

市民団体等との連携

地区内には、市民の憩いの場「歴史の香る建造物 春駒」を運営する「春駒の会」、改修した町屋を市民の交流の場として運営している「府中町屋倶楽部」、魅力あるまちなか暮らしを提案している「NPO 法人 ラピユタ創造研究所」、高齢者向け弁当宅配サービスを運営している「NPO 法人 ケアサポート・春駒」、地産地消の店や朝市を運営している「NPO 法人 土といのちの会」、レンタルボックスや交流の場を運営している「えちぜんコアハウス コミュニティ」等の多数のNPO・市民団体がまちづくり活動に取り組んでいる。

また、市の福祉健康センターには、「子育て総合支援センター」、社会福祉協議会事務所、市老人クラブ連合会事務局、市身体障害者福祉連合会事務局が設置されるほか、市の福祉・健康増進に関わるNPO・諸市民団体の活動拠点となっている。さらに、生涯学習センター、男女共同参画センター、市民活動交流室、国際交流協会事務所等を拠点に多数のNPO・市民団体がさまざまな活動を展開している。

こうした福祉、健康、文化、まちづくり等の多数の市民団体が中心市街地を拠点に活発なことが当地区の強みであり、これらの活動は賑わいの形成に大きく貢献しているため、連携を強化して中心市街地の活性化を図る。

商店街との連携

地区内には11の商店街（内、振興組合は6）があり、街路灯をはじめとした商業活性化事業に取り組んでいるが、後継者不足等により活動が低下してきている。

このため、今後は商店街自らの取組みに対して、住民や市民団体、学生等と巻き込みながら活動の強化を図っていく。

蔵の辻“壺の市”等のイベントや寺社との連携

平成19年4月から毎月第一日曜日に、住民組織の蔵の辻協議会、商店街、市民団体等が連携して実行委員会を立ち上げ、オープンカフェやフリーマーケットを中心としたイベント、蔵の辻“壺の市”の開催している。

中心市街地の特徴である、多数集積している寺社の祭礼とも連携を図っていく。総社の神輿かつぎは、近年市民有志による若獅子会、姫獅子会により催されるようになった。また、西地区自治振興会は商店街等と連携し総社「茅の輪くぐり」に併せたイベントやアーケードを利用した冬季イベントを18年から始めた。地元住民が中心市街地活性化を願い「牛なで祈願祭」も19年に復活している。

また、「たけふ菊人形」、「武生国際音楽祭」、「源氏物語アカデミー」、「丹南アートフェスティバル」等の県内外の人が訪れるイベントが中心市街地及び隣接の中央公園で開催されている。イベントに来た人がまちなかを回遊してもらえるようにイベントと連携した取組みにより中心市街地の活性化を図る。

朧が辻・タンス町周辺地区のまちづくり

四町まちづくり協議会（本町、元町、平和町、若松町の住民組織）と行政の協働により質の高い景観形成を図り、まちなか居住やまちなか回遊の魅力を向上する。また、家具・建具店が集積するタンス町境界において住民と職人や商店が連携しつつ地場産業を活かしたまちづくり事業に取り組む。

まちなか居住促進に関わる取組み

まちづくり会社・商工会議所・市が「まちづくりセンター」を拠点として、住民や不動産業、建築士等と協力して空き家・空き店舗・土地の有効利用を所有者等に働きかけ、市の各種支援施策の活用も図りながら居住促進を図る。あわせて、誘致企業や大学等の従業者や学生のまちなか居住を呼びかけていく予定である。

また、居住促進の一環として、市土地開発公社が所有しているJR武生駅貨物駅跡地を公募提案型で民間に売却した。また、武生商工会議所跡地についても民間に売却し居住促進を図る予定である。これらの譲渡先の住宅整備事業とも連携していく。

まちなか観光に関わる取組み

散策ルートがわかりやすく、歴史を感じられるよう、サイン等を整備するとともに、「伝統工芸品・観光PRセンター」を設置し、まちづくり会社が中心となって観光協会や「武生の語り部の会」等と連携し、まちなか回遊ツアーを企画実施する。

具体的には、越前国府が置かれてから1300年続いている歴史をアピールし、サイン整備、景観形成を図りながら、まちなかに点在する武生らしい建物や商い、コレクション等をまちの財産として保存活用を図るために指定している「越前府中まちなか博物館」の連絡協議会、本多富正を中心に顕彰事業を展開している「立

葵会」や寺社の協力を得ていくほか、市の「武生公会堂記念館」の歴史博物館の運営の充実、中心市街地のゆかりの人物を顕彰している、絵本作家のいわさきちひろ生誕の地顕彰会が運営している「ちひろの生まれた家」、善光寺通り商店街振興組合が運営している帝大初代総長・渡辺洪基生誕の地「サロン洪悠」等との連携を密にして回遊性を高める。

その他寺社、商店及び住民の協力を得て来訪者へのおもてなしの心の醸成を図り、食のおもてなしを推進する越前食ブランド創造チャレンジ塾事業、観光客誘致促進など、様々な事業の連携のもとでまちなか観光を振興する。

大学との連携

福井大学、仁愛大学、福井高専等の学生に参加を得ながらワークショップを開催し、中心市街地活性化プランを策定した。

福井大学学生は、学生提案の「まちなかの楽しい住まいを創る」の発表会を開催したほか、ワークショップのスタッフ、ワークショップ「瓦版」の編集、中心市街地内の建築物や駐車場の現況を示す地図を作成した。

地元唯一の4年制大学である仁愛大学学生は、ワークショップの参加をとおりて中心市街地の歴史や街の魅力を再認識し、自らがガイドとなってまちなか散策する「越前ぶらりツアー」を企画した。学生や市民、企業、子どもたちの参加を得て実践するとともに、まちなか散策に便利なEマップを作成し好評を得ている。

また、仁愛大学は市福祉健康センターで年に5回の公開講座を開催し、中心市街地の活性化に貢献している。

平成18年6月 福井大学生の発表会「まちなかの楽しい住まいを創る」(80名)

平成18年8月 仁愛大学生による「越前市ぶらり学生ツアー」(約20名)

10月、11月にも市民を対象に開催 1月にEマップ作成

【今後の予定】

平成19年6月に、越前市と仁愛大学は相互の人的・知的資源の交流と地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的として包括的な連携に関する協定書を締結した。今後、教育、文化、福祉、地域産業、まちづくり等の分野において連携した事業を積極的に取り組んでいく予定である。

中心市街地においては、仁愛大学生による「越前ぶらりツアー」が毎月1回実施されており、今後は若者にも魅力のあるツアーにするための仕掛けや寺社との連携を深めることを予定している。また、仁愛大学をはじめとして県内の学生や若者が中心市街地に訪れる拠点づくりのコンセプトを検討している。

福井大学生は、まちなか景観及び町家、居住について調査研究しており、今後、住民や市民団体等と連携し、魅力的なまちなかの住まいのあり方を提案していく予定である。

今後も、本市の活性化の特色ある取組みとして、大学及び学生と連携したまちづくりを推進していく予定である。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 総合計画（平成 19 年 3 月策定）

本市のまちづくりの戦略的な取組み「成熟社会にふさわしい定住都市づくり」

人口減少、少子高齢社会の進展や成熟社会への移行を見据え、これまでに整備を進めてきた施設を有効活用しながら、地域特性を踏まえたコンパクトで暮らしやすい都市づくりに取り組む。

本市のまちづくりの柱「快適で住みよいまちづくり」

1) 秩序ある土地利用の推進

都市ゾーニングの確立

現行用途地域外への市街化を極力抑制するとともに、用途地域内（市街地）の低未利用地の有効活用を図るため、土地利用マスタープランを策定し、「中心市街地」、「一般市街地」、「自然と調和した田園森林地域」の3つのゾーンに区分する。

中心市街地は、公共サービスや商業、各種業務、宿泊コンベンション機能など、丹南地域における中心都市にふさわしい広域的な機能の集積を図る。多様で質の高い住宅、宅地の供給により、まちなか居住の受け皿を確保するとともに、福祉、交流などまちなか居住を支援する機能の整備、充実を図り、暮らしやすく訪れて楽しい中心市街地を形成する。

(2) 都市計画マスタープラン（策定中）

「持続可能な定住都市の形成」をまちづくりの基本理念とし、丹南地域の中心都市として持続していくことができる個性的なまちを目指し、無秩序・拡散的な都市化を抑制するとともに、地域コミュニティ単位の生活圏を整備し、それらが有機的・機能的に結びついたコンパクトな都市構造を形成することを検討している。

(3) 各種支援制度による住宅及び商業・サービス業の中心市街地への誘導

本市は、これまで市内全域を対象にしていた高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業、特定優良賃貸住宅供給促進事業を中心市街地に限定するとともに、中心市街地を対象にした新たな住宅整備支援制度を創設し、居住機能の集積を図る。

（平成 19 年度に創設した支援制度）

- ・ 民間優良共同住宅供給促進事業
- ・ まちなか住宅団地整備費補助事業
- ・ 住宅用地等購入資金利子補給事業

また、中心市街地の地域特性を踏まえた新事業やコミュニティビジネス等の開業、空き店舗を活用した開業を支援することにより、商業・サービス業機能の集積を図る。

[2] 都市計画手法の活用

(1) 準工業地域における大規模集客施設立地の制限

コンパクトなまちづくりの一環として、大規模集客施設(床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの)の立地を制限する「丹南都市計画越前市大規模集客施設制限地区建築条例」を平成19年3月、県下で最初に制定した。

平成19年5月の都市計画審議会において、越前市のすべての準工業地域(530ha)を「大規模集客施設制限地区」に指定する特別用途地区の変更を付議し承認された。知事の同意を経て、7月1日に都市計画決定の告示を行い本条例が施行された。

今後、大規模集客施設の立地にあたっては都市計画提案制度の活用など都市計画の手続きを経ることにより適正な立地を確保することとし、提案された計画については都市計画マスタープラン等の街の設計図に照らし慎重に対処していく。

(2) 住みよい街づくり推進条例(平成19年3月制定)

都市計画マスタープランの基本理念・基本目標を実現するツールとして、市と市民との協働による街づくりを総合的かつ計画的に推進し、住みよい街の実現を図ることを目的として制定した。

具体的には、市総合計画、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画、森林整備計画等とともに、総合的な土地利用に関する基本的な方針及び計画として「土地利用マスタープラン」を「街の設計図」として位置づけるとともに、従来の「宅地開発指導要綱」についても条例とし、市民・事業者・市の適切な役割分担と協力関係の仕組みにより、秩序ある土地利用を推進する。また、市民提案の「地域街づくり計画」、「地域街づくり協定」制度の創設により、街づくりに関して市は情報の提供、技術的な支援、表彰を行い、地域特性を活かした個性豊かな街づくりの実現を目指す。

(3) 景観法に基づく景観計画の策定

“蔵の辻”は、親しみと愛着のもてるまちづくりと商業活性化を図ることを目的として、伝統あるまちなみ景観を再生するため建築物等を制限する地区計画を決定している。また、寺社群のある京町地区はまちづくり協定を締結し、まちなみ景観に努力している。

平成20年度には景観計画を策定し、四町(本町、元町、平和町、若松町)においてまちづくり協定を締結することにより、質の高い居住環境及び魅力的なまちなか回遊の環境を形成する計画である。

(4) 用途地域指定の状況

中心市街地区域の38%が商業地域、20%が近隣商業地域、42%が第一種住居地域に指定されており、商業、業務、住居系の都市機能を誘導しやすい状況である。

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況

市又は市関連の施設、大規模小売店舗等の現況は下記のとおりである。

建築物等の名称	敷地面積	床面積	経過年数	利用状況等
市役所本庁舎 本館 別館	8,908 m ²	3,595 m ²	52 年	利用者数：約 9 万人
		1,969 m ²	30 年	
市生涯学習センター		2,547 m ²	35 年	
市民ホール		3,024 m ²	34 年	
武生東公民館	798 m ²	1,672 m ²	29 年	
市役所分庁舎	1,273 m ²	847 m ²	43 年	水道部、教育委員会
市役所第二庁舎	937 m ²	1,229 m ²	30 年	産業経済部ほか
武生公会堂記念館	1,387 m ²	1,288 m ²	78 年	博物館（歴史・文化）
センチュリープラザ （駅南再開発ビル）	3,160 m ²	11,100 m ²	12 年	・ホテル ・センチュリープラザ...民間の商業・業務施設、消費者センター・国際交流室・市民活動交流室
平和堂 アルプラザ武生	8,705 m ²	18,348 m ²	7 年	1～3 階は商業施設延べ床面積：10,635 m ² 4 階は市福祉健康センター、男女共同参画センター
J R 武生駅貨物駅跡地	6,039 m ²			福祉法人わかたけ共済に売却し、高齢者優良賃貸住宅を整備する。
武生商工会議所跡地	2,322 m ²			暫定駐車場として使用していたが、居住促進のため公募提案により売却する。

J R 武生駅貨物駅跡地の活用

市土地開発公社が所有し月極め駐車場として使用していたが、居住促進策の一環として条件付で平成 19 年 5 月に譲渡した。譲渡先の社会福祉法人わかたけ共済は高齢者優良賃貸住宅を整備する予定である。

武生商工会議所跡地の活用

市土地開発公社が所有し暫定駐車場として使用しているが、居住促進策の一環として民間に売却する予定である。

市生涯学習センター・市民ホール、市福祉健康センター、武生公会堂記念館の活用

これまで以上に利用促進に努め、賑わいのある中心市街地の形成につなげる。

センチュリープラザの活用

駅前の立地条件を活かして “ 伝統工芸品・観光 P R センター ” や “ 大学サテライト教室・学生サロン ” 等を設置することにより集客力を高め、にぎわいを創出する。

(2) 市内の庁舎等の行政機関、病院、学校等の都市福利施設の立地状況及びそれらの移転計画の状況

中心市街地及び周辺に立地している庁舎等の行政機関、主な公共公益施設

施設名	設置者	用途	立地区域
市役所本庁舎	市	庁舎	中心市街地
市役所分庁舎	市	庁舎	中心市街地
市役所第二庁舎	市	庁舎	中心市街地
消費者センター	市	消費者相談施設	中心市街地
市民活動交流室	市	市民活動交流施設	中心市街地
国際交流室	市	国際交流施設	中心市街地
生涯学習センター	市	生涯学習センター	中心市街地
市民ホール	市	市民ホール	中心市街地
福祉健康センター	市	福祉健康センター	中心市街地
男女共同参画センター	市	男女共同参画センター	中心市街地
武生公会堂記念館	市	博物館	中心市街地
交流センターみどり	市	介護支援施設ほか	中心市街地
文化センター	市	文化センター	区域外(隣接)
中央図書館	市	図書館	区域外(隣接)
中央公園	市	公園・体育施設	区域外(隣接)
武道館	市	武道館	区域外(近接)
武生勤労青少年ホーム	市	労働福祉施設	区域外(近接)
武生地域職業訓練センター	市	職業訓練施設	区域外(近接)
労働福社会館	市	労働福祉施設	区域外(近接)
国民生活金融公庫武生支店	国	金融公庫	区域外(隣接)
武生税務署	国	庁舎	区域外(近接)
武生労働基準監督署	国	庁舎	区域外(近接)
武生郵便局	国	郵便局	区域外(近接)
福井地方検察庁武生支部	国	庁舎	区域外(近接)
福井地方家庭裁判所武生支部	国	庁舎	区域外(近接)
福井地方法務局武生支局	国	庁舎	区域外(近接)
武生社会保険事務所	国	庁舎	区域外(近接)
武生社会保険健康センター	国	健康センター	区域外(近接)
武生公共職業安定所	国	庁舎	区域外(近接)
越前警察署	県	庁舎	区域外(近接)
南越合同庁舎	県	庁舎	区域外(近接)
武生土木事務所	県	庁舎	区域外(近接)
丹南健康福祉センター武生福祉保健部	県	保健所	区域外(近接)

各地区に設置されている公民館、児童センター等は除く。

学校、保育園の立地状況

大学は郊外にあるため、JR武生駅から大学のシャトルバスが出ている。
高校は市内に4校あり、JR武生駅、福井鉄道武生新駅からバス路線で結ばれている。

区分	施設数	立地
大学	1	区域外
高校	4	区域外 中心市街地から約2km圏内に2校ある
中学校	7	区域外 中心市街地から約2km圏内に3校ある
小学校	17	中心市街地：1校 区域外：16校 中心市街地から約2km圏内に3校ある
幼稚園・保育園	43	中心市街地：6園 区域外：37園
南越養護学校	1	区域外
武生高等看護専門学校	1	区域外（近接）

医療機関の立地状況

市内の医療機関は下記のとおりで、中心市街地に集積している。

区分	施設数	立地
病院・診療所	79	中心市街地：25施設 区域外：54施設

公共公益施設の設置計画について

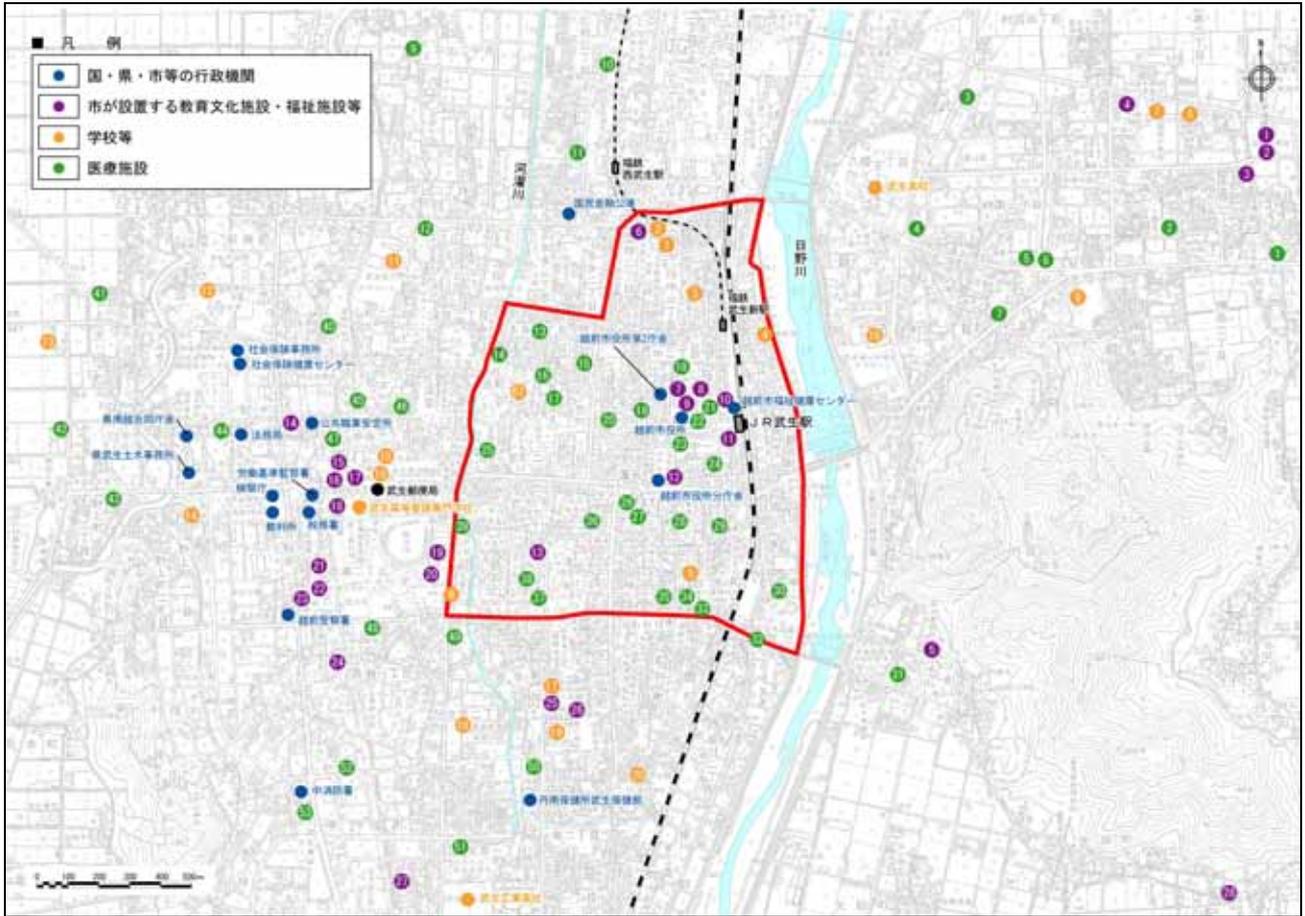
市が設置する公共公益施設は、都市公園、小中学校、幼稚園、児童センター等の整備計画がある。このうち新たに設置する施設としては、都市公園、児童センターの設置計画がある。都市公園の設置場所は区域外であるが、都市計画の決定を受けている従来からの継続事業である。また、児童センターの設置計画も区域外であるが、中心市街地3地区の児童センターは既に設置されている。

また、市役所本庁舎が老朽化しているため新庁舎を建設する計画があるが、平成19年3月に策定した総合計画では、「合併協定内容を踏まえ、新庁舎建設に向けて調査・研究を進めるとともに、計画的に基金を積み立てる。当面の庁舎のあり方については、新庁舎が建設されるまでの間、市民の利便を損なわないように、現本庁舎及び周辺の公共施設を含めて機能の確保を図るとともに、今立総合支所の窓口機能を強化する」としている。

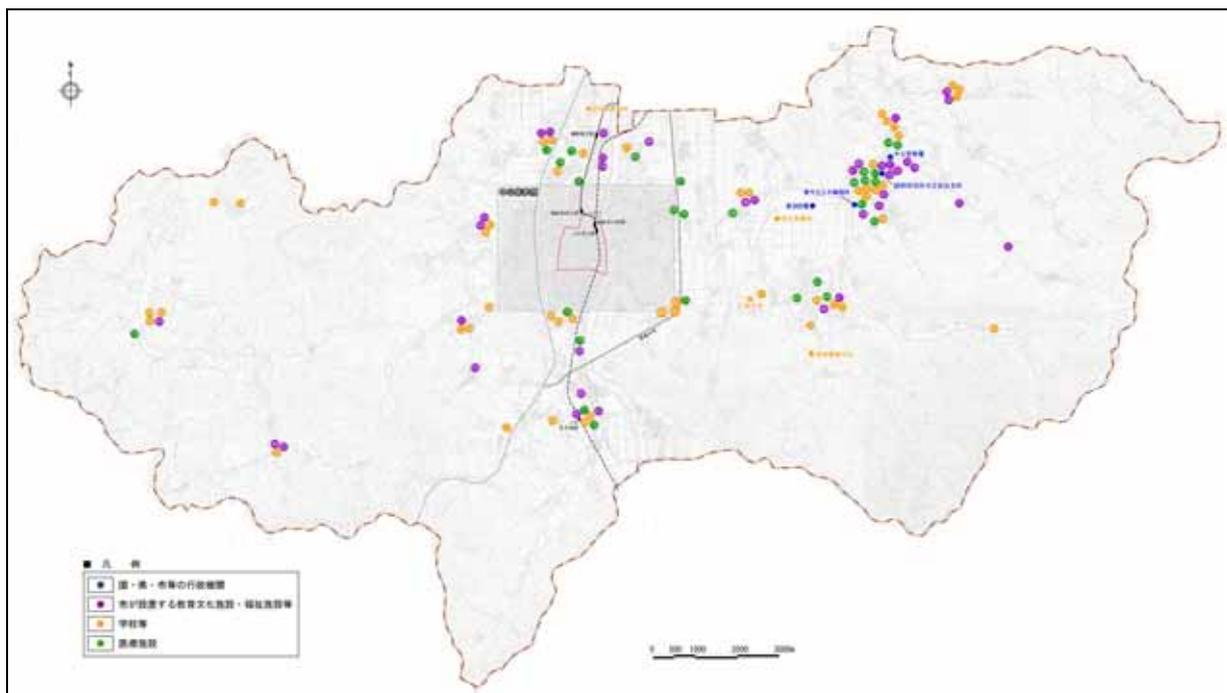
現時点において、その他の公共公益施設の具体的設置計画はない。

行政機関、病院、学校等の都市福祉施設の立地状況

【中心市街地及び周辺】



【市全域】



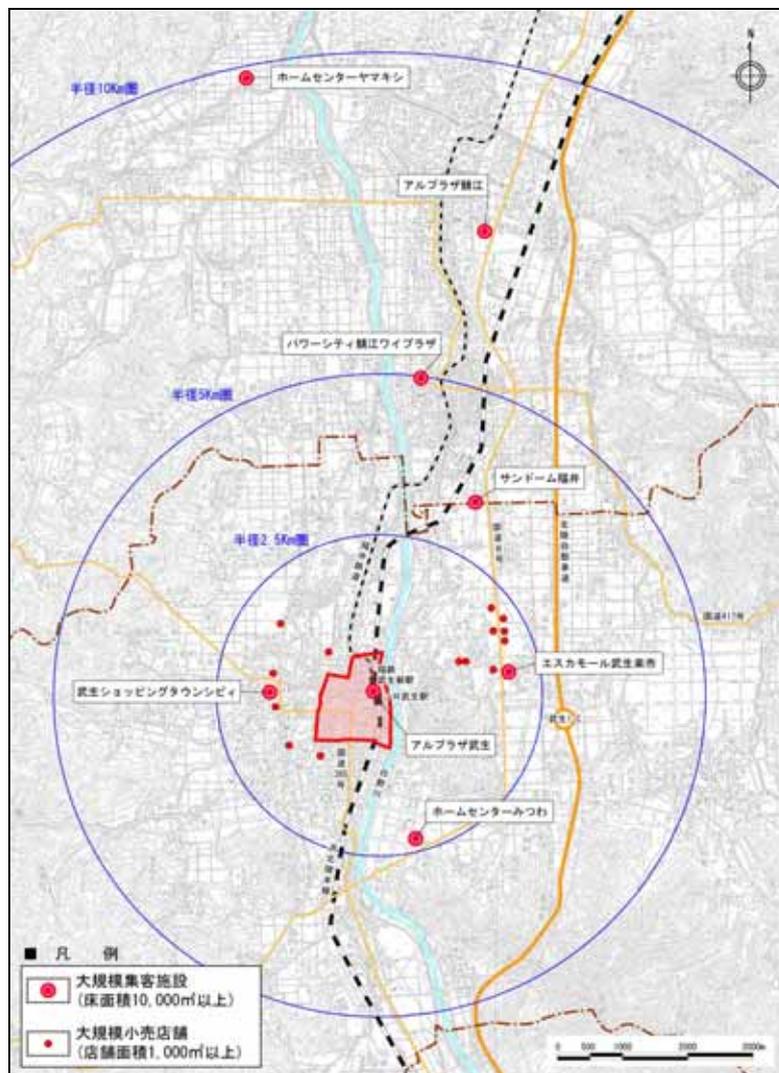
(3) 市内及び周辺の大規模集客施設の立地状況及び設置計画

床面積 1 万㎡以上の大規模集客施設は、中心市街地区域内に 1 施設、区域外に 4 施設、市外で半径 10 km 圏内に 3 施設の合計 8 施設がある。

床面積 1 万㎡以下の大規模小売店舗については、中心市街地に 1 店舗あったが平成 17 年に閉店しており、市内にある 14 店舗はすべて区域外である。

大規模集客施設等の名称	用途	売り場面積	開設年	立地
アルプラザ武生	大規模小売店舗	10,635 ㎡	H.12 年	区域内
シピィ	大規模小売店舗	18,913 ㎡	S.63 年	区域外
エスカモール武生楽市	大規模小売店舗	7,665 ㎡	H. 3 年	区域外
ホームセンターみつわ	大規模小売店舗	11,685 ㎡	H.10 年	区域外
サンドーム福井	イベント会場	延べ床 27,088 ㎡	H. 7 年	区域外

半径 10 km 圏内の大規模集客施設、市内の大規模小売店舗の立地状況



大規模集客施設の設置計画等について

サンドーム福井から南の国道 8 号沿線 (準工業地域) において、複数のショッピングセンター等の立地構想があるが、未だ開発行為の申請には至っていない。

[4] 都市機能の集積のための事業等

- 4 . 市街地の整備改善のための事業
 - ・ まちなか回遊コースサイン等整備事業
 - ・ 元が辻・タンス町周辺地区回遊コース整備事業

- 5 . 都市福利施設を整備する事業
 - ・ 空き家・空き店舗活用コミュニティ推進事業
 - ・ 大学サテライト教室・学生サロン整備事業

- 6 . 住宅の供給のための事業
 - ・ 民間優良共同住宅整備促進事業
 - ・ 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業
 - ・ 特定優良賃貸住宅供給促進事業
 - ・ 町家風共同住宅整備促進事業
 - ・ まちなか住宅団地整備費補助事業
 - ・ まちなか住宅用地購入促進事業

- 7 . 商業の活性化のための事業及び措置
 - ・ まちなか事業、地域助け合いビジネス開業支援事業
 - ・ 中心市街地店舗開業支援事業
 - ・ 伝統的工芸品・観光PRセンター整備事業
 - ・ 元気な商店街創出事業
 - ・ まちなか観光PR・観光客誘致事業
 - ・ 越前“食”ブランド創造チャレンジ塾事業
 - ・ まちなか博物館普及事業

- 8 . 4 から 7 までの事業及び措置と一体的に推進する事業
 - ・ JR武生駅のバリアフリー化設備整備事業
 - ・ 市民バス運行事業
 - ・ パークアンドライド対応駐車場を確保する事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) まちなか観光に関する事業について

まちなか散策ニーズの高まり

近年は、体験型や食、地域の文化にふれられる観光が注目されてきている。JRが発行している「ローカル列車でちょっと、ひと駅 JRで行く街めぐり(武生駅編)」による効果もあり、当中心市街地においても団塊の世代を中心にマップとカメラを持って散策する人が増えつつある。

また、JR西日本では、本年10月に「越前の歴史道ウォーキング、紫式部公園と“たけふ菊人形”を訪ねて」を企画し、語り部の案内によるまちなか散策ツアーを実施する。

“たけふ菊人形”まちなか観光ツアー

秋に約1ヶ月間開催される「たけふ菊人形」の入場者を対象にした「ミニ市内観光バスツアー」(参加費1人300円)のH18年実績では、休日の8日間実施し296人(1日あたり37人)であった。

「武生の語り部の会」による“まちなか観光”ガイド

「武生の語り部の会」による“まちなか観光”の案内客数の実績は、平成18年5月～11月で891人あった。また、平成14年のNHK大河ドラマ「利家とまつ」放映により約26,000人の観光入り込み客の増加があった。(利家のゆかりの地は中心市街地に多い。)

学生やNPOによる“散策ツアー”

平成18年から仁愛大学生による毎月1回「越前ぶらりツアー」が実施されているほか、市民団体「立葵会」やNPO等によって実施されている。



国の「中心市街地活性化の取組みに対する診断・助言事業」

国土交通省の都市景観大賞を受賞した“蔵の辻”、他市にはない寺社の集積、越前の伝統的建具・家具店が集まるタンス町、町家のある街なみなど、都市観光のポテンシャルは高いとの診断・助言を受けている。

(2) 回遊コースの整備、景観に関する事業について

蓬萊地区街なみ環境整備事業

当事業により地区計画を決定し整備した“蔵の辻”は、国土交通大臣表彰の「美しい街なみ景観大賞」を受賞し全国から視察があるほか、NPO等によるイベントも開催されており中心市街地の核となっている。

京町地区環境整備事業

当事業により整備された石畳の散策ルートは寺社、町家、料亭等と調和し歴史伝統を感じさせ、人気のある通りとなっている。



京町の街並み環境整備事業のようす

“本町寺社群・朧が辻”、“タンス町通り”周辺

“蔵の辻” “京町寺社群” 散策ルートを延伸し、伝統的地場産業である家具・建具店が多い“タンス町通り”、“本町寺社群・朧が辻” 散策ルートの街なみ環境整備に対するニーズが高い。

本町、元町、平和町、若松町で構成されている「四町まちづくり協議会」及び「タンス町界隈まちづくり実行委員会」では、“交流センターみどり”の運営、各店で伝統的なものを展示する“まちかど資料館”、たけふ菊人形にあわせた“菊街道”、住民・商店・職人の共同イベント“屋台まつり”等に取り組んでおり、今後は景観をテーマにしたまちづくり及び魅力ある回遊コースの環境整備に取り組む方針を決定している。



[2] 都市計画との調和等

(1) 総合計画との整合について

本市では、平成 19 年 3 月に総合計画を策定した。

基本構想

「自立」と「協働」を基本理念とし「定住化の促進」を重点目標に掲げた。将来像を「国府の文化と匠の技、日野の山川に生まれ ひとづくり、ものづくり、まちづくりの活力みなぎる『元気な自立都市 越前』」とし、8つの戦略的取組みを展開する。その一つが「成熟社会にふさわしい定住都市づくり」であり、これまでに整備を進めてきた施設を有効活用しながら、地域特性を踏まえたコンパクトで暮らしやすい都市づくりに取り組むこととした。中心市街地については、まちなかの居住機能、商業、観光がバランスよく充実した賑わいを創出し、人々がまちなかを散策する仕掛けを検討するなど、多様な主体が参画し、一体となって中心市街地の活性化に取り組むこととした。

また、5つのまちづくりの柱を設定し、快適で住みよいまちづくりについては、計画的な土地利用を推進し、歴史的な風格を活かした中心市街地の活性化や美しい景観の創出、都市基盤の整備を進め、コンパクトで住みよいまちを目指すこととした。

1 秩序ある土地利用の推進

限りある土地を効率よく利用するため、各種のまちづくりの施策の指針となる都市全体のゾーニング、まちづくりの基本方針を明らかにする。さらに、秩序ある土地利用を実現する規制・誘導の制度、住民の主体的なまちづくり活動を支援する制度を整える。

2 コンパクトで機能的な都市構造の形成

既存市街地は、商業、文化、交流などこれまでに蓄積された都市機能を活かして、高齢社会に対応した、歩いて暮らせる生活空間づくりを進めるとともに、中心市街地は賑わいのある魅力的なまちづくりを進める。

さらに、都市構造の形成については、本格的な少子高齢社会にあって、暮らしやすさと豊かさが実感できる活力ある地域社会を形成するため、市街地、田園と森林それぞれの特徴を有効に活用してメリハリのある環境を形成し、相互に連携することにより、市域全体の表情を豊にし、力強い発展を実現する。市全域を「中心市街地」、「一般市街地」、「田園森林地域」の3地域に大きく区分し、それぞれの地域特性を活かした都市構造を形成することにより、市全体の均衡ある発展を図ることとした。

中心市街地

公共サービスや商業、各種業務、宿泊コンベンション機能など、丹南地域における中心都市にふさわしい広域的な機能の集積を図る。

多様で質の高い住宅、宅地の供給により、まちなか居住の受け皿を確保するとともに、福祉、交流などまちなか居住を支援する機能の整備、充実を図り、暮らしやすく訪れて楽しい中心市街地を形成する。

一般市街地

自動車に過度に依存しないライフスタイルへの転換を促進するため、商業サー

バスや通勤、通学、娯楽などを含む、コンパクトな日常生活圏の形成を促進する。居住基盤が整備された地域を中心に、ゆとりと潤いのある居住環境の形成を図る。周辺環境との調和に配慮しながら、本市を支える基幹産業である製造業をはじめ多様な産業用地としての活用を図る。

田園森林地域

田園地域では、安全で良質な農作物を安定的・効率的に生産することはもちろん、あわせて豊かな田園風景の保全・創出やグリーンツーリズムの取り組みなどを通じて、美しいふるさとの環境を守る。

森林地域では、本市を包む緑豊かな森林がもつ多面的な機能を適切に保全・管理するとともに、体験学習やレクリエーション活動の場などとして積極的に活用する。

基本計画

「コンパクトで機能的な都市構造の形成」の一環として、「中心市街地の魅力向上」を図ることとした。基本施策として「まちなか居住の促進」、「まちなか回遊の推進」、「多様な主体のまちづくり活動の促進」を掲げ、「中心市街地活性化プラン」を着実に推進することとした。

(2) 都市計画マスタープランとの整合について

(平成20年3月策定)

基本理念を「持続可能な定住都市の形成」とし、5つの基本目標を設定している。第1の目標を「持続可能なコンパクトシティの形成」とし、無秩序・拡散的な都市化を抑制するとともに、地域コミュニティなどを一つの単位として捉えた生活圏を整備し、それらが有機的・機能的に結びついたコンパクトな都市構造を形成する。特に中心市街地においては、公益的機能の集約整備や商業の活性化を図り、市民の利便性向上や都市経営の効率化などといった集約によるメリットを創出するとともに、まちなか居住を促進し、越前国府として栄えた歴史や文化と人々の生活が密接に結びついた、賑わいと魅力のある「まちの顔」を形成するとしている。

[3] その他の事項

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	P.3～32、P.41～63
	認定の手続	P.93～98
	中心市街地の位置及び区域 に関する基本的な事項	P.33～40
	4から8までの事業及び措 置の総合的かつ一体的推進 に関する基本的な事項	P.90～106
	中心市街地における都市機 能の集積の促進を図るため の措置に関する基本的な事 項	P.107～114
その他中心市街地の活性化 に関する重要な事項	P.115～118	
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要 な4から8までの事業等が 記載されていること	P.64～89
	基本計画の実施が設定目標 の達成に相当程度寄与する ものであることが合理的に 説明されていること	P.45～62
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されてい るか、又は、特定される見込 みが高いこと	4.～8.に記載
	事業の実施スケジュールが 明確であること	4.～8.に記載